

# 学 生 便 覧

令和6年度入学生用

鳥取大学大学院共同獣医学研究科

# 目 次

## 大学院共同獣医学研究科について

1. 大学院共同獣医学研究科（博士課程）の概要	1
2. 教育方針	1
3. 学位論文審査等の概要	2

## 基本的事項等

1. 教育方法	5
2. 成績評価	5
3. 成績評価に対する疑義申し立て	6
4. 担当窓口	6
5. 学生生活の援助について	6

## 履修の手引き

1. 研究指導体制	7
2. 修了要件	7
3. 長期履修制度	7
4. 社会人の受講に対する配慮	8
5. 教育課程の編成及び特色	8
共同獣医学研究科カリキュラムマップ	13
共同獣医学研究科授業科目及び単位表（別表）	14
6. 講座編成と教育研究体制	20

## 教員一覧

大学院共同獣医学研究科教員一覧及び研究分野、専門分野	21
----------------------------	----

所在地	23
-----	----

## 規則集

1. 鳥取大学大学院学則	25
2. 鳥取大学学位規則	47
3. 鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項	65
4. 鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則	69
5. 鳥取大学大学院共同獣医学研究科における授業科目の成績評価に関する申し合わせ	75
6. 鳥取大学大学院共同獣医学研究科における成績評価に対する疑義申し立て に関する申合せ	77
7. 鳥取大学大学院共同獣医学研究科における学位論文審査等に関する細則	81



# 大学院共同獣医学研究科について

## 1. 大学院共同獣医学研究科（博士課程）の概要

---

岐阜大学と鳥取大学は平成 25 年度から共同獣医学科として共に学部教育を行っており、平成 30 年度の第 1 期生輩出に続き、平成 31 年度に両大学が設置する大学院共同獣医学研究科においても大学院教育も共同で実施することにより、学部から大学院への一貫教育課程の編成を行い、これまで以上に高度な専門性を有する人材を養成します。また、大学院への進学を希望する学生の不都合や不利益を解消し、より効果的かつ効率的な大学院での教育・研究を実現します。

既に学部教育を共同で行っている岐阜大学及び鳥取大学が共同獣医学研究科共同獣医学専攻を構築することで、これまで教育プログラムやカリキュラムに反映されなかった各大学の特徴をより鮮明にした教育プログラムによる大学院教育の構築を実施し、両大学が目指す人材を社会へ輩出します。具体的には、これまで両大学が特徴的に取り組んできた人獣共通感染症（岐阜大学における狂犬病や鳥取大学における鳥インフルエンザに関する研究等）や環境保全に関わる研究をより一層推進し、「家畜衛生・公衆衛生スペシャリスト」や「One Health スペシャリスト」として国際貢献できる人材をより効率的かつ効果的に育成できる教育プログラムを実施します。また、これまでの他分野との連携によるトランスレーショナルリサーチの実績（岐阜大学における RNA 創薬や鳥取大学における菌類きのこ由来新規活性物質の探索等）に加え、両大学で推進してきたがん研究の実績を活かし、創薬分野や難治疾患の克服を目指す基礎獣医学分野の研究者や高度獣医療専門家養成のための「難治治療・創薬スペシャリスト」教育プログラムを実施します。

### 共同獣医学研究科共同獣医学専攻が求める学生像(アドミッション・ポリシー)

- ① 基本的な研究倫理及び獣医倫理を有し、行動規範を遵守できる人
- ② 獣医学及び生命科学に関する十分な基礎学力と技術を有している人
- ③ 研究活動に必要な基本的英語力とコミュニケーション能力を有している人
- ④ 研究課題に積極的に取り組む意欲と探究心を有している人
- ⑤ 幅広い視野に立ち創造性豊かな研究を行う実行力と向上心を有している人

### 入学者選抜の基本方針

筆記試験（外国語（英語））及び口頭試問により、本研究科での研究に必要な学力及び技術の習得状況や研究活動に必要な英語力、研究課題に取り組む意欲などを評価し、総合的に合否を判定します。

## 2. 教育方針

---

岐阜大学と鳥取大学は、「動物の健康の増進、公衆衛生の向上、人間社会や環境における健全性の維持に貢献できる、あらゆる命の専門家の育成」を教育上の理念として共同獣医学科を設置し、学

部教育を実施しています。本共同獣医学科では、日本だけでなく国際社会をリードする者に不可欠な問題解決能力や科学的・論理的思考を涵養する教養教育を基盤に、動物に関わる総合的・実践的かつ高度な獣医学ジェネラリスト教育を展開するとともに、アドバンスト教育を通じて社会のニーズに対応する獣医学専門家も視野に入れた国際性に優れた人材の輩出を目指しています。従って、国際水準の卒後教育を推進するための次の段階として、本共同獣医学研究科では、「生態系の健全性を含む動物や人の健康に関する幅広い分野の先端的研究を推進し、獣医学の高度化に貢献できる獣医学教育者及び研究者を養成するとともに、高度な知識と技術、専門性と倫理観を有し、国際社会又は地域社会における指導的役割を果たす獣医学専門家を育成する。」を教育理念としています。

本共同獣医学研究科では、学部教育から大学院教育への接続性強化により、効率的かつ効果的な大学院教育・研究の実現が可能になることに加えて、家畜衛生・公衆衛生スペシャリスト、One Health スペシャリストまたは難病治療・創薬スペシャリスト養成教育という新たなカリキュラムの構築により、獣医学や動物科学における諸問題に対応できる人材の養成、幅広い学際的な素養とグローバルな視点を基盤として社会的要請に応える地域のリーダーとなりうる人材の養成を目指します。そのため、すでに獣医療系の職場や家畜保健衛生・保健福祉行政などの職場で経験を積む社会人についても積極的に受け入れ、これまで培われてきた専門性の更なる向上や新たな視点から地域貢献の推進ができる人材の育成を目指します。

本共同獣医学研究科における学位授与の方針は以下の通りです。

#### 共同獣医学研究科共同獣医学専攻における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、本共同獣医学研究科の人材養成目的に適う、高い倫理観を有し、高度かつ広範な専門的知識や研究能力を修得した上で、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「博士（獣医学）」の学位を授与する。

- ① 獣医学及び生命科学に関する高度な専門知識と研究能力を備えた人材
- ② 幅広い学際的な素養とグローバルな視点を基盤に、独創的な研究力とコミュニケーション力を発揮して、社会的要請に応える地域のリーダーとなりうる人材
- ③ 家畜衛生・公衆衛生スペシャリスト、One Health スペシャリストまたは難病治療・創薬スペシャリストとして獣医学及び動物科学における諸問題に対応又は解決できる人材

### 3. 学位論文審査等の概要

---

#### ア 学位論文提出の資格

- ・学位論文を提出できるのは、研究科に4年以上在学し、定められた授業科目を履修して30単位以上を修得し、本共同獣医学研究科のディプロマ・ポリシーに示された能力を身につけ、学位の基礎となる**学術論文が科学雑誌（注1）**に掲載または受理されたものを1編以上有する者です。

（注1）**Medline（PubMed）**及び**Web of Science**に収録された英語の学術雑誌並びに**日本獣医師会雑誌**

- ・別途定める特に優れた研究業績を上げ、主指導教員が推薦した者は、在学期間の短縮により3年以上の在学で学位論文を提出できます。

- ・研究業績は、主指導教員のもとで行ったものを原則とします。

#### イ 在学期間の短縮による学位申請

特に優れた研究業績を上げた者は、3年以上の在学により学位論文を提出できます。次のいずれかに該当する場合、特に優れた研究業績を上げた者として扱います。

- ・学位の基礎となる学術論文として、**科学雑誌（注1）**に掲載または受理されたものを3編以上有する者。
- ・学位の基礎となる学術論文として、**科学雑誌（注1）**に掲載または受理されたものを2編以上有する者で、学位を申請する前年度におけるこれら掲載誌の **Journal Citation Reports (JCR)** あるいは **Science Citation Index (SCI)** におけるインパクトファクターの総計が3以上である場合。

#### ウ 審査委員

- ・審査委員は主査1名、副査4名（2名は相手大学の研究科から選出する）からなる5名により構成される学位審査委員会を審査申請者ごとに選出し実施します。
- ・主査及び副査の選出は各研究科で選出し、共同獣医学研究科委員会で決定します。
- ・各大学の研究科委員会において審査のため必要と認めた場合は、岐阜及び鳥取双方の研究科、他の大学院および研究所等から副査の追加選出も可とします。

#### エ 学位論文の審査基準

以下の審査項目について評価を行います。

- ① 別に定める「学位論文が満たすべき水準」をすべて満たしていること。
- ② 専門領域の知識を十分に持ち、その領域の研究課題を的確に把握していること。
- ③ 研究倫理について十分に理解し、それを遵守していること。
- ④ 先端的かつ発展的な研究を立案・遂行する能力を身につけていること。
- ⑤ 論文や口頭発表は論理的が分かりやすく構成されていること。
- ⑥ 口頭試問における応答が論理的でわかりやすいこと。
- ⑦ 国際的に活躍するためのコミュニケーション能力を身につけていること。

#### オ 学位論文審査、最終試験及び試問並びに論文発表

以下の要領で実施します。

- ・学位論文が受理された日から1年以内に、学位論文審査にて、最終試験及び口頭試を実施し、公開の論文発表会を終了した者に対して、その審査結果について文書をもって各研究科委員会に報告する。

論文発表会を終了し、学位審査会はその結果を文書をもって各研究科委員会に報告する。

- ・各大学の研究科委員会は審査の上、学位論文の可否を決定します。

#### カ 学位論文の公表方法

以下の要領で実施する。

(論文の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表)

- ・本学は、博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネット（鳥取大学研究成果リポジトリ）の利用により公表します。

(学位論文の公表)

- ・博士の学位を授与された者は、当該博士の学位授与の日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネット（鳥取大学研究成果リポジトリ）の利用により公表します。ただし、当該博士の学位授与の前に既に公表したときは、除きます。
- ・博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の議を経て学長の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネット（鳥取大学研究成果リポジトリ）の利用により公表することができます。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供します。

# 基本的事項等

## 1. 教育方法

本共同獣医学研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行います。

学生は、主指導教員の指導に従い、研究題目を定め、速やかに研究題目届により研究題目及び研究計画を主指導教員に届け出なければなりません。なお、研究題目及び研究計画を変更するときも同様とします。

研究題目届の様式は、鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則の別紙様式1となります。

各授業科目の開講時期等の詳細については、主指導教員及び授業担当教員と相談してください。

## 2. 成績評価

成績は100点満点で採点され、60点以上が合格となります。合格と判定された授業科目はいかなる理由があっても取り消しは行われません。

成績の表記

<評点に基づき評価を行なう科目>

合否及び評価		評 点	評 価 基 準
合格	S	90～100点	到達目標を十分に達成し、授業内容に関し修得した基礎的知識あるいは技能を体系的に網羅でき、新たな展開ができる。
	A	80～89点	到達目標を十分に達成し、授業内容に関する基礎的知識あるいは技能を発展させ応用できる。
	B	70～79点	到達目標をほぼ達成し、授業内容に関する基礎的知識あるいは技能を修得している。
	C	60～69点	到達目標を最小限達成し、授業内容に関する最低限の基礎的知識あるいは技能を修得している。
不合格	F	59点以下	到達目標を達成していない、また、授業内容に関する基礎的知識あるいは技能を修得できていない。

<合否により評価を行なう科目>

合否及び評価		成 績 基 準
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

<成績の評価を行えない科目>

不履修	E	鳥取大学単位認定規則第3条に定める出席時間数を満たしていない、あるいは定期試験を受験していない（レポート等の未提出を含む）。
-----	---	--



#### 成績証明書の記載表記

S	90～100点
A	80～89点
B	70～79点
C	60～69点
P	合格
F	不合格

### 3. 成績評価に対する疑義申し立て

---

学生が、自らの成績評価に関して、成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われる場合、又は、シラバス等に記載されている一般目標、成績評価の方法と基準等による自己採点の結果から、明らかに成績評価について疑義があると思われる場合、当該授業科目の成績通知後、1週間以内に申し立てを行うことができます。

### 4. 担当窓口

---

●在学証明書

●修了見込証明書

学生部 教育支援課 証明書発行窓口 ☎ 0857-31-5574

●成績証明書

学生部 教育支援課 証明書発行窓口 ☎ 0857-31-5574

●学割証明書

学生部 学生生活課 学生支援係 ☎ 0857-31-5058

■履修、学生支援等の相談窓口

農学部 共同獣医学務係 ☎ 0857-31-5365

mail : ag-kyoudouj@ml.adm.tottori-u.ac.jp

### 5. 学生生活の援助について

---

1. 入学料、授業料免除（入学手続き時に配布済）

経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合には、全額又は半額が免除される制度があります。

2. 日本学生支援機構（有資格者には学生生活課より案内予定）

経済的理由により修学困難な者に学資を貸与するための制度です。希望する者は指定された期日までに関係書類を提出してください。（外国人留学生は貸与の対象となりません。）

なお、在学中に特に優れた業績を挙げた者に対する日本学生支援機構大学院第一種奨学金の返還免除制度があります。詳細については、農学部共同獣医学務係へ問い合わせください。

3. その他奨学金

その都度、対象者個々に通知します。

# 履修の手引き

## 1. 研究指導体制

---

研究指導は主指導教員1名、副指導教員2名により行います。学生は希望する主指導教員氏名を出願書類に記載して提出、主指導教員は入学時に決定します。主指導教員は、担当学生の博士課程在籍期間における研究推進の責任者として研究指導にあたり鳥取大学から1名を配置します。副指導教員は、鳥取大学の副指導教員を第一副指導教員に、岐阜大学の副指導教員を第二副指導教員とし、学生と主指導教員との協議により各1名を配置します。副指導は、学生の研究内容に応じ、それに適した教員が担当し、主指導教員の方針に沿って学生の研究指導にあたります。具体的には、必要に応じて実施する研究指導に加え、鳥取大学の主指導教員及び第一副指導教員は研究推進科目のプログレスセミナーⅠを、岐阜大学の第二副指導教員はプログレスセミナーⅡを担当し、受講学生の研究指導を行います。副指導教員の研究分野は主指導教員と同一の研究分野である必要はなく、研究分野の縛りを設けないとともに、学生の希望も受け入れます。副指導教員の選定については、入学時に学生が持つ学修実績や経験等のバックグラウンドと、学生自らが描くキャリアデザイン及び履修指導教員の意見も踏まえつつ、主指導教員の指導により入学時に決定します。上記3名の研究指導教員の研究分野は制限しないため、学生の希望に合わせた指導を実現します。学生は自身の研究テーマや研究計画の策定から遂行、論文等の作成に至るまでを基盤的教育や各スペシャリスト養成に応じた科目の履修を通じて綿密な研究指導の下に行います。また、必要に応じて、他大学（旧連合大学院構成大学）の教員及び連携機関の専門家から助言を受けることができます。

## 2. 修了要件

---

学生は、本共同獣医学研究科の教育課程において、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格することを要件とします。最終審査に合格することによって、「博士（獣医学）」の学位を授与します。

なお、30単位以上のうち10単位以上は相手大学が開設する授業科目とします。

## 3. 長期履修制度

---

職業を有している等の事情により標準修業年限内（4年間）での修学が困難な者に対して、標準修業年限を超えて一定の延長期間（最長在学年限8年間）に、計画的な教育課程の履修を認める「長期履修制度」を取り入れて実施します（鳥取大学大学院学則第12条）。具体的には、入学時に、あるいは希望する申請時期の前年度に長期履修の申し込みを行い、各学期にどの科目を履修するのかを計画書として提出していただきます。受講や指導にあたっては、できる限りビデオ・

オン・デマンドやeラーニングコンテンツの利用及び電子メールの利用等により、休日、夜間及び集中講義を最大限に活用した時間割を設定し、学生の勤務・生活形態を考慮した履修指導や研究指導を行います。なお、休日及び夜間の授業並びに研究指導の時間帯は、原則として平日は夜間の18時から21時10分までの間、土曜日は8時50分から16時10分までとします。

## 4. 社会人の受講に対する配慮

---

社会人学生に対しては、大学設置基準に基づく教育方法の特例（いわゆる14条特例）や長期履修制度により、継続しながら就学できる環境を提供します。また、勤務形態や生活形態を考慮し、休日、夜間及び集中講義を活用した時間割を設定した履修指導や研究指導を行います。

本共同獣医学研究科のホームページに授業科目内容に関するeラーニングコンテンツを配信し、任意の時間に学習できる環境を整えるとともに、ウェブや遠隔講義システムを用いた試験やレポートでの評価が出来るようにします。社会人に対してはこれまでの経験や学習レベルを個別指導などにより適切に把握し、獲得できる知識・技術体系等を明確に設定できるよう、講義や演習内容を予め明示し、選択すべき科目等の指導を行います。

授業担当教員はコンテンツにレポート課題を含めることとし、受講者はコンテンツの視聴後に課題に対するレポートを提出してもらいます。授業担当教員は、提出されたレポートにより評価します。

## 5. 教育課程の構成及び特色

---

別表として共同獣医学研究科授業科目及び単位表を掲載しています。

共同獣医学研究科共同獣医学専攻における教育課程編成・実施の方針

(カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに記載されている、高度な専門知識と研究能力を備え、幅広い学際的な素養とグローバルな視点を基盤に、社会的要請に応える地域のリーダーとなりうる人材を養成するため、以下のカリキュラム・ポリシーを策定する。

- ① 教育課程において、研究科共通科目、基盤的教育科目、スペシャリスト養成科目、研究推進科目、アドバンスト教育科目を提供する。
- ② 本教育課程の履修により、獣医学に関する高度な専門知識と技術を修得し、高い倫理観、幅広い学際的な素養とグローバルな視点を基盤に、独創的な研究力とコミュニケーション力を発揮して社会的要請に応えうる地域のリーダー、獣医学研究者および高度専門職業人を養成する。
- ③ 学修成果の評価は、全学的な申し合わせ及び各科目のシラバスに記載された成績評価項目等に基づき、授業目標への達成度により行う。

## ア 教育課程の構成

1～2年次には各専門分野の研究者および各スペシャリスト養成の基盤となる「研究科共通科目」及び「基盤的教育科目」を開講します。2～3年次には「スペシャリスト養成科目」を開講し、学生は2年次に専門分野にかかわらず希望するスペシャリスト養成プログラムを選択、各プログラムに沿った科目を中心に履修します。また、2～3年次には各専門分野での博士論文作成に関連する科目として「研究推進科目」を開講し、さらに実践的能力を育成するため2～4年次には「アドバンスト教育科目」を開講します。各科目の概要は以下のとおりです。

### ①研究科共通科目

各専門分野の研究者および各スペシャリスト養成の基盤となる研究倫理、知的財産の管理、学術情報収集能力、語学力、プレゼンテーション能力等を身に付けます。各授業科目の開講年次と単位数は以下のとおりです。

#### a. 「生物情報解析学特論」(1年次、必修、1単位)

博士課程における学修で必要となる統計解析等について、特に獣医学領域で共通に求められる事項を教授し、研究者に求められるデータ解析能力を涵養します。

#### b. 「研究倫理・知的財産特論」(1年次、必修、2単位)

博士課程での研究を推進するにあたり研究者に求められる基本的な倫理観及び研究者倫理、研究に関わる不正問題を教授し、研究者に求められる基本的倫理観を涵養するとともに、知的財産権とその侵害に関する理解を深めます。

#### c. 「アカデミック・イングリッシュ」(1年次、必修、1単位)

博士課程における学修で必要となる科学英語について、特に獣医学領域で共通に求められる事項を教授するとともに、研究者に求められる英語による論文作成やコミュニケーション能力を涵養します。

#### d. 「学際領域特別演習」(1年次、必修、1単位)

学術情報収集スキルの向上を目的として、学生自身の研究計画発表に関する発表資料作成を行い、学生移動による対面式セミナーとして実施し、実践的なプレゼンテーションを行うとともに、実験計画について討論します。学生は自己の専門分野以外の研究内容に関するプレゼンテーションについて討論に参加するとともに、学生自身のプレゼンテーションに対して専門分野以外の教員からも指導・助言を受けることで多面的な思考能力を醸成します。

### ②基盤的教育科目

#### a. 「基盤特別講義」(1・2年次、選択必修、4科目、各1単位)

各専門分野における研究遂行及び各スペシャリスト養成の基盤となる知識を修得します。主指導教員が開講する1単位、鳥取大学の教員が開講する1単位及び岐阜大学の教員が開講する2単位を履修します。

#### b. 「基盤特別演習」(1・2年次、選択必修、1単位)

主指導教員が開講する1単位を履修し、各専門分野における研究遂行及び各スペシャリスト養成の基盤となるプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力等を修得します。

#### c. 「基盤特別実験」(1・2年次、選択必修、2単位)

主指導教員が開講する2単位を履修し、各専門分野における研究遂行の基盤となる実験手

技を修得します。

### ③スペシャリスト養成科目

#### a. スペシャリスト養成コア科目

3つのスペシャリストを養成するための核となる必須の高度専門的知識を重点的に身に付けさせるため、以下の科目（計3単位）を開講します。

#### 1) 「家畜衛生・公衆衛生特別講義Ⅰ・Ⅱ」、「One Health 特別講義Ⅰ・Ⅱ」、「難病治療・創薬特別講義Ⅰ・Ⅱ」（2・3年次、選択必修、2科目、各1単位）

鳥取大学及び岐阜大学の教員が開講するスペシャリスト養成プログラムのコアとなる講義であり、選択したプログラムに沿った専門知識を修得します。

#### 2) 「家畜衛生・公衆衛生特別演習」、「One Health 特別演習」、「難病治療・創薬特別演習」（2・3年次、選択必修、1単位）

自大学の教員が開講する科目であり、高度の専門的研究技術を修得します。

#### b. 「スペシャリスト特別講義」（2・3年次、選択必修、4科目、各1単位）

3つのスペシャリストに要求される高度専門知識を修得するため、各スペシャリストに対応した3つの科目群（「家畜衛生・公衆衛生科目群」、「One Health 科目群」、「難病治療・創薬科目群」）を設定し、それぞれのスペシャリストに必要とされる専門知識を修得する科目を開講します。学生は、選択したスペシャリスト養成プログラムに沿った科目群から計4単位を履修します。また、関連分野に関する理解力と判断力を醸成するため、学生が希望する場合は選択したプログラム（上記4単位）以外の科目も受講可能とします。講義は鳥取大学及び岐阜大学の教員が開講します。

#### c. 「スペシャリスト特別演習」（2・3年次、選択必修、1単位）

3つのスペシャリストに要求される高度専門知識と課題解決能力を修得するため、各スペシャリストに対応した3つの科目群（「家畜衛生・公衆衛生科目群」、「One Health 科目群」、「難病治療・創薬科目群」）を設定し、それぞれのスペシャリストに必要とされる専門知識及び技術を修得する科目を開講します。学生は選択したスペシャリスト養成プログラムに沿った科目群から1単位を履修します。演習は岐阜大学へ学生が移動し、岐阜大学の教員が開講する科目を受講します。

### ④研究推進科目

#### a. 「研究推進特別実験」（2・3年次、選択必修、2単位）

主指導教員が開講する科目であり、研究推進に必要な幅広い高度の知識・技術を修得します。

#### b. 「演習科目」（2・3・4年次、選択必修、各2単位）

主指導教員及び岐阜大学の副指導教員が開講する科目であり、高度な専門的研究遂行能力、プレゼンテーション能力等を修得します。主指導教員及び自大学副指導教員について「プログレスセミナーⅠ」、相手大学の副指導教員について「プログレスセミナーⅡ」として開講します。

## ⑤アドバンスト教育科目

優れた獣医学専門家及び獣医療人養成のために、キャリアイメージの醸成と多様性のある研究観を涵養します。

### a. 「国内特別実践演習Ⅰ・Ⅱ」（２・３・４年次、選択、各２単位）

国内の研究機関（国、地方公共団体、民間）における研究活動、調査活動等の実施、学会発表を通じて課題抽出能力、実践的な課題解決能力及びプレゼンテーション能力を身に付けます。

### b. 「海外特別実践演習Ⅰ・Ⅱ」（２・３・４年次、選択、各２単位）

海外の研究機関（公的機関及び民間）における研究活動、調査活動等の実施、国際学会における発表を通じて課題抽出能力、実践的な課題解決能力及びプレゼンテーション能力を身に付けます。

### c. 「ジョイントワークショップ演習」（２・３・４年次、選択、２単位）

国際ジョイントワークショップにおける口頭またはポスター発表、学術交流等の実施を通じて海外の大学及び研究者と交流を図り、グローバルな視点に立った情報収集能力、国際的コミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力を身に付けます。

## イ スペシャリスト養成プログラム

各スペシャリスト（「家畜衛生・公衆衛生スペシャリスト」、「One Health スペシャリスト」、「難病治療・創薬スペシャリスト」）養成のため、３つのプログラムを設けます。各スペシャリスト養成プログラムの詳細は以下のとおりです。

### ① 家畜衛生・公衆衛生スペシャリスト養成プログラム

家畜衛生・公衆衛生スペシャリストとして主として地域（都道府県市町村）の家畜衛生、公衆衛生分野のリーダーに必要な基盤となる専門知識を修得するため、２～３年次には本スペシャリストを志望する学生全員が履修する必修科目として「スペシャリスト養成コア科目」である「家畜衛生・公衆衛生特別講義」を開講し、学部教育で培ったジェネラリストからスペシャリスト教育への導入として、家畜伝染病の防疫や大規模食中毒の発生に、リーダーとしての適切な対処に必要な技術と知識の基礎を講述します。併せて本スペシャリスト内でも特に専門性の高い知識及び技術を教授するため、「スペシャリスト特別講義」として「産業動物疾病診断学特別講義」、「公衆衛生学特別講義」、「高病原性鳥インフルエンザ特別講義」等を開講し、本スペシャリスト志望学生はここから４科目を選択します。ここでは、分子生物学、分子疫学、家畜伝染病の実例など、より先端的で専門性に特化した実践的内容を講述します。さらに「スペシャリスト特別演習」として「産業動物疾病診断学特別演習」、「公衆衛生学特別演習」、「高病原性鳥インフルエンザ特別演習」等を選択必修科目として開講し、学部教育ではリスクが高く実施困難な実技を伴う演習を実施、その専門知識と技術を実践的に修得します。

### ② One Health スペシャリスト養成プログラム

One Health スペシャリストとして世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関並びに政府研究機関等でリーダーシップを発揮できる人材を養成するため、動物及び動物

の健康並びにこれらを取り巻く環境の良好な状態の維持により地球規模での健全性を達成するための課題の理解と対応について教授します。2～3年次には本スペシャリストを志望する学生全員が履修する必修科目として「スペシャリスト養成コア科目」である「One Health 特別講義」を開講します。本授業科目においては、One Health の概念、国連機関や国内外の獣医師と医師との連携、人獣共通感染症、薬剤耐性菌、野生動物、環境中の化学物質等の One Health を取り巻く課題の基礎的知見を教授します。併せて本スペシャリスト内でも特に専門性の高い知識及び技術を教授するため、「スペシャリスト特別講義」として「野生動物の個体数管理特別講義」、「新興・再興細菌感染症学特別講義」、「インフルエンザ感染制御学（リスクアナリシス）特別講義」等を開講し、本スペシャリスト志望学生はここから4科目を選択します。さらに「スペシャリスト特別演習」として「個体数管理特別演習」、「感染症対策に関する One Health 特別演習」、「鳥インフルエンザの確定診断特別演習」等を選択必修科目として開講し、One Health の課題に関連する文献や統計情報に基づく現状の把握と対応や感染症対策に関する技術を実践的に修得します。

### ③ 難病治療・創薬スペシャリスト養成プログラム

本プログラムは、難治性疾患の病態や原因を理解するため先端基礎獣医学の知識や技術に基づく獣医臨床分野の問題点、及びこれらの問題点を踏まえライフサイエンス分野における基礎獣医学領域の専門家養成のための知識や対応について、教授します。それにより現在、社会が求めている難病治療・創薬スペシャリストとして、がん等の難治性疾患の克服を目指す高度獣医療従事者、創薬やライフサイエンス分野におけるトランスレーショナルリサーチに必要な高度専門知識を有する専門家、研究者及び教育者の育成を目指します。2～3年次には本スペシャリストを志望する学生全員が履修する必修科目として「スペシャリスト養成コア科目」である「難病治療・創薬特別講義」を開講します。併せて本スペシャリスト内でも特に専門性の高い知識及び技術を教授するため、「スペシャリスト特別講義」として、「比較腫瘍学特別講義」、「生殖再生医療学特別講義」、「難治性疾患病態生理特別講義」、「創薬概論特別講義」、「トランスレーショナルリサーチ特別講義」、「腫瘍治療学特別講義」等を開講し、本スペシャリスト志望学生はここから4科目を選択します。これらは現在獣医療が直面している難治性疾患の原因や病態の把握とその診断・治療に向けた創薬へと繋がる幅広い視野を見据えた科目です。さらに「スペシャリスト特別演習」として「比較腫瘍学特別演習」、「生殖再生医療学特別演習」、「難治性疾患病態生理特別演習」、「生殖再生医療学特別演習」、「トランスレーショナルリサーチ特別演習」、「腫瘍治療学特別演習」等を選択必修科目として開講し、その専門知識と技術を実践的に修得します。

# 共同獣医学研究科カリキュラムマップ Curriculum Table

1年次	2年次	3年次	4年次
-----	-----	-----	-----

## 共通科目／General common subject 必修 (Compulsory) 【5】

生物情報解析学特論【1】(岐阜大学) Bioinformatic analyses advanced lecture
研究倫理・知的財産特論【2】(鳥取大学) Research ethics and intellectual property advanced lecture (Tottori University)
アカデミック・イングリッシュ【1】(岐阜大学) Academic English
学際領域特別演習【1】 Interdisciplinary research special practice

## 基盤的教育科目／Basic educational subject 選択 (Elective) 【7】

基盤特別講義【1】(主指導教員) Basic special lecture (Major Supervisor)
基盤特別講義【1】(鳥取大学教員) Basic special lecture (Supervisor in Tottori University)
基盤特別講義【1】(岐阜大学教員) Basic special lecture (Supervisor in Gifu University)
基盤特別講義【1】(岐阜大学教員) Basic special lecture (Supervisor in Gifu University)
基盤特別演習【1】(主指導教員) Basic special practice (Major Supervisor)
基盤特別実験【2】(主指導教員) Basic special experiment (Major Supervisor)

## スペシャリスト養成科目／Specialist training subject 選択 (Elective) 【8以上】

スペシャリスト養成コア科目特別講義【1】(鳥取大学教員) Core lecture for specialist training program (Supervisor in Tottori University)
スペシャリスト養成コア科目特別講義【1】(岐阜大学教員) Core lecture for specialist training program (Supervisor in Gifu University)
スペシャリスト養成コア科目特別演習【1】(鳥取大学教員) Core practice for specialist training program (Supervisor in Tottori University)
スペシャリスト特別講義【1】(鳥取大学または岐阜大学教員) Special lecture for special training program (Supervisor in Tottori or Gifu University)
スペシャリスト特別講義【1】(鳥取大学または岐阜大学教員) Special lecture for special training program (Supervisor in Tottori or Gifu University)
スペシャリスト特別講義【1】(鳥取大学または岐阜大学教員) Special lecture for special training program (Supervisor in Tottori or Gifu University)
スペシャリスト特別講義【1】(鳥取大学または岐阜大学教員) Special lecture for special training program (Supervisor in Tottori or Gifu University)
スペシャリスト特別演習【1】(岐阜大学教員) Special practice for special training program (Supervisor in Gifu University)

修了要件を満たすためには、スペシャリスト特別講義のうち少なくとも2単位以上は岐阜大学が開設する授業科目の単位を履修すること  
For doctoral requirements, 2 credits or more from Special lecture for special training program are required to be credits of Gifu University opening subjects.

## 研究推進科目／Research promotion 選択 (Elective) 【6】

研究推進特別実験【2】(主指導教員) Special experiment for research promotion (Main supervisor)
演習科目(プログレスセミナーⅠ)【2】(主指導教員及び副指導教員) Progress seminar I (Main supervisor and associate supervisor in Tottori University)
演習科目(プログレスセミナーⅡ)【2】(岐阜大学の副指導教員) Progress seminar I (Associate supervisor in Gifu University)

## アドバンスト教育科目／Advanced subject 選択 (Elective) 【4以上】

国内特別実践演習Ⅰ【2】 Domestic special practice exercise I
国内特別実践演習Ⅱ【2】 Domestic special practice exercise II
海外特別実践演習Ⅰ【2】 Overseas special practice exercise I
海外特別実践演習Ⅱ【2】 Overseas special practice exercise II
ジョイントワークショップ演習【2】 Joint workshop practice

※【 】内は単位数/【 】 indicates the number of credits.

30単位以上のうち、10単位以上は岐阜大学が開設する授業科目の単位を履修する



(別表) 共同獣医学研究科授業科目及び単位表

岐 = 岐阜大学 鳥 = 鳥取大学 (実) = 実験動物中央研究所 (感) = 国立感染症研究所 (医) = 国立医薬品食品衛生研究所 (動) = 農研機構動物衛生研究部門 (JRA) = JRA競走馬総合研究所

科目区分	授業科目の名称	配当年次	開設大学	単位数		担当教員名
				必修	選択	
研究科 共通科目	生物情報解析特論	1後	岐	1		教・酒井 洋樹
	研究倫理・知的財産特論	1前	鳥	2		教・竹内 崇師 教・酒井 洋樹
	アカデミック・イングリッシュ	1前	岐	1		教・竹内 崇師 教・酒井 洋樹
	学際領域特別演習	1前	鳥・岐	1		教・竹内 崇師 教・酒井 洋樹
	神経科学基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		教・齋藤 正一郎 教・志水 泰武 教・椎名 貴彦 准・松山 勇人
	動物実験基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		橋本 晴夫(実) 林元 展人(実)
	腫瘍学基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		教・酒井 洋樹 准・平田 暁大
	病原微生物学基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		井上 智(感) 川端 寛樹(感) 福士 秀悦(感) 高松 大輔 (動)
	ウイルス感染症学基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		准・正谷 達彦 早山 陽子(動) 大西 貴弘(医)
	食品環境衛生学基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		准・高島 康弘 北嶋 聡 (医)
基礎的 教育科目	環境と感染症基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		教・浅井 鉄夫 准・浅野 玄
	難治性内科疾患基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		教・前田 貞俊 教・西飯 直仁 准・永田 矩之
	獣医麻酔外科学基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		准・柴田 早苗 准・宮脇 慎吾 准・堀切園 裕
	産業動物学基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		教・村瀬 哲磨 准・高須 正規
	馬臨床学基盤特別講義	1・2前・後	岐	1		佐藤 文夫(JRA) 大村 一 (JRA) 太田 稔(JRA)
	獣医解剖学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		教・佐藤 陽子
	基礎獣医機能学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・高橋 賢次
	細胞分化制御学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・樋口 雅司
	獣医感染病理学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		教・森田 剛仁
	実験動物疾病学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・高岡 幸子
基礎特別講義	実験動物学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		教・竹内 崇師
	細菌学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・原田 和記 准・尾崎 弘一
	鳥類感染症学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		教・山口 剛士
	動物感染症予防学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・笛吹 達史
	ウイルスおよびアライオンによる人獣共通感染症基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・伊藤 啓史
	動物感染症学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・曾田 公輔
	獣医寄生虫病学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・金 京純
	獣医診断治療学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		教・竹内 崇 准・井口 愛子
	家畜生産工学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		教・沼沼 真 教・竹内 崇師 准・西村 亮
	難病診断治療学基盤特別講義	1・2前・後	鳥	1		准・柄 武志 准・村端 悠史 准・遠藤 能史

基礎的教育科目	基礎特別演習	神経科学基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	教・海野 年弘	教・齋藤 正一郎	教・志水 泰武	教・椎名 眞彦	准・松山 勇人		
		動物実験基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	未水 洋志 (美)	橋本 晴夫(美)	林元 展人(美)				
基礎特別演習	基礎特別演習	腫瘍学基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	教・森 崇	橋本 晴夫(美)	准・平田 暁大				
		病原微生物学基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	准・中川 敬介	井上 智(感)	川端 寛樹(感)	福士 秀悦(感)	高松 大輔 (動)		
		ウイルス感染症学基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	教・伊藤 直人	准・正谷 達磨	早山 陽子(動)	上間 匡(医)			
		食品環境衛生学基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	教・猪島 康雄	准・高島 康弘	北嶋 聡 (医)	大西 貴弘(医)			
		環境と感染症基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	教・鈴木 正嗣	教・浅井 鉄夫	准・浅野 玄				
		難治性内科疾患基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	教・鬼頭 克也	教・前田 貞俊	教・西飯 直仁	准・永田 矩之			
		獣医麻酔外科学基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	教・渡邊 一弘	准・柴田 早苗	准・宮脇 慎吾	准・堀切園 裕			
		産業動物学基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	教・大場 恵典	教・村瀬 哲磨	准・高須 正規				
		馬臨床学基礎特別演習	1・2前・後	岐	1	桑野 睦敏(JRA)	佐藤 文夫(JRA)	大村 一(JRA)	太田 稔(JRA)			
		獣医解剖学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	教・割田 克彦	教・佐藤 陽子	准・樋口 雅司				
		基礎獣医機能学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	教・太田 利男	准・高橋 賢次					
		獣医感染病理学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	教・森田 剛仁	准・寸田 祐嗣					
		実験動物学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	教・竹内 崇師	教・菱沼 真	准・富岡 幸子	准・西村 亮			
		細菌学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	教・村瀬 敏之	准・原田 和記	准・尾崎 弘一				
		鳥類感染症学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	教・山口 剛士	准・菅田 公輔					
		獣医診断治療学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	教・山口 崇	准・井口 愛子					
		家畜生殖工学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	教・竹内 崇	教・竹内 崇師					
		難病診断治療学基礎特別演習	1・2前・後	鳥	1	准・大崎 智弘	准・柄 武志	准・村端 悠介	准・速藤 能史			
		基礎特別実験	基礎特別実験	神経科学基礎特別実験	1・2通	岐	2	教・海野 年弘	教・齋藤 正一郎	教・志水 泰武	教・椎名 眞彦	准・松山 勇人
				動物実験基礎特別実験	1・2通	岐	2	未水 洋志 (美)	橋本 晴夫(美)	林元 展人(美)		
腫瘍学基礎特別実験	1・2通			岐	2	教・森 崇	橋本 晴夫(美)	准・平田 暁大				
病原微生物学基礎特別実験	1・2通			岐	2	准・中川 敬介	井上 智(感)	川端 寛樹(感)	福士 秀悦(感)	高松 大輔 (動)		
ウイルス感染症学基礎特別実験	1・2通			岐	2	教・伊藤 直人	准・正谷 達磨	早山 陽子(動)	上間 匡(医)			
食品環境衛生学基礎特別実験	1・2通			岐	2	教・猪島 康雄	准・高島 康弘	北嶋 聡 (医)	大西 貴弘(医)			
環境と感染症基礎特別実験	1・2通			岐	2	教・鈴木 正嗣	教・浅井 鉄夫	准・浅野 玄				
難治性内科疾患基礎特別実験	1・2通			岐	2	教・鬼頭 克也	教・前田 貞俊	教・西飯 直仁	准・永田 矩之			
獣医麻酔外科学基礎特別実験	1・2通			岐	2	教・渡邊 一弘	准・柴田 早苗	准・宮脇 慎吾	准・堀切園 裕			
産業動物学基礎特別実験	1・2通			岐	2	教・大場 恵典	教・村瀬 哲磨	准・高須 正規				
馬臨床学基礎特別実験	1・2通			岐	2	桑野 睦敏(JRA)	佐藤 文夫(JRA)	大村 一(JRA)	太田 稔(JRA)			
獣医解剖学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	教・割田 克彦	教・佐藤 陽子	准・樋口 雅司				
基礎獣医機能学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	教・太田 利男	准・高橋 賢次					
獣医感染病理学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	教・森田 剛仁	准・寸田 祐嗣					
実験動物学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	教・竹内 崇師	教・菱沼 真	准・富岡 幸子	准・西村 亮			
細菌学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	教・村瀬 敏之	准・原田 和記	准・尾崎 弘一				
鳥類感染症学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	教・山口 剛士	准・菅田 公輔					
獣医診断治療学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	教・山口 崇	准・井口 愛子					
家畜生殖工学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	教・竹内 崇	教・竹内 崇師					
難病診断治療学基礎特別実験	1・2通			鳥	2	准・大崎 智弘	准・柄 武志	准・村端 悠介	准・速藤 能史			

岐阜大学 鳥 = 鳥取大学 (美) = 実験動物中央研究所 (感) = 国立感染症研究所 (医) = 国立医薬品食品衛生研究所 (動) = 農研機構動物衛生研究部門 (JRA) = JRA競走馬総合研究所

スベシヤリスト養成科目	家畜衛生・公衆衛生	家畜衛生・公衆衛生特別講義 I	1	教・猪島 康雄	教・大場 恵典	准・金 京純	教・大場 恵典	
		家畜衛生・公衆衛生特別講義 II	1	教・山口 剛士	准・笛吹 達史	准・金 京純	教・大場 恵典	
スベシヤリスト養成科目群	家畜衛生・公衆衛生	家畜衛生・公衆衛生特別演習	1	教・猪島 康雄	教・大場 恵典	准・金 京純	教・大場 恵典	
		家畜衛生・公衆衛生特別演習	1	教・山口 剛士	准・伊藤 啓史	准・笛吹 達史	准・曾田 公輔	
		獣医感染症学特別講義	1	准・中川 敬介	早山 陽子(動)			
		公衆衛生学特別講義	1	教・猪島 康雄	上間 匡(医)			
		分子寄生虫学特別講義	1	准・高島 康弘	大西 貴弘(医)			
		産業動物疾病診断学特別講義	1	教・大場 恵典	太田 稔(JRA)			
		競走馬の臨床特別講義	1	桑野 睦敏(JRA)	佐藤 文夫(JRA)	大村 一(JRA)		
		獣医繁殖学特別講義	1	教・菱沼 貢	准・西村 亮			
		高病原性鳥インフルエンザ特別講義	1	教・山口 剛士				
		動物感染症予防医薬品学特別講義	1	准・笛吹 達史				
		感染症の制御特別講義	1	准・曾田 公輔				
		獣医寄生虫病学特別講義	1	准・金 京純				
		牛病学特別講義	1	准・柄 武志				
		獣医感染症学特別演習	1	准・中川 敬介	早山 陽子(動)			
		公衆衛生学特別演習	1	教・猪島 康雄	上間 匡(医)			
		分子寄生虫学特別演習	1	准・高島 康弘	大西 貴弘(医)			
産業動物疾病診断学特別演習	1	教・大場 恵典	太田 稔(JRA)					
競走馬の臨床特別演習	1	桑野 睦敏(JRA)	佐藤 文夫(JRA)	大村 一(JRA)				
獣医繁殖学特別演習	1	教・菱沼 貢	准・西村 亮					
高病原性鳥インフルエンザ特別演習	1	教・山口 剛士	准・笛吹 達史					
獣医寄生虫病学特別演習	1	准・金 京純						
牛病学特別演習	1	准・柄 武志						

岐阜大学 鳥 = 鳥取大学 (美) = 実験動物中央研究所 (感) = 国立感染症研究所 (医) = 国立医薬品食品衛生研究所 (動) = 農研機構動物衛生研究部門 (JRA) = JRA競走馬総合研究所

スベシヤリスト養成科目群	One Health特別講義 I One Health特別講義 II One Health特別演習 One Health特別演習	2・3前・後 岐	1 教・伊藤 直人	教・村瀬 敏之	教・森田 剛仁		
		2・3前・後 鳥	1 教・森田 剛仁	教・村瀬 敏之	教・伊藤 直人		
		2・3前・後 岐	1 教・浅井 鉄夫	准・浅野 玄	教・伊藤 直人		
		2・3前・後 鳥	1 教・森田 剛仁	教・村瀬 敏之			
	スベシヤリスト特別講義	病原性ウイルス生態学特別講義	2・3前・後 岐	1 准・正谷 達磨	福士 秀悦(感)		
		ウイルス-宿主相互作用特別講義	2・3前・後 岐	1 教・伊藤 直人			
		野生動物の個体数管理特別講義	2・3前・後 岐	1 教・鈴木 正嗣	准・浅野 玄		
		パブリックヘルスを支える獣医学の One Health アプローチ特別講義 (実践と理論)	2・3前・後 岐	1 井上 智(感)	川端 寛樹(感)		
		薬剤耐性スペシヤリスト特別講義	2・3前・後 岐	1 教・浅井 鉄夫	高松 大輔(動)		
		獣医感染実験病理学特別講義	2・3前・後 鳥	1 教・森田 剛仁	教・森田 剛仁		
		ウイルス工学特別講義	2・3前・後 鳥	1 准・尾崎 弘一			
		新興・再興細菌感染症特別講義	2・3前・後 鳥	1 教・村瀬 敏之			
		ウイルス性人獣共通感染症の発生、診断と対策特別講義	2・3前・後 鳥	1 准・伊藤 啓史			
		病原性ウイルス生態学特別演習	2・3前・後 岐	1 准・正谷 達磨	福士 秀悦(感)		
		ウイルス-宿主相互作用特別演習	2・3前・後 岐	1 教・伊藤 直人			
野生動物の個体数管理特別演習	2・3前・後 岐	1 教・鈴木 正嗣	准・浅野 玄				
パブリックヘルスを支える獣医学の One Health アプローチ特別演習 (実践と理論)	2・3前・後 岐	1 井上 智(感)	川端 寛樹(感)				
薬剤耐性スペシヤリスト特別演習	2・3前・後 岐	1 教・浅井 鉄夫	高松 大輔(動)				
獣医感染実験病理学特別演習	2・3前・後 鳥	1 教・森田 剛仁	准・寸田 祐嗣				
感染症対策に関するOne Health特別演習	2・3前・後 鳥	1 教・村瀬 敏之	准・尾崎 弘一				
鳥インフルエンザの確定診断特別演習	2・3前・後 鳥	1 准・曾田 公輔	准・伊藤 啓史				

岐阜大学 鳥 = 鳥取大学 (美) = 実験動物中央研究所 (感) = 国立感染症研究所 (医) = 国立医薬品食品衛生研究所 (動) = 農研機構動物衛生研究部門 (JRA) = JRA競走馬総合研究所

スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	難病治療・創薬特別講義 I	2・3前・後	岐	1	教・森 崇他							
		難病治療・創薬特別講義 II	2・3前・後	鳥	1	教・太田 利男他							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	難病治療・創薬特別演習	2・3前・後	鳥	1	教・齋藤 正一郎他							
		難病治療・創薬特別演習	2・3前・後	鳥	1	教・竹内 崇他							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	神経科学・神経症候学特別講義	2・3前・後	岐	1	教・志水 泰武	教・椎名 貴彦						
		実験医学特別講義	2・3前・後	岐	1	橋本 晴夫(美)	林元 展(美)						
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	創薬概論特別講義	2・3前・後	岐	1	准・松山 勇人	准・高須 正規						
		比較腫瘍学特別講義	2・3前・後	岐	1	教・酒井 洋樹	准・平田 暁大						
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	獣医分子内科学特別講義	2・3前・後	岐	1	教・鬼頭 克也	教・西飯 直仁						
		獣医外科・麻酔学特別講義	2・3前・後	岐	1	教・渡邊 一弘	准・堀切園 裕						
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	生殖再生医療学特別講義	2・3前・後	岐	1	教・村瀬 哲磨							
		組織形態学特別講義	2・3前・後	鳥	1	教・割田 克彦							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	獣医生体機能学特別講義	2・3前・後	鳥	1	教・太田 利男							
		遺伝情報制御学特別講義	2・3前・後	鳥	1	准・樋口 雅司							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	実験動物医学専門医養成特別講義	2・3前・後	鳥	1	教・竹内 崇師							
		疾患モデル動物学特別講義	2・3前・後	鳥	1	准・富岡 幸子							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	獣医内科診断治療学特別講義	2・3前・後	鳥	1	教・竹内 崇							
		獣医感染症内科学特別講義	2・3前・後	鳥	1	准・原田 和記							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	神経機能評価学特別講義	2・3前・後	鳥	1	教・竹内 崇							
		獣医眼科学特別講義	2・3前・後	鳥	1	准・伊藤 典彦							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別講義	腫瘍治療学特別講義	2・3前・後	鳥	1	准・大崎 智弘							
		神経科学・神経症候学特別演習	2・3前・後	岐	1	教・齋藤 正一郎	准・遠藤 能史						
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別演習	実験医学特別演習	2・3前・後	岐	1	未水 洋志(美)	教・椎名 貴彦						
		創薬概論特別演習	2・3前・後	岐	1	教・海野 年弘	林元 展(美)						
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別演習	比較腫瘍学特別演習	2・3前・後	岐	1	教・森 崇	准・高須 正規						
		獣医分子内科学特別演習	2・3前・後	岐	1	教・志水 泰武	准・平田 暁大						
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別演習	獣医外科・麻酔学特別演習	2・3前・後	岐	1	教・鬼頭 克也	教・西飯 直仁						
		生殖再生医療学特別演習	2・3前・後	岐	1	教・渡邊 一弘	准・堀切園 裕						
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別演習	組織形態学特別演習	2・3前・後	鳥	1	教・村瀬 哲磨							
		獣医生体機能学特別演習	2・3前・後	鳥	1	教・割田 克彦							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別演習	遺伝情報制御学特別演習	2・3前・後	鳥	1	教・太田 利男							
		実験動物医学専門医養成特別演習	2・3前・後	鳥	1	准・樋口 雅司							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別演習	獣医内科診断治療学特別演習	2・3前・後	鳥	1	教・竹内 崇師							
		獣医感染症内科学特別演習	2・3前・後	鳥	1	准・井口 愛子	(兼) 田野久美子						
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別演習	神経機能評価学特別演習	2・3前・後	鳥	1	准・原田 和記							
		画像診断学特別演習	2・3前・後	鳥	1	教・竹内 崇							
スベシヤリスト養成科目	スベシヤリスト特別演習	腫瘍治療学特別演習	2・3前・後	鳥	1	准・村端 悠介							
		腫瘍治療学特別演習	2・3前・後	鳥	1	准・大崎 智弘	准・遠藤 能史						

岐阜 = 岐阜大学 鳥 = 鳥取大学 (美) = 実験動物中央研究所 (感) = 国立感染症研究所 (医) = 国立医薬品食品衛生研究所 (動) = 農研機構動物衛生研究部門 (JRA) = JRA競走馬総合研究所

研究推進科目	動物機能形態学特別実験	2・3通	岐阜	2	教・海野 年弘	教・齋藤 正一郎	教・志水 泰武	教・椎名 貴彦	
	実験医学特別実験	2・3通	岐阜	2	末水 洋志 (美)	橋本 晴夫(美)	林元 展人(美)		
研究推進特別実験	腫瘍学研究推進特別実験	2・3通	岐阜	2	教・森 崇	教・酒井 洋樹	准・平田 晴大		
	獣医感染症学特別実験	2・3通	岐阜	2	准・中川 敬介	井上 智(感)	川端 寛樹(感)	福士 秀悦(感)	高松 大輔 (動)
研究推進特別実験	病原性ウイルス生態学特別実験	2・3通	岐阜	2	教・伊藤 直人	准・正谷 達隆	早山 陽子(動)	上間 匡(医)	
	公衆衛生学特別実験	2・3通	岐阜	2	教・猪島 康雄	准・高島 康弘	北嶋 聡 (医)	大西 貴弘(医)	
研究推進特別実験	環境と感染症特別実験	2・3通	岐阜	2	教・浅井 鉄夫	教・鈴木 正嗣	准・浅野 玄		
	難治性内科疾患研究推進特別実験	2・3通	岐阜	2	教・鬼頭 克也	教・前田 貞俊	教・西飯 直仁	准・永田 矩之	
研究推進特別実験	獣麻酔外科科学研究推進特別実験	2・3通	岐阜	2	教・渡邊 一弘	准・柴田 早苗	准・宮脇 慎吾	准・堀切園 裕	
	産業動物臨床応用学特別実験	2・3通	岐阜	2	教・大場 恵典	教・村瀬 哲磨	准・高須 正規		
研究推進特別実験	競走馬の臨床医学的特別実験	2・3通	岐阜	2	桑野 睦敏(JRA)	佐藤 文夫(JRA)	大村 一 (JRA)	太田 稔(JRA)	
	組織形態学特別実験	2・3通	鳥	2	教・割田 克彦	教・佐藤 陽子	准・樋口 雅司		
研究推進特別実験	獣医生体機能学特別実験	2・3通	鳥	2	教・太田 利男	准・高橋 賢次			
	獣医神経病理学特別実験	2・3通	鳥	2	教・森田 剛仁	准・寸田 祐嗣			
研究推進特別実験	実験動物生物学特別実験	2・3通	鳥	2	教・竹内 崇師	教・菱沼 貢	准・富岡 幸子		
	微生物学特別実験	2・3通	鳥	2	教・村瀬 敏之	准・原田 和記	准・尾崎 弘一		
研究推進特別実験	鳥類感染症学特別実験	2・3通	鳥	2	教・山口 剛士	准・曾田 公輔			
	獣医内科診断治療学特別実験	2・3通	鳥	2	教・竹内 崇	准・井口 愛子			
研究推進特別実験	獣医繁殖学特別実験	2・3通	鳥	2	教・菱沼 貢	教・竹内 崇師	准・西村 亮		
	難病診断治療学特別実験	2・3通	鳥	2	准・大崎 智弘	准・柄 武志	准・村端 悠介	准・遠藤 能史	
演習科目	プログレスセミナー I	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員、第一副指導教員				
	プログレスセミナー II	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員、第一副指導教員				
ア 教 育 科 目 ト	プログレスセミナー I	2・3・4通	岐阜	2	第二副指導教員				
	プログレスセミナー II	2・3・4通	岐阜	2	第二副指導教員				
	国内特別実践演習 I	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員				
	国内特別実践演習 II	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員				
	国内特別実践演習 I	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員				
	国内特別実践演習 II	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員				
	海外特別実践演習 I	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員				
	海外特別実践演習 II	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員				
	海外特別実践演習 I	2・3・4通	鳥	2	主指導教員				
	海外特別実践演習 II	2・3・4通	鳥	2	主指導教員				
ジョイントワークショップ演習	2・3・4通	岐阜	2	主指導教員					
ジョイントワークショップ演習	2・3・4通	鳥	2	主指導教員					

## 6. 講座編成と教育研究体制

---

本共同獣医学研究科では、基礎獣医科学講座、病態・応用獣医科学講座及び臨床獣医科学講座を置き、教育研究指導を行います。

### 【基礎獣医科学講座】

基礎獣医科学講座は、動物の形態・機能に関する高度かつ先端的な基礎研究分野を専門とする教員から構成されており、獣医学及び動物科学の基盤となる基礎獣医学に関する高度かつ最新の教育研究指導を行います。生命の鎖統合研究センター(岐阜)や菌類きのこ遺伝資源研究センター(鳥取)の協力を得て、基礎生物学的研究を行う体制を整えています。本共同獣医学研究科において、本講座は病態・応用獣医科学及び臨床獣医科学の各講座を基礎として支えます。

### 【病態・応用獣医科学講座】

病態・応用獣医科学講座は、ウイルス、細菌、寄生虫や遺伝子に起因する各種疾病の診断・予防・治療法や、疾病の発生予測や拡大防御に関する研究分野を専門とする教員から構成されており、各種疾病の基礎的研究及びその制御や制圧に関する高度かつ実践的な最新の教育研究指導を行います。野生動物管理学研究センター、家畜衛生地域連携教育研究センター(岐阜)及び鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター(鳥取)並びに各連携機関の協力を得て、人獣共通感染症、家畜衛生、公衆衛生そして環境保全の諸問題を研究する体制を整えています。両大学に所属する専任教員に加え、連携機関から同分野を専門とする教員の参画により同分野に取り組む枠組みを強固にし、教育研究体制の充実を図っています。

### 【臨床獣医科学講座】

臨床獣医科学講座は、動物病院(岐阜)、動物医療センター及びフィールドサイエンスセンター(鳥取)を組織に取り入れ、臨床現場を強く意識した教育研究体制を整えています。本講座は、基礎獣医科学講座や病態・応用獣医科学講座の教員との共同で、miRNA、糖鎖、幹細胞を利用した創薬や、難病(悪性腫瘍、自己免疫性疾患、遺伝性疾患等)の治療法開発に取り組む研究を実践します。産業動物の発生工学や公衆衛生・家畜衛生に関連した研究を展開する教員も多いことから、各講座間の密接な連携による教育研究を遂行できます。講座内の研究連携も盛んであり、従来の生産性を重視した産業動物臨床に加えて、伴侶動物における治療を目指した高度獣医療の産業動物への応用に取り組んでおり、臨床獣医科学講座としてあらゆる動物種に対する高度獣医療の実践と研究を遂行できます。

# 所在地

## 岐阜大学大学院共同獣医学研究科

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1

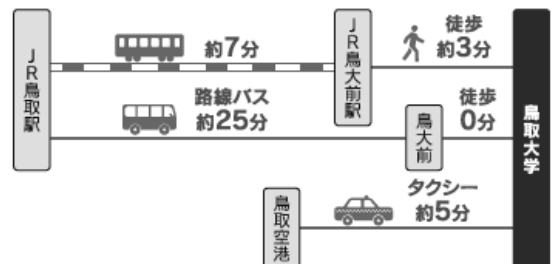
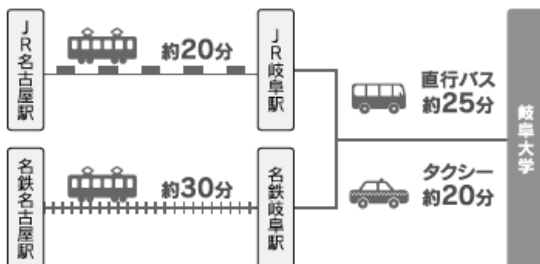
TEL (058) 293-2987・2988



## 鳥取大学大学院共同獣医学研究科

〒680-8553 鳥取市湖山町南4丁目101

TEL (0857) 31-5365







# 規則集

1. 鳥取大学大学院規則
2. 鳥取大学学位規則
3. 鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項
4. 鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則
5. 鳥取大学大学院共同獣医学研究科における授業科目の成績評価に関する申し合わせ
6. 鳥取大学大学院共同獣医学研究科における成績評価に対する疑義申し立てに関する申し合わせ
7. 鳥取大学大学院共同獣医学研究科における学位論文審査等に関する細則



# ○鳥取大学大学院学則

平成16年4月9日  
鳥取大学規則第56号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 組織及び収容定員（第4条－第10条）
- 第3章 標準修業年限（第11条－第13条）
- 第4章 学年，学期及び休業日（第14条・第15条）
- 第5章 教育課程（第16条－第30条）
- 第6章 課程の修了及び学位の授与（第31条－第37条）
- 第7章 入学，進学，退学，留学，休学，再入学，編入学及び転学（第38条－第52条）
- 第8章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生及び研究生（第53条－第59条）
- 第9章 検定料，入学料及び授業料（第60条－第65条）
- 第10章 外国人留学生（第66条）
- 第11章 賞罰（第67条・第68条）
- 第12章 教員組織（第69条）
- 第13章 研究施設及び厚生保健施設（第70条）
- 第14章 その他（第71条・第72条）
- 附則
- 別表第1
- 別表第2

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は，鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）第6条第2項の規定に基づき，鳥取大学大学院（以下「本大学院」という。）の教育研究組織，標準修業年限，教育課程その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第3条 本大学院は，その教育研究水準の向上を図り，前条の目的及び社会的使命を達成するため，本大学院の教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 本大学院は，前項の措置に加え，本大学院の教育研究等の総合的な状況について，7年以内ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は，別に定める。

## 第2章 組織及び収容定員

（本大学院の課程）

第4条 本大学院の課程は，修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（研究科，専攻及び課程）

第5条 本大学院に置く研究科，専攻及びその課程の別は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	
持続性社会創生科学研究科	地域学専攻	博士課程	博士前期課程
	工学専攻		
	農学専攻		
	国際乾燥地科学専攻		
医学系研究科	医学専攻	博士課程	
	医科学専攻	博士課程	博士前期課程 博士後期課程
	臨床心理学専攻	修士課程	
工学研究科	工学専攻	博士課程	博士後期課程
連合農学研究科	生産環境科学専攻	博士課程	
	生命資源科学専攻		
	国際乾燥地科学専攻		
共同獣医学研究科	共同獣医学専攻	博士課程	

2 博士課程（医学系研究科医学専攻，連合農学研究科及び共同獣医学研究科を除く。）は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 持続性社会創生科学研究科博士課程は，博士前期課程のみとする。

4 博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

5 工学研究科博士課程は，博士後期課程のみとする。

6 連合農学研究科は，後期3年のみの博士課程とする。

（研究科附属の教育研究施設）

第6条 本大学院に次の研究科附属の教育研究施設を置く。

医学系研究科

臨床心理相談センター

共同獣医学研究科

附属獣医学教育研究開発推進センター

2 研究科附属の教育研究施設に関する規則は，別に定める。

（各専攻における教育研究上の目的）

第7条 本大学院の各研究科各専攻における教育研究上の目的は，次の各号に掲げるとおりとする。

一 持続性社会創生科学研究科地域学専攻は，個性豊かで持続可能な地域の創生，生涯発達・地域教育に立脚した人間形成のための教育研究を行うとともに，地域の発展に貢献できる実践力ある高度専門職業人，又は研究者を養成することを目的とする。

二 持続性社会創生科学研究科工学専攻は，先端ものづくり技術，高度情報社会技術，高度な化学バイオ技術及び生存基盤を支える社会技術の高度な教育研究を行うとともに，それらを駆使して持続性社会の創生のために工学分野の多様なニーズに対応できる高度専門技術者，又は研究者を養成することを目的とする。

三 持続性社会創生科学研究科農学専攻は，先進的な生物生産技術，バイオテクノロジー，環境保全・修復技術及び経済的・経営的分析に関する高度な教育研究を行うとともに，地域と地球の持続的な発展へ貢献できる高度専門職業人，又は研究者を養成することを目的とする。

四 持続性社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻は，乾燥地における気候・生態系，食糧・農業，人間開発及び乾燥地で生じる問題に関する高度な教育研究を行うとともに，自然と調和する循環型社会の創生のために国際的に活動できる高度専門職業人，又は研究者を養成することを目的とする。

- 五 医学系研究科医学専攻は、優れた倫理観を基盤に、自立して研究活動を行うための高度な教育研究を行うとともに、医学研究者、又は優れた研究能力と豊かな学識を備えた臨床医若しくは医療人を養成することを目的とする。
- 六 医学系研究科医科学専攻（博士前期課程）は、基礎医学知識を土台として、医学・医療に应用できる科学分野である医科学に関する高度な教育研究を行うとともに、医学的知識を持ち、生命科学、再生医学及び保健学分野における高い専門性と倫理観を備え、優れた研究能力を有する高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 七 医学系研究科医科学専攻（博士後期課程）は、真理の探究などの基礎医学の教育研究、診断・治療・予防の原理に関する教育研究及び健康維持増進に関する教育研究を行うとともに、トランスレーショナル医学の推進やイノベーションの創出を独立して行い、基礎医学教員や保健学教員、企業の研究者、医科学関連の起業家等を養成することを目的とする。
- 八 医学系研究科臨床心理学専攻は、優れた倫理観の上に立ち、臨床心理学分野の幅広い高度な教育研究を行うとともに、こころの問題の複雑化・多様化に対応でき、医療・保健領域の専門家と緊密に連携・協働し、高度化する医療にも対応した臨床心理学分野の高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 九 工学研究科工学専攻は、継続的な技術の革新や産業・社会・経済構造の急激な変化に伴う社会からの要請に応えるため、工学分野の高度で先進的な研究能力と異分野にまたがる豊かな知識を有し、自立して研究活動を行う能力、社会に働きかけていく能力及び創造力を有する技術者又は研究者を養成することを目的とする。
- 十 連合農学研究科の各専攻は、生産環境科学、生命資源科学及び国際乾燥地科学に関する分野で高度な教育研究を行うとともに、専門知識、洞察力、問題解決能力を備えた技術者、又は研究者を養成することを目的とする。
- 十一 共同獣医学研究科共同獣医学専攻は、動物や人の健康に関する幅広い分野の高度な教育研究を行うとともに、優れた倫理観のもとに優れた研究能力と豊かな学識を備えた、獣医学領域の高度専門職業人を養成することを目的とする。

（連合農学研究科）

- 第8条 連合農学研究科の教育研究は、鳥取大学（以下「本学」という。）、島根大学及び山口大学（以下「構成大学」という。）の協力により実施するものとする。
- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、第69条第2項に規定する教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

## 第9条 削除

（収容定員）

- 第10条 各研究科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

## 第3章 標準修業年限

（標準修業年限）

- 第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 博士課程（医学系研究科医学専攻、連合農学研究科及び共同獣医学研究科を除く。）の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 医学系研究科博士課程（医科学専攻を除く。）及び共同獣医学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 4 連合農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。

（長期履修学生）

- 第12条 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、別に定めるところに

より、その計画的な履修を認めることができる。

(最長在学年限)

第13条 学生は、当該課程の標準修業年限及び長期履修学生として承認された期間の2倍の年数(以下「最長在学年限」という。)を超えて在学することはできない。

2 第51条第1項及び第2項の規定により入学を許可された学生は、在学すべき年限として承認等された期間の2倍に相当する年数を超えて在学することはできず、かつ、最長在学年限を超えて在学することはできない。

#### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第15条 学年中定期休業日は、次のとおりとする。ただし、連合農学研究科にあっては、配属された構成大学の大学院学則に規定する休業日によるものとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

鳥取大学記念日 6月1日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

2 前項の休業日のうち、春季、夏季及び冬季の休業日の期間は、学長が別に定める。

3 臨時休業日は、その都度これを定める。

#### 第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第16条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 各研究科は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(学修証明書等)

第16条の2 前条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生又は科目等履修生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前2項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第17条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目)

第18条 各研究科は、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとし、授業科目、単位数及びその履修方法は、当該研究科において別に定める。

2 単位の認定に当たっては、鳥取大学単位認定規則(平成5年鳥取大学規則第2号)を準

用するものとする。ただし、1単位の授業時間について、各研究科において必要と認める場合には、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定めるところにより、当該研究科において別に定めることができる。

（成績評価基準等の明示等）

第19条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第20条 本大学院は、各研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（教育方法の特例）

第21条 本大学院の課程においては、当該研究科が教育上特別の必要があると認めた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（単位認定）

第22条 授業科目の修得単位は、試験又は研究報告により認定するものとする。

（他の研究科の授業科目履修）

第23条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合は、研究科において教育上有益と認め、かつ、他の研究科との協議に基づかなければならない。

（他の大学院等の授業科目履修）

第24条 学生は、他の大学院、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目を履修することができる。この場合は、研究科において教育上有益と認め、かつ、他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学との協議に基づかなければならない。

2 前項後段の規定にかかわらず、外国の大学院にあっては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

（他の大学院等で修得した単位の認定）

第25条 前条の規定により学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で、第31条及び第32条に定める課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

（他の大学院等で受ける研究指導）

第26条 各研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学院、国際連合大学又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生に当該大学院、国際連合大学又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程（持続性社会創生科学研究科及び医学系研究科の博士前期課程を含む。以下同じ。）の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、外国の大学院にあっては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第27条 各研究科において教育上有益と認めるときは、第44条の規定により本大学院に入学した学生が、入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）又は国際連合大学の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を本大学院に入学し



た後の各研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、10単位を超えない範囲で第31条及び第32条に定める課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(研究科への委任)

第28条 第23条から前条までの実施に関し必要な事項は、当該研究科において別に定める。

(教育職員の免許状)

第29条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により各研究科において取得することができる教育職員の免許状の種類及び教科等は、別表第2のとおりとする。

(特別の課程)

第30条 学長は、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するため、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程の編成等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 課程の修了及び学位の授与

(博士課程の修了要件)

第31条 医学系研究科博士課程（医科学専攻を除く。）の修了の要件は、4年以上在学し、30単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と医学系研究科委員会において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し、医学系研究科のうち医科学専攻にあっては12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、更に独創的研究に基づく学位論文を提出することとし、また工学研究科にあっては10単位以上を修得し、更に特別研究を行い、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と当該研究科委員会において認めた場合には、当該課程に1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者にあつては3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 連合農学研究科博士課程の修了の要件は、3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と連合農学研究科委員会において認めた場合には、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 共同獣医学研究科博士課程の修了の要件は、4年以上在学し、30単位以上（岐阜大学大学院共同獣医学研究科における当該共同教育課程に係る授業科目10単位以上を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と共同獣医学研究科委員会において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

(修士課程の修了要件)

第32条 博士前期課程の修了の要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、

在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と当該研究科委員会において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医学系研究科臨床心理学専攻の修了の要件は、2年以上在学し、42単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

(編入学、転入学等における修了の取扱い)

第33条 第51条第1項及び第2項の規定により入学を許可された学生の課程の修了は、在学すべき年限以上在学し、当該課程の定める修了要件を満たすこととする。

(学位授与)

第34条 本大学院の課程を修了した者には、鳥取大学学位規則(昭和35年鳥取大学規則第3号)の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(学位論文及び最終試験)

第35条 学位論文の審査及び最終試験は、各研究科委員会で行う。

(論文博士)

第36条 論文を提出して博士論文の審査に合格し、かつ、第31条に該当する者と同等以上の学力を有することが確認された者には、第34条の規定にかかわらず、博士の学位を授与する。

- 2 前項の学力認定は、口頭及び筆答による試問とし、外国語は2種類を課する。ただし、研究科委員会が認めたときは、1種類とすることができる。

(学位授与の別規定)

第37条 前3条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

## 第7章 入学、進学、退学、留学、休学、再入学、編入学及び転学

(入学時期)

第38条 入学の時期は、毎年度学年始めとする。ただし、研究科において必要があるときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(医学系研究科博士課程の入学資格)

第39条 医学系研究科博士課程(医科学専攻を除く。)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学(医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程)を卒業した者
- 二 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- 六 文部科学大臣の指定した者
  - 七 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者がその後に医学系研究科に入学する場合において、医学系研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - 八 医学系研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、医学系研究科が定める大学の単位を優秀な成績で修得したと認めるものを医学系研究科に入学させることができる。

（共同獣医学研究科博士課程の入学資格）

- 第39条の2 共同獣医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 大学（修業年限6年の獣医学若しくは薬学、医学又は歯学の課程）を卒業した者
  - 二 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は獣医学、医学、歯学又は薬学）を修了した者
  - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は獣医学、医学、歯学又は薬学）を修了した者
  - 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - 五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - 六 文部科学大臣の指定した者
  - 七 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者がその後に共同獣医学研究科に入学する場合において、共同獣医学研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - 八 共同獣医学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、共同獣医学研究科が定める大学の単位を優秀な成績で修得したと認めるものを共同獣医学研究科に入学させることができる。

（修士課程の入学資格）

- 第40条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 学校教育法第83条に定める大学の卒業生
  - 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの

当該課程を修了した者

- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - 八 文部科学大臣の指定した者
  - 九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者がその後当該研究科に入学する場合において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - 十 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該研究科が定める大学の単位を優秀な成績で修得したと認めるものを当該研究科に入学させることができる。

（博士後期課程及び連合農学研究科博士課程の入学資格）

- 第41条 医学系研究科若しくは工学研究科の博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
  - 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
  - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - 六 文部科学大臣の指定した者
  - 七 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学願書）

- 第42条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて当該研究科に願い出なければならない。

（入学の選考）

- 第43条 入学を志願した者については、当該研究科の定めるところにより選考を行う。

（入学の手続及び許可）

- 第44条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定により入学手続を完了した者に入学を許可する。

（博士後期課程への進学）

- 第45条 本大学院の修士課程を修了し、引き続き、本大学院の博士課程又は博士後期課程に進学を志願する者並びに島根大学及び山口大学の大学院修士課程（博士前期課程を含

む。) を修了し、引き続き、本大学院連合農学研究科に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

#### (退学)

第46条 学生が、病気その他の事由で退学しようとするときは、鳥取大学学生守則（平成7年鳥取大学規則26号）第2条第1項で定める保護者等と連署で学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 学長は、病気その他の事由で、成業の見込みがないと認めたときは、退学を命ずることができる。

#### (留学)

第47条 第24条及び第26条の規定に基づき、外国の大学院に留学を志願する学生は、所属研究科長を経て学長の許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第13条、第31条及び第32条の在学期間に算入するものとする。

#### (休学)

第48条 学生が、病気又は特別の事由により2月以上修学することのできないときは、学長に願い出て休学の許可を得なければならない。

2 学生で病気のため修学することが適当でないとする場合は、学長は、これに休学を命ずることができる。

#### (休学期間の取扱い)

第49条 休学期間は、引き続き1年を超えてはならないものとし、延長の必要があるときは、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。ただし、別に定める特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 休学期間は、修士課程にあつては通算して2年、医学系研究科博士課程（医科学専攻を除く。）及び共同獣医学研究科博士課程にあつては通算して4年、医学系研究科及び工学研究科の博士後期課程並びに連合農学研究科博士課程にあつては通算して3年を超えることができない。

3 休学した期間は、第13条、第31条及び第32条の在学期間並びに長期履修学生として認められた者並びに第51条第1項及び第2項の規定により入学を許可された者の在学期間に算入しない。

#### (休学期間中の復学)

第50条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

#### (再入学、編入学及び転入学)

第51条 本大学院研究科を第46条第1項の規定により退学した者又は入学料若しくは授業料未納により除籍処分を受けた者が退学又は除籍後再び入学を志願するときは、選考の上入学を許可することができる。

2 他の大学院研究科又は国際連合大学の課程から編入学及び転入学を志願する者については、選考の上入学を許可することができる。

3 再入学、編入学及び転入学を志願する者は、前2項に規定するもののほか、入学を志願する者の例による。

#### (他大学院への転学)

第52条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事情によりこれを許可する。

### 第8章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生 (特別聴講学生)

第53条 研究科の授業科目を履修することを志願する他の大学院，外国の大学院の学生又は国際連合大学の課程に在学する者があるときは，当該大学院等との協議に基づき特別聴講学生として入学を許可することができる。ただし，外国の大学院にあつては，やむを得ない事情があるときは，事前の協議を欠くことができる。

2 特別聴講学生の入学許可は，学期の始めとする。ただし，特別の事情があるときはこの限りでない。

(特別研究学生)

第54条 研究科において研究指導を受けることを志願する他の大学院，外国の大学院の学生又は国際連合大学の課程に在学する者があるときは，当該大学院等との協議に基づき特別研究学生として入学を許可することができる。ただし，外国の大学院にあつては，やむを得ない事情があるときは，事前の協議を欠くことができる。

(科目等履修生)

第55条 研究科の授業科目中，一科目又は数科目の履修を志願する者があるときは，学生の学修に妨げのない限り，科目等履修生として入学を許可し，単位を与えることができる。

2 科目等履修生の入学許可は，学期の始めとする。ただし，特別の事情があるときは，この限りでない。

(聴講生)

第56条 研究科の授業科目中，1科目又は数科目の聴講を志願する者があるときは，学生の学修に妨げのない限り，聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学許可は，学期の始めとする。ただし，特別の事情があるときは，この限りでない。

(研究生)

第57条 研究科において特殊事項に関して研究に従事しようとする者があるときは，当該研究科において適当と認め，かつ，学生の研究に支障のない場合に限り，研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学許可は，学期の始めとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りでない。

3 研究生の研究期間は，1年以内とする。

4 前項の研究期間を超えて，なお研究を継続しようとする場合は，事情により許可することができる。

(研究科への委任)

第58条 前5条に定めるもののほか，特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生及び研究生に関し必要な事項は，当該研究科において別に定める。

(特別聴講学生等に関する実費)

第59条 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生及び研究生の研究又は実験に要する実費は，別に負担させることができる。

## 第9章 検定料，入学料及び授業料

(検定料及び入学料の額)

第60条 学生の検定料及び入学料の額は，鳥取大学学生等の授業料その他の費用の額及びその徴収方法を定める規則（平成16年鳥取大学規則第70号。以下「学生等の費用規則」という。）に定める額とする。

(検定料及び入学料の不徴収)

第61条 特別聴講学生，特別研究学生，現職教育のため任命権者の命により派遣されてい

る研究生及び第45条の規定により進学した者の検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 学長の承認に基づき現職のまま入学した本学附属学校教員（以下「附属学校大学院派遣教員」という。）の入学料は、徴収しない。

（入学料の免除等）

第61条の2 入学前1年以内において、入学する者（聴講生、科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、又はその他の理由により入学料の納付が著しく困難であると認められるとき、その他入学料の納付を免除することに相当の理由があると認めるときは、別に定めるところにより入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

（授業料の納付）

第62条 学生の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、各年度に係る授業料は、前期及び後期の2期に区分し、前期については5月末日までに、後期については11月末日までにそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収する。
- 4 特別聴講学生及び聴講生（科目等履修生を含む。）の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、聴講又は履修する当初の月に納付しなければならない。ただし、当該特別聴講学生が授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間の相互単位互換協定（付属書を含む。）又は協議に基づき受け入れる学生及び外国人留学生である場合は、授業料を徴収しないものとする。
- 5 特別研究学生及び研究生の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、受入れ予定期間に応じ3月分に相当する額（3月未満であるときは、その期間分に相当する額）を、当該期間における当初の月に納付しなければならない。ただし、当該特別研究学生が授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間の交流協定（付属書を含む。）又は協議に基づき受け入れる学生及び外国人留学生である場合並びに現職教育のため任命権者の命により派遣されている研究生である場合は、授業料を徴収しないものとする。
- 6 附属学校大学院派遣教員の授業料は、徴収しない。

（退学者の授業料）

第63条 退学した者又は退学を命ぜられた者も、その期の授業料は、納付しなければならない。

（休学者の授業料）

第64条 休学を許可された者については、休学を開始した日の属する月の翌月（当該休学開始日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学許可の時期が、当該期の授業料の納付期限後である場合は、その期の授業料は免除しない。

（経済的理由等による授業料の免除等）

第64条の2 学生で経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき、その他授業料の納付を免除することに相当の理由があると認めるときは、別に定めるところにより授業料の全額又は半額を免除し、若しくはその徴収を猶予することができる。

（納付した授業料の返付）

第65条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第62条第2項及び第3項の規定により前期及び後期に係る授

業料を納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第62条第3項の規定により授業料を納付した者が、前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付する。

## 第10章 外国人留学生

(外国人留学生)

第66条 外国人留学生については、別に定める。

## 第11章 賞罰及び除籍

(表彰)

第67条 学生で他の模範となる行為のあった者は、表彰する。

(入学料等未納による除籍)

- 第67条の2 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になり、又はその半額を免除された者が免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しないときは、学長はこれを除籍する。
- 2 入学料の徴収猶予を許可された者が猶予期間内に納付すべき入学料を納付しないときは、学長はこれを除籍する。
  - 3 学生が授業料の納付を怠り督促を受けても、なお納付しないときは、学長はこれを除籍する。

(懲戒)

- 第68条 学生で本学の規則に違背し、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒する。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

## 第12章 教員組織

(教員組織)

- 第69条 本大学院（連合農学研究科及び共同獣医学研究科を除く。）の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授及び准教授（それぞれ客員を含む。）、講師並びに助教をもって充てる。
- 2 連合農学研究科における授業及び研究指導を担当し、又は分担する教員は、当該研究科の専任教員又は客員教員並びに本学、島根大学及び山口大学に所属する教授、准教授、講師又は助教であって、当該研究科における授業及び研究指導を担当する資格並びに授業及び研究指導の補助を担当する資格を有する者のうちから指名する者をもって充てる。
  - 3 共同獣医学研究科における授業及び研究指導を担当する教員は、本学及び岐阜大学に所属する教授、准教授、講師又は助教であって、当該研究科における授業及び研究指導を担当する資格並びに授業及び研究指導の補助を担当する資格を有する者のうちから指名する者をもって充てる。

## 第13章 研究施設及び厚生保健施設

(研究施設等の利用)

第70条 学生は、本学の図書館及び研究施設並びに厚生保健施設を利用することができる。

## 第14章 その他

(学則等の準用)

第71条 この学則に定めるもののほか、学生に関して必要な事項は、鳥取大学学則、鳥取大学学生守則及び当該学部規則を準用する。

(大学院学則の改廃)



第72条 この学則の改廃は，経営協議会又は教育研究評議会の議を経て，役員会において行う。

附 則

- 1 この学則は，平成16年4月9日から施行し，平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年3月31日に鳥取大学大学院に在学し，引き続き平成16年4月1日に本大学院に在学する者については，その者に係る教育課程その他の修了に係る要件及び学位は，改正後の学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成16年度の医学系研究科保健学専攻及び合計の収容定員の数については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，次の表に掲げる数とする。

研究科名	課程名	専攻名	平成16年度
医学系研究科	修士課程	保健学専攻	20人
合計			936人

附 則（平成17年4月20日鳥取大学規則第44号）

- 1 この学則は，平成17年4月20日から施行し，改正後の鳥取大学大学院学則の規定は，平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成17年3月31日に鳥取大学に在学し，引き続き平成17年4月1日に本学に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類及び教科は，改正後の別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成18年3月8日鳥取大学規則第16号）

この学則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日鳥取大学規則第16号）

- 1 この学則は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 鳥取大学大学院教育学研究科は，この学則による改正後の鳥取大学大学院学則（以下「新学則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず，平成19年3月31日に当該研究科に在学する者が，当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。この場合において，当該研究科に在学する者に係る教育課程その他の修了に係る要件，取得できる教育職員免許状の種類及び教科並びに学位は，新学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，取得できる免許状のうち，養護学校教諭専修免許状については，特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）とする。
- 3 平成19年度における地域学研究科及び前項前段の規定によりなお存続する教育学研究科並びに合計の収容定員の数は，新学則別表第1の規定にかかわらず，次の表に掲げる数とする。

研究科名	課程名	専攻名	平成19年度収容定員
地域学研究科	修士課程	地域創造専攻	15人
		地域教育専攻	15人
		計	30人
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6人
		障害児教育専攻	3人
		教科教育専攻	33人
		計	42人
合計			944人

附 則（平成19年4月11日鳥取大学規則第69号）

この学則は、平成19年4月11日から施行し、改正後の鳥取大学大学院学則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年9月12日鳥取大学規則第115号）

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月16日鳥取大学規則第2号）

この学則は、平成20年1月16日から施行し、改正後の鳥取大学大学院学則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20年2月13日鳥取大学規則第7号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日鳥取大学規則第20号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に工学研究科及び連合農学研究科に入学した者は、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成20年度から平成22年度までの間の医学系研究科の医学専攻博士課程及び保健学専攻博士後期課程、工学研究科の各専攻並びに合計の収容定員の数は、改正後の学則別表第1の規定にかかわらず、次の表に掲げる数とする。

研究科名	課程名		専攻名	平成20年度 収容定員	平成21年度 収容定員	平成22年度 収容定員
医学系研究科	博士課程		医学専攻	208人	204人	200人
	博士課程	博士後期課程	保健学専攻	4人	8人	12人
工学研究科	博士課程	博士前期課程	機械宇宙工学専攻	39人	78人	78人
			情報エレクトロニクス専攻	45人	90人	90人
			化学・生物応用工学専攻	30人	60人	60人
			社会基盤工学専攻	39人	78人	78人
	博士後期課程	博士後期課程	機械宇宙工学専攻	6人	12人	18人
			情報エレクトロニクス専攻	6人	12人	18人
			化学・生物応用工学専攻	4人	8人	12人
			社会基盤工学専攻	5人	10人	15人
合計				932人	932人	932人

附 則（平成20年5月21日鳥取大学規則第72号）

この学則は、平成20年5月21日から施行し、改正後の鳥取大学大学院学則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月2日鳥取大学規則第99号）

この学則は、平成20年12月2日から施行する。

附 則（平成21年3月3日鳥取大学規則第11号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度の医学系研究科の博士前期課程保健学専攻及び修士課程臨床心理学専攻並びに農学研究科の各専攻並びに平成21年度から平成22年度の連合農学研究科の生物環境科学専攻及び国際乾燥地科学専攻の収容定員の数は、この学則施行による改正後の別表第1の規定にかかわらず、次表に掲げる数とする。

研究科名	課程名		専攻名	平成21年度 収容定員	平成22年度 収容定員
医学系研究科	博士課程	博士前期課程	保健学専攻	34人	／
	修士課程		臨床心理学専攻	6人	
農学研究科	修士課程		生物生産科学専攻	26人	
			農林環境科学専攻	27人	
			農業経営情報科学専攻	8人	
			フィールド生産科学専攻	25人	
			生命資源科学専攻	21人	
			国際乾燥地科学専攻	15人	
連合農学研究科	博士課程		生物環境科学専攻	18人	15人
			国際乾燥地科学専攻	3人	6人

3 平成20年度以前に本大学院に入学した者は、この学則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月8日鳥取大学規則第43号）  
この学則は、平成21年4月8日から施行する。

附 則（平成21年5月7日鳥取大学規則第48号）  
この学則は、平成21年5月7日から施行する、

附 則（平成21年12月9日鳥取大学規則第104号）  
この学則は、平成21年12月9日から施行する。

附 則（平成22年3月2日鳥取大学規則第17号）  
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日鳥取大学規則第64号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前の入学者については、この学則施行による改正後の第23条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月9日鳥取大学規則第91号）  
この学則は、平成22年6月9日から施行する。

附 則（平成22年10月12日鳥取大学規則第103号）  
この学則は、平成22年10月12日から施行する。

附 則（平成23年3月1日鳥取大学規則第17号）  
この学則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日鳥取大学規則第19号）  
この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日鳥取大学規則第32号）  
この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月16日鳥取大学規則第64号）

この学則は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成27年3月24日鳥取大学規則第26号）  
この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日鳥取大学規則第36号）  
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月26日鳥取大学規則第54号）  
この学則は、平成28年7月26日から施行し、改正後の鳥取大学大学院学則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月27日鳥取大学規則第58号）  
この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年1月17日鳥取大学規則第2号）  
この学則は、平成29年1月17日から施行する。

附 則（平成29年3月28日鳥取大学規則第24号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正前の地域学研究科，工学研究科博士前期課程及び農学研究科は，改正後の規定にかかわらず，平成29年3月31日に当該研究科に在学する者が，当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 平成29年度における持続性社会創生科学研究科，前項の規定によりなお存続する地域学研究科，工学研究科博士前期課程及び農学研究科並びに合計の収容定員の数は，この学則施行による改正後の別表第1の規定にかかわらず，次の表に掲げる数とする。

研究科名	課程名		専攻名等		平成29年度 収容定員
持続性社会創 生科学研究科	博士課程	博士前期課程	地域学専攻	地域創生コース	10人
				人間形成コース	10人
			計	20人	
				工学専攻	165人
				農学専攻	46人
				国際乾燥地科学専攻	20人
				計	251人
地域学研究科	修士課程		地域創造専攻	15人	
			地域教育専攻	15人	
			計	30人	
工学研究科	博士課程	博士前期課程	機械宇宙工学専攻	39人	
			情報エレクトロニクス専攻	45人	
			化学・生物応用工学専攻	30人	
			社会基盤工学専攻	39人	
			計	153人	
農学研究科	修士課程		フィールド生産科学専攻	25人	
			生命資源科学専攻	21人	

	国際乾燥地科学専攻	15人
	計	61人
合計		495人

4 平成29年3月31日以前の入学者については、この学則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日鳥取大学規則第43号）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- この学則による改正前の連合農学研究科生物生産科学専攻、生物環境科学専攻及び生物資源科学専攻は、改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成30年度及び令和元年度における連合農学研究科及び合計の収容定員の数は、この学則施行による改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表に掲げる数とする。

研究科名	課程名等	専攻名等	平成30年度 収容定員	令和元年度 収容定員
(略)				
連合農学研究科	博士課程（旧専攻）	生物生産科学専攻	12人	6人
		生物環境科学専攻	8人	4人
		生物資源科学専攻	8人	4人
連合農学研究科	博士課程	生産環境科学専攻	8人	16人
		生命資源科学専攻	7人	14人
		国際乾燥地科学専攻	10人	11人
		計	53人	55人
合計			868人	870人

4 平成30年3月31日以前の入学者については、この学則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月26日鳥取大学規則第11号）

- この学則は、平成31年2月26日から施行し、改正後の鳥取大学大学院学則の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 平成30年3月31日以前の入学者については、この学則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日鳥取大学規則第33号）

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- この学則による改正前の山口大学大学院連合獣医学研究科への協力は、改正後の規定にかかわらず、当該研究科が存続する間、なお従前の例による。
- 令和元年度から令和3年度における共同獣医学研究科及び合計の収容定員の数は、この学則施行による改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表に掲げる数とする。

研究科名	課程名等	専攻名等	令和元年度 収容定員	令和2年度 収容定員	令和3年度 収容定員
共同獣医学研究科	博士課程	共同獣医学専攻	5人	10人	15人
合計			875人	874人	871人

4 平成31年3月31日以前の入学者については、この学則施行による改正後の規定にかかわ

らず，なお従前の例による。

附 則（令和元年5月14日鳥取大学規則第1号）

この学則は，令和元年5月14日から施行し，改正後の鳥取大学大学院学則の規定は，令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和2年2月25日鳥取大学規則第16号）

- 1 この学則は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正前の医学系研究科生命科学専攻，機能再生医科学専攻及び保健学専攻は，改正後の規定にかかわらず，令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 令和2年度及び令和3年度における医学系研究科博士課程（医学専攻を除く。）及び合計の収容定員の数は，この学則施行による改正後の別表第1の規定にかかわらず，次の表に掲げる数とする。

研究科名	課程名		専攻名等	令和2年度収容定員	令和3年度収容定員
医学系研究科	博士課程	博士前期課程	医科学専攻	35人	/
			生命科学専攻	10人	
			機能再生科学専攻	11人	
			保健学専攻	14人	
			計	70人	
	博士後期課程	博士後期課程	医科学専攻	8人	16人
			生命科学専攻	10人	5人
			機能再生科学専攻	14人	7人
			保健学専攻	8人	4人
			計	40人	32人
合計				874人	871人

- 4 令和2年3月31日以前の入学者については，この学則施行による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日鳥取大学規則第36号）

この学則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日鳥取大学規則第89号）

この学則は，令和4年4月1日から施行する。ただし，第31条第2項及び第3項の改正規定は，令和3年12月21日から施行する。

附 則（令和4年1月25日鳥取大学規則第4号）

- 1 この学則は，令和4年4月1日から施行する。ただし，第40条第1項第2号及び第49条第1項の改正規定は，令和4年1月25日から施行する。
- 2 この学則による改正前の工学研究科機械宇宙工学専攻，情報エレクトロニクス専攻，化学・生物応用工学専攻及び社会基盤工学専攻は，改正後の鳥取大学学則の規定にかかわらず，令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 令和4年度及び令和5年度における工学研究科機械宇宙工学専攻，情報エレクトロニク

ス専攻，化学・生物応用工学専攻及び社会基盤工学専攻及び合計の収容定員の数は，この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず，次の表に掲げる数とする。

研究科名	課程名		専攻名等	令和4年度収容定員	令和5年度収容定員
工学研究科	博士課程	博士後期課程	工学専攻	12人	24人
			機械宇宙工学専攻	12人	6人
			情報エレクトロニクス専攻	12人	6人
			化学・生物応用工学専攻	8人	4人
			社会基盤工学専攻	10人	5人
			計	54人	45人
合計				859人	850人

4 令和4年3月31日以前の入学者については，この学則による改正後の鳥取大学学則の規定（改正後の第49条第1項の規定を除く。）にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和4年3月22日鳥取大学規則第37号）  
この学則は，令和4年4月1日から施行する。

別表第1 収容定員（第10条関係）

研究科名	課程名		専攻名等		入学定員	収容定員	
持続性社会創生科学研究科	博士課程	博士前期課程	地域学専攻	地域創生コース	10人	20人	
				人間形成コース	10人	20人	
			計	20人	40人		
					工学専攻	165人	330人
					農学専攻	46人	92人
					国際乾燥地科学専攻	20人	40人
					計	251人	502人
医学系研究科	博士課程		医学専攻	31人	120人		
	博士課程	博士前期課程	医科学専攻	35人	70人		
		博士後期課程	医科学専攻	8人	24人		
	修士課程		臨床心理学専攻	6人	12人		
工学研究科	博士課程	博士後期課程	工学専攻	12人	36人		
連合農学研究科	博士課程		生産環境科学専攻	8人	24人		
			生命資源科学専攻	7人	21人		
			国際乾燥地科学専攻	4人	12人		
			計	19人	57人		
共同獣医学研究科	博士課程		共同獣医学専攻	5人	20人		
合計					366人	841人	



別表第2 教育職員の免許状の種類及び教科等（第29条関係）

研究科名	専攻名等		取得できる免許状	
			種類	教科・領域
持続性社会創 生科学研究科 （博士前期課 程）	地域学専攻	地域創生 コース	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	地理歴史，公民
		人間形成 コース	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			特別支援学校教諭専修免許 状	知的障害者，肢体不 自由者，病弱者
	工学専攻		中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，情報，工業
	農学専攻		中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，農業
	国際乾燥地科学専攻		中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	

## ○鳥取大学学位規則

昭和35年3月11日  
鳥取大学規則第3号

### (趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条第1項の規定に基づき、鳥取大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

### (学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本学大学院において修士課程又は持続性社会創生科学研究科若しくは医学系研究科の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学大学院において、博士課程又は医学系研究科若しくは工学研究科の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)を修了した者に授与する。
- 4 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、前項に定める者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

### (博士論文の提出)

第4条 前条第4項の規定に基づき、学位授与の申請をする者は、学位申請書に学位論文その他当該研究科所定の関係書類及び学位論文審査手数料57,000円を添えて学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程において標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文の審査を申請した場合には、学位論文審査手数料を免除する。

- 2 前項の学位論文の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 3 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返付しない。

### (試験)

第5条 前条により学位論文を受理したときは、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻学術について、本学大学院の博士課程又は博士後期課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するため、試問を行う。

- 2 前項の試問は、口頭及び筆答により行い、外国語については2種類を課する。ただし、研究科委員会が認めたときは、1種類とすることができる。
- 3 本学大学院の医学系研究科博士課程又は共同獣医学研究科博士課程において4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから2年以内に論文を提出するときは、第1項の試問を行わないことがある。
- 4 本学大学院の医学系研究科若しくは工学研究科の博士後期課程又は連合農学研究科博士課程において3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者(工学研究科にあっては更に特別研究及び特別実験を行った上で退学した者)が、退学したときから3年以内に論文を提出するときは、第1項の試問を行わないことがある。

### (論文の審査)

第6条 学位論文の審査は、各研究科委員会において行う。

- 2 前項の審査に当たっては、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 3 研究科委員会は、学位論文の審査のため必要があるときは、学位申請者に対して学位論文の副本、訳本及び標本等の提出を求めることができる。
- 4 博士の学位論文の審査は、原則として受理後1年以内に終了するものとする。
- 5 修士の学位論文の審査は、在学期間中に終了するものとする。

(研究科委員会の議決)

第7条 研究科委員会は、第3条第2項から第4項までに規定する当該学位授与の可否について議決する。

- 2 前項の委員会は、委員総数(海外渡航中の者及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上(連合農学研究科にあっては過半数)の出席がなければ開くことができない。
- 3 第1項の議決は、出席委員の3分の2以上(連合農学研究科にあっては4分の3以上)の賛成を要する。

(学長への報告)

第8条 教授会が第3条第1項の議決をしたときは、学部長は、速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第9条 学長は、前条の報告に基づき、学位記を授与する。

- 2 学位記を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。
- 3 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第10までのとおりとする。
- 4 本学(農学部共同獣医学科を除く。)を卒業した者に交付する学位記の様式は、別紙様式第1又は別紙様式第2のいずれかとする。

(論文の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表)

第10条 本学は、博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第11条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位授与の日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位授与の前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の議を経て学長の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第11条の2 本学は、学位を授与するに当たっては、別表に掲げる区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 第3条第4項の規定により授与される学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定を

準用する。

(学位の名称の使用)

第12条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教育研究評議会の議決により学位の授与を取り消すことができる。

(学位授与の報告)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、文部科学大臣に報告書を提出するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

附 則

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年6月15日鳥取大学規則第10号)

この規則は、昭和37年6月15日から施行する。

附 則(昭和38年3月15日鳥取大学規則第6号)

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月31日鳥取大学規則第15号)

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年5月1日鳥取大学規則第28号)

この規則は、昭和42年5月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月21日鳥取大学規則第13号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年8月23日鳥取大学規則第35号)

この規則は、昭和43年8月23日から施行する。

附 則(昭和49年3月16日鳥取大学規則第12号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月15日鳥取大学規則第14号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月14日鳥取大学規則第11号)

この規則は、昭和51年4月14日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年4月13日鳥取大学規則第10号)

この規則は、昭和59年4月13日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年4月14日鳥取大学規則第21号)

この規則は、昭和62年4月14日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成元年5月29日鳥取大学規則第42号)

この規則は、平成元年5月29日から施行する。

附 則(平成2年3月22日鳥取大学規則第3号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月22日鳥取大学規則第8号)

この規則は、平成3年3月22日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月11日鳥取大学規則第48号)

この規則は、平成3年12月11日から施行し、改正後の鳥取大学学位規則の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成6年4月1日鳥取大学規則第14号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に工学研究科修士課程に入学した者は、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月13日鳥取大学規則第7号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月10日鳥取大学規則第28号)

この規則は、平成9年4月10日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年1月14日鳥取大学規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月10日鳥取大学規則第9号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に教育学部及び農学部農林総合科学科に入学した者は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年9月8日鳥取大学規則第50号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日鳥取大学規則第49号)

この規則は、平成12年12月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年1月5日鳥取大学規則第2号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年12月11日鳥取大学規則第64号)

- 1 この規則は、平成14年12月11日から施行する。
- 2 平成10年度以前に教育学部に入学した者については、改正後の別紙様式第1の備考1中「教育地域科学部」を「教育学部」に、備考3中「教地」を「教」にそれぞれ読み替えて適用する。

附 則(平成15年3月5日鳥取大学規則第12号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月9日鳥取大学規則第66号)

- 1 この規則は、平成16年4月9日から施行し、改正後の鳥取大学学位規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前に教育地域科学部又は教育学部及び医学系研究科生命科学系専攻に入学した者は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月12日鳥取大学規則第1号)

この規則は、平成17年1月12日から施行する。

附 則(平成18年1月11日鳥取大学規則第5号)

この規則は、平成18年1月11日から施行する。

附 則(平成18年11月8日鳥取大学規則第129号)

この規則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則(平成19年3月14日鳥取大学規則第19号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に教育学研究科に入学した者は、この規則による改正後の鳥取大学学位規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日鳥取大学規則第26号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に連合農学研究科に入学した者は、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月3日鳥取大学規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日鳥取大学規則第42号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に農学部獣医学科に入学した者は、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月10日鳥取大学規則第58号)

この規則は、平成25年4月10日から施行し、改正後の鳥取大学学位規則の規定は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与した場合について適用する。

附 則(平成29年3月28日鳥取大学規則第27号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に農学部生物資源環境学科，地域学研究所，工学研究科の博士前期課程及び農学研究科に入学した者は，この規則施行による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成30年9月12日鳥取大学規則第78号)

この規則は，平成30年9月12日から施行する。

附 則(平成30年11月14日鳥取大学規則第81号)

この規則は，平成30年11月14日から施行し，改正後の鳥取大学学位規則別紙様式第2の規定は，平成30年9月27日から適用する。

附 則(平成31年1月9日鳥取大学規則第1号)

- 1 この規則は，平成31年1月9日から施行する。
- 2 平成26年度以前に工学部に入学した者に交付する学位記の様式は，この規則による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成28年度以前に農学部生物資源環境学科に入学した者に交付する学位記の様式は，鳥取大学学位規則の一部を改正する規則（平成29年鳥取大学規則第27号）附則第2項の規定にかかわらず，この規則による改正後の規定を適用する。この場合において，第11条の2第1項の規定により学位に付記する専攻分野の英文名称は「Bachelor of Agriculture」とする。

附 則(平成31年3月13日鳥取大学規則第26号)

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月25日鳥取大学規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は，令和2年4月1日から施行する。  
(旧専攻に在学する者に対する経過措置)
- 2 令和元年度以前に医学系研究科生命科学専攻，機能再生医科学専攻及び保健学専攻（以下「旧専攻」という。）に入学した者は，この規則施行による改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。  
(旧専攻における論文博士の授与)
- 3 旧専攻における第3条第4項の規定による博士の学位（以下「論文博士」という。）については，鳥取大学大学院学則の一部を改正する学則（令和2年鳥取大学規則第16号）附則第2項の規定により旧専攻が存続する期間，博士（生命科学，再生医科学又は保健学）の学位を授与することができる。  
(新専攻における論文博士の授与)
- 4 医学系研究科医科学専攻（以下「新専攻」という。）における論文博士については，第3条第3項の規定により新専攻の博士後期課程を修了した者に博士（医科学又は保健学）の学位を授与した後において取り扱うものとする。

附 則(令和2年6月10日鳥取大学規則第61号)

この規則は，令和2年6月10日から施行し，改正後の鳥取大学学位規則の規定は，令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年2月9日鳥取大学規則第18号)

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

別表(第11条の2関係)

学位	学部, 研究科名	付記する専攻分野の名称	付記する専攻分野の英文名称
学士	地域学部	地域学	Bachelor of Regional Sciences
	医学部	医学(医学科を卒業した者)	Bachelor of Medicine
		生命科学(生命科学科を卒業した者)	Bachelor of Life Science
		看護学(保健学科看護学専攻を卒業した者)	Bachelor of Nursing
		保健学(保健学科検査技術科学専攻を卒業した者)	Bachelor of Health Science
	工学部	工学	Bachelor of Engineering
	農学部	農学(生命環境農学科を卒業した者)	Bachelor of Agriculture
		獣医学(共同獣医学科を卒業した者)	Bachelor of Veterinary Medicine
修士	持続性社会創生科学研究科	地域学(地域学専攻地域創生コースの博士前期課程を修了した者)	Master of Regional Sciences
		教育学(地域学専攻人間形成コースの博士前期課程を修了した者)	Master of Education
		工学又は学術(工学専攻の博士前期課程を修了した者)	Master of Engineering Master of Philosophy
		農学(農学専攻の博士前期課程を修了した者)	Master of Agriculture
		農学又は学術(国際乾燥地科学専攻の博士前期課程を修了した者)	Master of Agriculture Master of Science
	医学系研究科	医科学又は保健学(医科学専攻の博士前期課程を修了した者)	Master of Integrated Medical Science Master of Health Science
		臨床心理学(臨床心理学専攻の修士課程を修了した者)	Master of Clinical Psychology
博士	医学系研究科	医学(医学専攻の博士課程を修了した者)	Doctor of Philosophy in Medical Science



		医科学又は保健学(医科学専攻の博士後期課程を修了した者)	Doctor of Philosophy in Integrated Medical Science Doctor of Philosophy in Health Science
	工学研究科	工学	Doctor of Engineering
	連合農学研究科	農学	Doctor of Philosophy
	共同獣医学研究科	獣医学	Doctor of Philosophy in Veterinary Science

別紙様式第1

(大学(共同獣医学科を除く。)を卒業した場合)

○第	号
学 位 記	
氏 名	年 月 日生
本学〇〇〇学部〇〇〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
鳥取大学長 (学長名) 学長印	

(備考)

- 1 医学部保健学科については、学科名の次に専攻名を記載する。
- 2 〇の箇所には、各学部別に「地域」、「医」、「工」及び「農」の文字を表示する。

別紙様式第2

(大学(共同獣医学科を除く。)を卒業した場合の英文学位記)

Tottori University		
0000 0000 (氏名)		
Date of Birth : 0000 00,0000		
has fulfilled all the prescribed requirements for the Bachelor's Course		
in the Department of 0000 at the Faculty of 0000		
The President of Tottori University has hereby conferred the Degree of Bachelor of 0000		
Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000		
Degree Number : 000		
		(学長署名)
		0000 0000 (学長名)
		President
Official Seal	学長印	Tottori University
		Japan

(備考)

- 1 医学部については、「Department of 0000」を「School of 0000」と記載する。
- 2 医学部保健学科については、学科名「School of 0000」の次に専攻名「(Major in 0000)」を記載する。

別紙様式第3

(共同獣医学科を卒業した場合)

<div style="text-align: center;">共同獣医第 号</div> <div style="text-align: center;">学位記</div> <div style="text-align: center;">氏 名</div> <div style="text-align: center;">年 月 日生</div> <p>鳥取大学農学部及び岐阜大学応用生物科学部共同獣医学科所定の課程を修めて鳥取大学を卒業したことを認め学士(獣医学)の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取大学長 (学長名) 学長印 岐阜大学長 (学長名) 学長印</p>	<div style="text-align: center;">Tottori University</div> <div style="text-align: center;">Hereby Confers upon</div> <div style="text-align: center;">0000 0000 (氏名)</div> <div style="text-align: center;">Date of Birth : 0000 00,0000</div> <div style="text-align: center;">the Degree of</div> <div style="text-align: center;">Bachelor of Veterinary Medicine</div> <div style="text-align: center;">in Recognition of the Fulfillment of the</div> <div style="text-align: center;">Requirements for the Joint Department of</div> <div style="text-align: center;">Veterinary Medicine at the Faculty of</div> <div style="text-align: center;">Agriculture ,Tottori University, and the</div> <div style="text-align: center;">Faculty of Applied Biological Sciences,</div> <div style="text-align: center;">Gifu University</div> <div style="text-align: center;">0000 00,0000(授与日)</div> <div style="text-align: center;">0000 0000 (学長名)</div> <div style="text-align: center;">President of Tottori University (学長署名)</div> <div style="text-align: center;">0000 0000 (学長名)</div> <div style="text-align: center;">President of Gifu University (学長署名)</div>
--	---

別紙様式第4

(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

<p>第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院○○○研究科○○○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取大学長 (学長名) 学長印</p>	<p>Tottori University</p> <p>0000 0000 (氏名)</p> <p>Date of Birth : 0000 00,0000</p> <p>has fulfilled all the prescribed requirements for the Master's Course of the Graduate School and has passed the final examination, and has presented a dissertation</p> <p>This dissertation has been accepted by the Department of 000000 in the Graduate School of 000000</p> <p>The President of Tottori University has hereby conferred the Degree of Master of 0000</p> <p>Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000</p> <p>(学長署名)</p> <p>0000 0000 (学長名)</p> <p>President</p> <p>Tottori University</p> <p>Japan</p>
---	---

(備考)

- 1 持続性社会創生科学研究科地域学専攻及び工学専攻については、和文の専攻名の次に教育コース名「(○○○○コース)」を、英文の専攻名「Department of 000000」の次に教育コース名「(Major(地域学専攻)/Course(工学専攻) of 0000000)」を記載する。
- 2 医学系研究科については、英文の「Department of 000000」を「Major in 000000」と記載する。
- 3 博士前期課程を修了した場合は、和文の「修士課程」を「博士前期課程」と記載する。
- 4 特定の課題についての研究の成果の審査により学位の授与を受けた場合は、和文の「学位論文」を「特定の課題についての研究の成果」と、英文の「presented a dissertation This dissertation」を「presented result of specific research This result」と記載する。

別紙様式第5

(博士後期課程又は医学系研究科博士課程を修了した場合)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学大学院○○○研究科○○○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取大学長 (学長名) 学長印</p>	<p style="text-align: center;">Tottori University</p> <p style="text-align: center;">0000 0000 (氏名)</p> <p style="text-align: center;">Date of Birth : 0000 00,0000</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all the prescribed requirements for the Doctoral Course of the Graduate School and has passed the final examination,</p> <p style="text-align: center;">and has presented a dissertation</p> <p style="text-align: center;">This dissertation has been accepted by the (専攻名)</p> <p style="text-align: center;">in the Graduate School of 000000</p> <p style="text-align: center;">The President of Tottori University has hereby conferred</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Doctor of 0000</p> <p style="text-align: center;">Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000</p> <p style="text-align: center;">(学長署名)</p> <p style="text-align: center;">0000 0000 (学長名)</p> <p style="text-align: center;">President</p> <p style="text-align: center;">Tottori University</p> <p style="text-align: center;">Japan</p>
---	---

(備考)英文の「(専攻名)」の箇所には、医学系研究科については、「Major in 000000」を、工学研究科については、「Department of 000000」を記載する。

別紙様式第6

(医学系研究科又は工学研究科の論文博士の場合)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取大学長 (学長名) 学長印</p>	<p style="text-align: center;">Tottori University</p> <p style="text-align: center;">0000 0000 (氏名)</p> <p style="text-align: center;">Date of Birth : 0000 00,0000</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all the prescribed requirements for the Doctoral Course of the Graduate School and has passed the final examination, and has presented a dissertation</p> <p style="text-align: center;">This dissertation has been accepted by the Graduate School of 000000</p> <p style="text-align: center;">The President of Tottori University has hereby conferred the Degree of Doctor of 0000</p> <p style="text-align: center;">Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000</p> <p style="text-align: center;">(学長署名)</p> <p style="text-align: center;">0000 0000 (学長名)</p> <p style="text-align: center;">President</p> <p style="text-align: center;">Tottori University</p> <p style="text-align: center;">Japan</p>
---	---

別紙様式第7

(連合農学研究科博士課程を修了した場合)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学大学院連合農学研究科〇〇〇専攻の所定の単位を〇〇大学において修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>鳥取大学大学院連合農学研究科委員会 印</p> <p>上記の認定により博士(農学)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取大学長 (学長名) 学長印</p>	<p style="text-align: center;">Tottori University 0000 0000 (氏名) Date of Birth : 0000 00,0000</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all the prescribed requirements for the Doctoral Course of the Graduate School and has passed the final examination, and has presented a dissertation</p> <p style="text-align: center;">This dissertation has been accepted by the Course of 000000 in the United Graduate School of Agricultural Sciences</p> <p style="text-align: center;">The President of Tottori University has hereby conferred the Degree of Doctor of Philosophy</p> <p style="text-align: center;">Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000</p> <p style="text-align: center;">(学長署名) 0000 0000 (学長名) President Tottori University Japan</p>
--	---



別紙様式第8

(連合農学研究科の論文博士の場合)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学に学位論文 題名 を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: right;">鳥取大学大学院連合農学研究科委員会 印</p> <p>上記の認定により博士(農学)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取大学長 (学長名) 学長印</p>	<p style="text-align: center;">Tottori University 0000 0000 (氏名) Date of Birth : 0000 00,0000</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all the prescribed requirements for the Doctoral Course of the Graduate School and has passed the final examination, and has presented a dissertation (論文名)</p> <p style="text-align: center;">This dissertation has been accepted by the United Graduate School of Agricultural Sciences</p> <p style="text-align: center;">The President of Tottori University has hereby conferred the Degree of Doctor of Philosophy</p> <p style="text-align: center;">Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000</p> <p style="text-align: center;">(学長署名) 0000 0000 (学長名) President Tottori University Japan</p>
--	---

別紙様式第9

(共同獣医学研究科博士課程を修了した場合)

<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 50px;">大学印</div> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>鳥取大学大学院共同獣医学研究科及び岐阜大学大学院共同獣医学研究科共同獣医学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(獣医学)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取大学長 (学長名) 学長印</p> <p style="text-align: center;">岐阜大学長 (学長名) 学長印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 50px;">大学印</div> <p style="text-align: center;">Tottori University</p> <p style="text-align: center;">0000 0000 (氏名)</p> <p style="text-align: center;">Date of Birth : 0000 00,0000</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all the prescribed requirements for the Doctoral Course of the Graduate School and has passed the final examination, and has presented a dissertation</p> <p style="text-align: center;">This dissertation has been accepted by the Course of Joint Major of Veterinary Sciences, Joint Graduate School of Veterinary Sciences, Tottori University and Gifu University</p> <p style="text-align: center;">The Presidents of Tottori University and Gifu University have hereby conferred the Degree of Doctor of Philosophy in Veterinary Science</p> <p style="text-align: center;">Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000</p> <p style="text-align: center;">0000 0000(学長名)</p> <p style="text-align: center;">President of Tottori University (学長署名)</p> <p style="text-align: center;">0000 0000(学長名)</p> <p style="text-align: center;">President of Gifu University (学長署名)</p>
---	--

別紙様式第10

(共同獣医学研究科の博士論文の場合)

<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 50px;">大学印</div> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>鳥取大学大学院共同獣医学研究科及び岐阜大学大学院共同獣医学研究科に学位論文 (論文名) を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(獣医学)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取大学長 (学長名) 学長印 岐阜大学長 (学長名) 学長印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 50px;">大学印</div> <p style="text-align: center;">Tottori University</p> <p style="text-align: center;">0000 0000 (氏名)</p> <p style="text-align: center;">Date of Birth : 0000 00,0000</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all the prescribed requirements for the Doctoral Course of the Graduate School and has passed the final examination, and has presented a dissertation (論文名)</p> <p style="text-align: center;">This dissertation has been accepted by the Course of Joint Major of Veterinary Sciences, Joint Graduate School of Veterinary Sciences, Tottori University and Gifu University</p> <p style="text-align: center;">The Presidents of Tottori University and Gifu University have hereby conferred the Degree of Doctor of Philosophy in Veterinary Science</p> <p style="text-align: center;">Date of Conferral : 0000 day of 0000 Two Thousand and 000</p> <p style="text-align: center;">0000 0000(学長名) President of Tottori University (学長署名)</p> <p style="text-align: center;">0000 0000(学長名) President of Gifu University (学長署名)</p>
---	--

○ 鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項

平成17年 9月 5日学長裁定  
平成20年12月11日一部改正  
平成26年 3月31日一部改正  
平成29年 1月17日一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学学則（平成16年4月9日鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。）第20条及び鳥取大学大学院学則（平成16年4月9日鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。）第12条の規定に基づき、鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
(1) 職業を有している者(自ら事業を行っている者、アルバイト・パートタイムに従事する者を含む。)  
ただし、給与の支給を受けて職務を免除されている者、修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイト・パートタイムに従事する者については、適用を認めない。  
(2) 育児又は親族の介護を行う必要がある者  
(3) 視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者  
(4) その他各学部長又は各研究科長（以下「各学部長等」という。）が必要と認めた者

(申請手続等)

第3条 長期履修の申請手続は次のとおりとする。  
(1) 新たに入学する者は、入学手続期間に長期履修の申込みを行い、入学時に長期履修申請書（別紙様式第1号）を各学部長等に提出しなければならない。  
(2) 在学学生は、希望する申請期間の前年度の2月末（9月卒業（修了）予定の場合は8月末）までに長期履修申請書（別紙様式第1号）を各学部長等に提出しなければならない。

(許可)

第4条 前条の規定による申請があったときは、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、各学部長等が許可する。  
2 各学部長等は、前項により許可したときは、学長へ報告するとともに、本人へ許可書を交付する。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修することができる期間は、学則第19条又は大学院学則第11条に定める修業年限又は標準修業年限の2倍の年数を限度とする。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修学生で特別な事情があると認められた者は、原則として、1回に限り、長期履修期間を短縮又は延長することができる。  
この場合、希望する短縮又は延長後の履修期間の終期が属する年度の前年度の2月末（9月卒業（修了）予定の場合は8月末）までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式第2号）を各学部長等に提出しなければならない。

(長期履修期間変更の許可)

第7条 長期履修期間変更の許可については、第4条の規定を準用する。ただし、短縮する場合は、修業年限又は標準修業年限を下回ることはいできない。

(資格の喪失)

第8条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を各学部長等に申し出なければならない。この場合において、当該学生が在学すべき期間及び最長在学年限は、資格を喪失するまでの履修実績を考慮して、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、各学部長等が決定する。

附 則

この要項は、平成17年9月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年1月17日から施行する。

長期履修申請書

平成 年 月 日

鳥取大学 学部長（研究科長） 殿

学部（研究科）名  
学科（専攻）名  
入学年度 平成 年度  
学生番号  
ふりがな  
氏 名  
生年月日 昭和・平成 年 月 日生  
現住所  
連絡先 ( ) -

下記のとおり長期履修を申請します。

記

1. 履修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 年間)

2. 申請理由（該当する番号に○をして下さい。）

- ① 職業を有するため（勤務先名称、勤務の形態、勤務状況等詳細が分かるものを提出して下さい（在職証明書等）。）
- ② 育児のため（出産（予定）日、他の養育者の有無等育児の具体的状況が分かるものを提出して下さい（母子健康手帳の写し等）。）
- ③ 親族の介護のため（要介護の親族の氏名、続柄、年齢、同居の有無、要介護の具体的内容が分かるものを提出して下さい（要介護認定書の写し等）。）
- ④ 視覚、聴覚、肢体その他の障害のため（障害の具体的内容がわかるものを提出して下さい（身体障害者手帳の写し、身体障害者手帳が無い場合には医師の診断書）。）
- ⑤ その他（申請する理由を具体的に記入したものを添付して下さい。様式は任意です。）

履修計画（具体的に記入してください。）

---

---

---

---

---

指導教員の承認印	
----------	--

長期履修変更申請書

平成 年 月 日

鳥取大学 学部長（研究科長） 殿

学部（研究科）名  
学科（専攻）名  
入学年度 平成 年度  
学生番号  
ふりがな  
氏 名  
生年月日 昭和・平成 年 月 日生  
現住所  
連絡先 ( ) -

下記のとおり長期履修の変更を申請しますので、許可くださるようお願いいたします。

記

許可された履修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 年間)  
変更後の履修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 年間)

申請理由（具体的に記入してください。）

---

---

---

---

---

履修計画（具体的に記入してください。）

---

---

---

---

---

指導教員の承認印	
----------	--

## 鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則

### (趣旨)

第1条 鳥取大学大学院共同獣医学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項は、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (専攻)

第2条 本研究科に共同獣医学専攻を置き、国立大学法人岐阜大学と国立大学法人鳥取大学の間で締結された「国立大学法人岐阜大学及び国立大学法人鳥取大学が設置する大学院共同獣医学研究科に関する協定書」に基づき、共同で教育課程を編成するものとする。

### (附属施設)

第3条 本研究科に、大学院学則第6条の規定に基づき、附属獣医学教育研究開発推進センターを置く。

2 附属獣医学教育研究開発推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

### (講座)

第4条 本研究科に、次に掲げる講座を置く。

- 一 基礎獣医科学講座
- 二 病態・応用獣医科学講座
- 三 臨床獣医科学講座

### (教育目標)

第5条 本研究科は、動物や人の健康に関する幅広い分野の高度な教育研究を行うとともに、優れた倫理観のもとに優れた研究能力と豊かな学識を備えた、獣医学領域の高度専門職業人を養成することを目的とする。

### (指導教員)

第6条 学生の研究指導のため、指導教員を置く。

- 2 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する教員を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を行う教員を副指導教員とし、学生1人について本研究科から主指導教員1名及び第一副指導教員1名を置き、岐阜大学大学院共同獣医学研究科共同獣医学専攻（以下「岐阜大学」という。）から第二副指導教員1名を置くものとする。
- 3 前項の指導教員は、研究科における研究指導を担当する資格を有する教員をもって充てる。
- 4 研究科長は、研究科委員会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を指名する。



(教育方法)

第7条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 2 学生は、毎年度学年の始めに、主指導教員の指導に従い、当該学年の研究題目及び研究計画を定めなければならない。
- 3 主指導教員は、前項により学生が定めた研究題目及び研究計画に基づき、当該学年の教育研究指導計画書（別紙様式1）を作成し、研究科長に届け出るものとする。
- 4 主指導教員は、前項により作成した教育研究指導計画書の写しを自身で保管するとともに、学生及び各副指導教員に1部ずつ保管させるものとする。
- 5 研究題目、研究計画又は教育研究指導計画を変更する必要がある場合は、改めて教育研究指導計画書を作成し、届出及び保管するものとする。

(修得単位数等)

第8条 本研究科の専攻における授業科目は、必修科目及び選択科目とし、別表のとおりとする。

- 2 本研究科の修了要件は、必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得しなければならない。
- 3 前項の単位数のうち、10単位以上は岐阜大学が開設する授業科目を修得するものとする。

(他の大学院等の授業科目履修)

第9条 大学院学則第24条の規定に基づき、本研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院等の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で前条に定める課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

(他の大学院等で受ける研究指導)

第10条 他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを願い出た者については、教育上有益であると認めるときは、研究科委員会の議を経て、研究科長は、その研究指導を受けることを許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、大学院学則の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

第11条 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適

切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第12条 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(長期履修)

第13条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(教育方法の特例)

第14条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 大学院学則第27条の規定に基づき、本研究科において教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、10単位を超えない範囲で第8条に定める課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(学位の授与)

第16条 本研究科に4年以上在学し、第8条の規定に基づき、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述若しくは筆記試験に合格した者には鳥取大学学位規則(昭和35年鳥取大学規則第3号。以下「学位規則」という。)に定めるところにより、博士の学位を授与する。ただし、特に優れた研究業績を上げた者の在学期間については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 本研究科の学生以外の者で学位論文を提出して博士の学位の授与を申請する者については、大学院学則及び学位規則の定めるところによる。

(学位論文の審査基準等)

第17条 学位論文の提出、審査の方法及び判定基準等は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経

て、研究科長が定める。

2 本研究科に関する事務は、鳥取大学農学部事務部において処理する。

#### 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 16 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則（令和 4 年 12 月 21 日鳥取大学大学院共同獣医学研究科第 2 号）

この附則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

共同獣医学研究科授業科目及び単位数

科目区分		授 業 科 目	単 位 数	
研究科共通科目		生物情報解析学特論	1	必修
		研究倫理・知的財産特論	2	必修
		アカデミック・イングリッシュ	1	必修
		学際領域特別演習	1	必修
基盤的教育科目		基盤特別講義A（主指導教員）	1	選択
		基盤特別講義B（鳥取大学）	1	選択
		基盤特別講義C（岐阜大学）	1	選択
		基盤特別講義D（岐阜大学）	1	選択
		基盤特別演習（主指導教員）	1	選択
		基盤特別実験（主指導教員）	2	選択
スペシャリスト養成科目	家畜衛生・公衆衛生科目	家畜衛生・公衆衛生特別講義Ⅰ（岐阜大学）	1	選択
		家畜衛生・公衆衛生特別講義Ⅱ（鳥取大学）	1	選択
		家畜衛生・公衆衛生特別演習（鳥取大学）	1	選択
		特別講義a	1	選択
		特別講義b	1	選択
		特別講義c	1	選択
		特別講義d	1	選択
		特別演習（岐阜大学）	1	選択
	One Health科目	One Health 特別講義Ⅰ（岐阜大学）	1	選択
		One Health 特別講義Ⅱ（鳥取大学）	1	選択
		One Health 特別演習（鳥取大学）	1	選択
		特別講義a	1	選択
		特別講義b	1	選択
		特別講義c	1	選択
		特別講義d	1	選択
	特別演習（岐阜大学）	1	選択	
	難病治療・創薬科目	難病治療・創薬特別講義Ⅰ（岐阜大学）	1	選択
		難病治療・創薬特別講義Ⅱ（鳥取大学）	1	選択
		難病治療・創薬特別演習（鳥取大学）	1	選択
		特別講義a	1	選択
特別講義b		1	選択	
特別講義c		1	選択	
特別講義d		1	選択	
特別演習（岐阜大学）	1	選択		
研究推進科目	研究推進特別実験（主指導教員）	2	選択	
	プログレスセミナーⅠ（鳥取大学）	2	選択	
	プログレスセミナーⅡ（岐阜大学）	2	選択	
アドバンスト教育科目	国内特別実践演習Ⅰ	2	選択	
	国内特別実践演習Ⅱ	2	選択	
	海外特別実践演習Ⅰ	2	選択	
	海外特別実践演習Ⅱ	2	選択	
	ジョイントワークショップ演習	2	選択	

備 考

- 1 研究科共通科目から5単位、基盤的教育科目から7単位、スペシャリスト養成科目から8単位以上、研究推進科目から6単位、アドバンスト教育科目から4単位以上を修得しなければならない。
- 2 修了要件30単位以上のうち、10単位以上は相手大学が開設する授業科目の単位とする。
- 3 スペシャリスト養成科目から、希望する科目を受講し、岐阜大学及び鳥取大学の教員が開講する特別講義（4単位）を選択して履修する。その他、他のプログラムの特別講義を選択して履修できる。

別紙様式1 (第7条関係)

年 月 日

年度 鳥取大学大学院共同獣医学研究科教育研究指導計画書

氏名		所属	共同獣医学専攻 講座	入学 年度	
----	--	----	---------------	----------	--

研究題目	
------	--

研究計画	
------	--

指導 教員	主指導 教員	自署	共同獣医学 研究科の所属	共同獣医学専攻 講座	所属 大学	鳥取大学
	副指導 教員①	自署	共同獣医学 研究科の所属	共同獣医学専攻 講座	所属 大学	鳥取大学
	副指導 教員②	自署	共同獣医学 研究科の所属	共同獣医学専攻 講座	所属 大学	岐阜大学

指導教員を 補助する教員	氏 名	所 属	大 学	講 座
-----------------	-----	-----	-----	-----

教育 研究 指導 計画	主指導 教員	指導の形態		
		年間の指導時間数		
	副指導 教員①	指導の形態		
		年間の指導時間数		
	副指導 教員②	指導の形態		
		年間の指導時間数		

※副指導教員②の自署は、PDF による送付を可とする。

※主指導教員は、作成した教育研究指導計画書について、以下のとおり取扱う。

原本：研究科長に届け出る。

写し：主指導教員は1部を保管し、学生及び各副指導教員に1部ずつ保管させる。

鳥取大学大学院共同獣医学研究科における授業科目の成績評価に関する申合せ

令和 2年 3月 25日  
大学院共同獣医学研究科  
研究科委員会承認

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学大学院共同獣医学研究科（以下、本研究科という。）における授業科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、鳥取大学に本籍を置く学生に適用するものとする。

(成績の評価方法)

第2 本研究科において開設する科目の評価は、各授業科目に応じて筆記試験、レポート課題、口頭試問、口頭発表のいずれかで総合的に評価する。これ以外の評価(受講の態度、講義への参加度など)は教員の判断で加点要素として採用することができる。

(成績の評価基準)

第3 本研究科において開設する科目の成績は、次の基準に基づき評価するものとする。  
< 評点に基づき評価を行なう科目 >

区分	評語	評点	基準
合格	S	90～100	到達目標を十分に達成し、授業内容に関し修得した基礎的知識あるいは技能を体系的に網羅でき、新たな展開ができる。
	A	80～89	到達目標を十分に達成し、授業内容に関する基礎的知識あるいは技能を発展させ応用できる。
	B	70～79	到達目標をほぼ達成し、授業内容に関する基礎的知識あるいは技能を修得している。
	C	60～69	到達目標を最小限達成し、授業内容に関する最低限の基礎的知識あるいは技能を修得している。
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない、また、授業内容に関する基礎的知識あるいは技能を修得できていない。

< 可否により評価を行う科目 >

区分	評語	基準
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

< 成績の評価を行えない科目 >

不履修	E	鳥取大学単位認定規則第3条に定める出席時間数を満たしていない、あるいは定期試験を受験していない（レポート等の未提出を含む）。
-----	---	--

(成績評価基準と方法の周知)

第4 授業担当教員は、担当授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに

に、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

2 授業担当教員は、必要に応じ、定期試験の模範解答等を受講者に公開し、成績に疑義が生じないように努めるものとする。

(成績の報告)

第5 授業担当教員は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第6 学生が、自らの成績評価に関して、疑義が生じた場合は申立てを行うことができる。成績評価に対する疑義申立てについては、別に定めるものとする。

(成績評価の訂正等)

第7 本研究科が開設する授業科目の成績評価について、研究科委員会における審議により成績評価の訂正等を行なう必要性が生じた場合、研究科委員会において訂正できるものとする。

(その他)

第8 この申合せに定めるもののほか、授業科目の成績評価に関し必要な事項は、研究科委員会において審議し決定するものとする。

附 則

この申合せは、令和 2年 3月 25日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和 2年 6月 24日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

附 則

1. この申合せは、令和 5年 4月 26日から施行し、令和 5年 4月 1日から適用する。
2. 令和5年3月31日以前の入学者については、この申し合わせによる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取大学大学院共同獣医学研究科における授業科目の成績評価  
に対する疑義申し立てに関する申合せ

令和 2年 3月 25日  
大学院共同獣医学研究科長裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学大学院共同獣医学研究科（以下「研究科」という。）が実施する研究科の授業科目の成績評価に対する学生の疑義申し立てに関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績評価に対する疑義申し立て)

第2 学生が、自らの成績評価に関し、次の各号に該当すると判断した場合は、当該授業科目の成績公開後原則として1週間以内に「成績評価確認願」（別紙様式1）により鳥取大学大学院共同獣医学研究科長（以下「研究科長」という。）に申し立てができるものとする。ただし、成績評価の理由や根拠に関する申し立ては認めない。

- 一 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの。
- 二 シラバス等に記載されている到達目標、成績評価の方法と基準等による自己採点の結果から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの。

(疑義申し立てへの対応)

第3 学生から成績評価に関する疑義申し立てがあった場合の対応は、研究科長を責任者とし、疑義申し立ての窓口は農学部共同獣医係とする。ただし、責任者が授業担当教員である場合及び責任者が事故等特別な事情により対応することができない場合は、研究科長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

なお、学生は、授業担当教員に直接申し立てを行うことはできない。

- 2 責任者は、申し立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに授業担当教員に疑義に対する回答を求めるものとする。ただし、申し立て内容が、明らかに第2に定める申し立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。
- 3 授業担当教員は、責任者から回答を求められた場合、直ちに「教員回答書」（別紙様式2）により回答を行うものとする。
- 4 責任者は、授業担当教員からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申し立てのあった日から原則として2週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、責任者は、授業担当教員との調整が困難である場合、共同獣医学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）において疑義申し立ての正当性を判断し、疑義に対する回答を行うものとする。

(成績評価の訂正等)

第4 第2の規定及びその他特別な事情により成績評価の訂正等が生じた場合、授業科目担当教員は農学部共同獣医係において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

第5 この申合せに定めるもののほか、疑義申し立てに関し必要な事項は、研究科委員会において協議し実施するものとする。



附 則

この申合せは、令和 2年 3月 25日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和 2年 6月 24日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。





令和3年3月24日

鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
  - 第2章 課程修了による博士の学位（第2条－第6条）
  - 第3章 論文提出による博士の学位（第7条－第11条）
  - 第4章 論文の審査（第12条－第16条）
  - 第5章 雑則（第17条）
- 附則

**第1章 総則**

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則（平成31年鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則第3号）第17条に基づき、鳥取大学大学院共同獣医学研究科（以下「本研究科」という。）における学位論文の提出、審査等の方法、判定基準等（以下「学位論文審査等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

**第2章 課程修了による博士の学位**

（課程修了による学位論文提出の資格）

第2条 学位論文を提出することのできる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- 一 本研究科において標準修業年限以上で修了する見込みである者については、次のアからウまでの全ての要件を満たす者
    - ア 定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得したこと。
    - イ 必要な研究指導を受けたこと。
    - ウ 学位論文の基礎となる学術論文（申請者が筆頭著者であるものに限る。以下同じ。）のうち1編以上が、科学雑誌（Medline（PubMed）又はWeb of Scienceに収録された英語の学術雑誌及び日本獣医師会雑誌をいう。以下同じ。）に掲載又は受理されたこと。
  - 二 本研究科において、在学期間中に主指導教員のもとで特に優れた研究業績をあげ、早期修了を希望する者については、次のアからエまでの全ての要件を満たす者
    - ア 定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得したこと。
    - イ 必要な研究指導を受けたこと。
    - ウ 主指導教員が推薦したこと。
    - エ 学位論文の基礎となる学術論文のうち3編以上が科学雑誌に掲載若しくは受理されたこと又は学位論文の基礎となる学術論文のうち2編が科学雑誌に掲載若しくは受理され、学位論文を申請した時点において当該科学雑誌の最新の総IF（インパクトファクター）が3以上であること。
- 2 前項第1号ウ及び第2号エの学術論文の少なくとも1編は、在学期間中に論文投稿した科学雑誌に掲載又は受理されたものでなければならない。

- 3 第1項第1号ウ及び第2号エの学術論文が2編以上ある場合は、本研究科入学日前3年以内に科学雑誌に掲載された学術論文を含めることができる。

(学位論文審査申請期日)

第3条 前条第1項第1号に掲げる者のうち、標準修業年限内に学位を申請する者は、次条に規定する書類を最終年次の12月10日(秋季の入学者にあつては6月10日。ただし、これらの日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日とする。次項において同じ。)までに提出するものとし、標準修業年限を超えて在学して学位を申請する者は、随時次条に規定する書類を提出することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる者のうち、第3年次に在学している者で、当該年次内に学位を申請するときは、次条に規定する書類を12月10日(秋季の入学者にあつては6月10日)までに提出するものとし、第4年次に在学している者は、随時次条に規定する書類を提出することができる。

(学位論文提出の手続)

第4条 第2条第1項に掲げる者が学位論文の審査を受けようとするときは、次に掲げる書類を主指導教員の承認を得て鳥取大学大学院共同獣医学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- |  |           |
|--|-----------|
| 一 学位論文審査申請書(別紙様式第1号の1:和文又は英文)          | 1部        |
| 二 論文目録(別紙様式第2号)                        | 5部        |
| 三 学位論文(和文又は英文)                         | (正1,副5)6部 |
| 四 学位論文要旨(別紙様式第3号:和文2,000字又は英文1,200語程度) | 5部        |
| 五 科学雑誌に掲載又は受理された学位論文の基礎となる学術論文         | 各5部       |
| 六 履歴書(別紙様式第4号:和文又は英文)                  | 1部        |
| 七 主指導教員の推薦書(第2条第1項第2号に掲げる者に限る。)        | 1部        |
| 八 その他研究科長が必要と認めるもの                     | 1部        |

- 2 主指導教員が前項に定める学位論文の提出に関する承認を行うときは、あらかじめ副指導教員と十分な協議を行うものとする。

- 3 第1項第5号の学術論文のうち、共著のものについては、共著者が過去にいずれの大学においても学位論文として申請していないものとし、申請にあたり、次の各号に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 一 共著論文研究要旨(申請者の研究範囲を明記したもの)(別紙様式第5号) | 各1部 |
| 二 共著者の承諾書(別紙様式第6号)                   | 各1部 |

- 4 第1項第5号の学術論文のうち、科学雑誌に受理されたが、まだ掲載されていないものについては、掲載することを予定した掲載承諾書又は出版契約書を添付するものとする。

- 5 鳥取大学学位規則(昭和35年大学規則第3号。以下「学位規則」という。)第11条の規定に定める博士論文の公表について、同条第2項の規定に基づき、全文に代えて当該論文の要約をもって行うことを申立する場合は、博士学位論文の公表にかかる申立書(別紙様式第7号)を提出するものとする。

(資格審査)

第5条 研究科長は、第2条第1項第2号に掲げる者から前条の規定により書類の提出があったときは、学位申請資格審査（以下「資格審査」という。）を鳥取大学大学院共同獣医学研究科委員会（「以下「研究科委員会」という。」に諮り、研究科委員会の議を経て、書類の提出後2か月以内にその合否を決定するものとする。

(学位論文の受理及び研究科委員会への付議)

第6条 研究科長は、第2条第1項第1号に掲げる者から第4条の書類の提出があったとき又は第2条第1項第2号に掲げる者が前条の資格審査に合格したときは、学位論文の受理について研究科委員会に諮り、研究科委員会の議を経て、その可否を決定する。

2 前項の研究科委員会において主指導教員は、本人の履歴、研究指導の状況、研究の概要等を報告するものとする。

### 第3章 論文提出による博士の学位

(論文提出による学位論文申請の資格)

第7条 論文提出による博士の学位を申請できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

一 本研究科に4年以上在学して退学し、次のアからウまでの全ての要件を満たす者

ア 定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得したこと。

イ 必要な研究指導を受けたこと。

ウ 科学雑誌に掲載若しくは受理された学位論文の基礎となる学術論文を3編以上有し、かつ、その他の既発表参考論文（申請者が筆頭著者であるものに限る。）を1編以上有すること又は科学雑誌に掲載若しくは受理された学位論文の基礎となる学術論文を3編有し、学位論文を申請した時点において当該科学雑誌の最新の総IF（インパクトファクター）が5以上であること。

二 第9条に定める資格審査に合格し、次のア及びイの要件を満たす者

ア 次表に定める研究歴を有すること。

申請者	研究歴
大学において6年制獣医学課程を卒業した者	5年以上
大学院修士課程を修了した者	5年以上
4年制大学の課程を卒業した者	7年以上
上記以外の者について必要な研究歴は、研究科委員会で決定する。	

イ 前号ウに掲げる研究業績を有すること。

(学位申請資格審査の手続)

第8条 前条第2号の資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 一 学位申請資格審査申請書（別紙様式第8号：和文又は英文）  | 1部  |
| 二 既発表論文目録（別紙様式第9号）             | 1部  |
| 三 科学雑誌に掲載又は受理された学位論文の基礎となる学術論文 | 各1部 |

四 前号以外の既発表参考論文	各 1 部
五 履歴書（別紙様式第 4 号：和文又は英文）	1 部
六 最終学校の卒業証明書又は修了証明書	1 部
七 研究歴証明書（別紙様式第 10 号）	1 部
八 研究指導担当有資格教員の推薦状	1 部

（資格審査）

第 9 条 研究科長は、前条の規定により書類の提出があったときは、資格審査を研究科委員会に諮り、研究科委員会の議を経て、書類の提出から 2 か月以内にその合否を決定するものとする。

（学位論文提出の手続）

第 10 条 第 7 条に掲げる者が学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類に学位論文審査手数料を添えて、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。ただし、第 7 条第 1 号に掲げる者で、退学したときから 1 年以内に学位論文の審査を申請する者については、学位論文審査手数料を免除する。

一 学位論文審査申請書（別紙様式第 1 号の 2：和文又は英文）	1 部
二 論文目録（別紙様式第 2 号）	5 部
三 学位論文（和文又は英文）	（正 1，副 5）6 部
四 学位論文要旨（別紙様式第 3 号：和文 2,000 字又は英文 1,200 語程度）	5 部
五 科学雑誌に掲載又は受理された学位論文の基礎となる学術論文	各 5 部
六 前号の学術論文以外の既発表参考論文	各 5 部
七 履歴書（別紙様式第 4 号：和文又は英文）	1 部
八 最終学校の卒業証明書又は修了証明書（第 7 条第 1 号に掲げる者に限る。）	1 部
九 研究指導担当有資格教員の推薦状（第 7 条第 1 号に掲げる者に限る。）	1 部
十 その他研究科長が必要と認めるもの	1 部

2 前項の書類の提出については、第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（学位論文の受理及び研究科委員会への付議）

第 11 条 研究科長は、前条の書類の提出があったときは、学位論文の受理について研究科委員会に諮り、研究科委員会の議を経て、その可否を決定する。

## 第 4 章 論文の審査

（審査委員会）

第 12 条 第 6 条第 1 項及び前条により、学位論文の受理を決定したときは、研究科長は、審査申請者ごとに速やかに審査委員会を設ける。

- 2 審査委員会は、主査 1 名及び副査 4 名の委員をもって組織する。
- 3 前項の委員は、研究科委員会及び岐阜大学大学院共同獣医学研究科委員会（以下「岐阜大学研究科委員会」という。）において選出し、研究科委員会で決定する。
- 4 第 2 項の委員は、本研究科及び岐阜大学大学院共同獣医学研究科（以下「岐阜大学研

究科」という。)から少なくとも各2名を含むものとする。

- 5 第2項の委員は、本研究科又は岐阜大学研究科における研究指導を担当する資格を有する者から選出する。
- 6 主査は、原則として次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 第2条に掲げる者にあつては主指導教員
  - 二 第7条に掲げる者にあつては、在学時の主指導教員又は研究科長が指名する教員
- 7 第2項及び第5項の規定にかかわらず、研究科委員会において審査のために必要と認められた場合は、本研究科、岐阜大学研究科、他の大学院、外部の研究所等から副査を追加で選出することができる。

(論文審査、最終試験又は試験及び試問並びに公開発表会)

- 第13条 審査委員会は、学位論文を受理した日から1年以内に論文審査を行うとともに、最終試験又は試験及び試問並びに公開の論文発表会を終了し、その結果を文書により研究科委員会に報告しなければならない。
- 2 最終試験は、第2条に掲げる者について、学位論文を中心とし、これに関連する科目について口頭又は筆答により行う。
  - 3 試験及び試問は、第7条に掲げる者について、専攻学術に関し、博士課程を修了して学位が授与される者と同等以上に広い学力を有することを確認するため、学位論文の基礎となる学術論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うとともに、外国語試験を課するものとする。この場合、外国語試験は、英語について行うものとする。
  - 4 前項の規定にかかわらず、本研究科に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学したが、退学したときから2年以内に学位論文を提出するときは、前項の試験及び試問を行わないことがある。
  - 5 第1項に規定する報告の文書は、学位論文審査の結果の要旨(別紙様式第11号)、最終試験の結果の要旨(別紙様式第12号)及び試験及び試問の結果の要旨(別紙様式第13号)とする。

(学位論文、最終試験又は試験及び試問並びに公開発表会の評価基準)

- 第14条 審査委員会は、学位論文、最終試験又は試験及び試問並びに公開の論文発表会について、以下の要件を全て満たすか評価し、審査するものとする。
- 一 次項で定める「学位論文が満たすべき水準」に達していること。
  - 二 専門領域の知識を十分に持ち、その領域の研究課題を的確に把握していること。
  - 三 研究倫理について十分に理解し、それを遵守していること。
  - 四 先端的かつ発展的な研究を立案・遂行する能力を身につけていること。
  - 五 論文や口頭発表が論理的に分かりやすく構成されていること。
  - 六 口頭試問における応答が論理的で分かりやすいこと。
  - 七 国際的に活躍するためのコミュニケーション能力を身につけていること。
- 2 前項の「学位論文が満たすべき水準」とは、次の各号に掲げる要件を全て満たしていることをいう。
- 一 当該研究領域において学術的意義を有し、かつ独創的であること。
  - 二 研究の背景及び意義が適切に記述され、研究の目的が明確であること。



- 三 研究手法が目的に沿ったものであり，研究結果を再現できる具体的な情報が記載されていること。
- 四 研究データに基づいて適切な解析及び図表の提示がなされていること。
- 五 研究結果に基づいて適切な論証及び考察が展開され，説得性のある結論が導かれていること。
- 六 学位論文の基礎となる研究成果が，学術論文掲載雑誌に1編以上掲載又は受理されていること。
- 七 研究倫理と法令が遵守されていること。

(合否の判定)

第15条 研究科委員会は，第13条第1項の報告に基づいて審査し，合否を決定する。

(報告)

第16条 前条の規定による研究科委員会の議決をしたときは，研究科長は，学位規則第8条第2項により速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

## 第5章 雑則

(その他)

第17条 この細則に定めるもののほか，学位論文審査等に関し必要な事項は，研究科委員会が岐阜大学研究科委員会と協議の上，定めるものとする。

### 附 則

- 1 この細則は，令和3年3月24日から施行する。
- 2 岐阜大学・鳥取大学大学院共同獣医学研究科における学位論文に係る評価の基準に関する申合せ（令和2年共同獣医学専攻運営委員会承認）及び岐阜大学・鳥取大学大学院共同獣医学研究科における学位論文審査に関する申合せ（令和2年共同獣医学専攻運営委員会承認）は，廃止する。

附 則（令和3年9月27日鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則第2号）

この細則は，令和3年9月27日から施行する。

附 則（令和4年9月28日鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則第2号）

この細則は，令和4年9月28日から施行する。

附 則（令和5年3月22日鳥取大学大学院共同獣医学研究科規則第2号）

この細則は，令和5年3月22日から施行する。

# 学位論文審査申請書

年 月 日

鳥取大学大学院共同獣医学研究科長 殿

主指導教員 署名欄	
--------------	--

申請者

年度入学

鳥取大学大学院共同獣医学研究科

氏名

(自署)

鳥取大学大学院共同獣医学研究科における学位論文審査等に関する細則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添え学位論文の審査を申請いたします。

## 記

論文目録	5 部
学位論文	(正 1, 副 5) 6 部
学位論文要旨	5 部
学術雑誌に掲載又は受理された学位論文の基礎となる学術論文	各 5 部
共著論文研究要旨 (申請者の研究範囲を明記したもの)	各 1 部
承諾書	各 1 部
履歴書	1 部
主指導教員の推薦書	1 部
博士学位論文の公表にかかる申立書	1 部

- (備考) 1 共著論文研究要旨及び承諾書は、学位論文の基礎となる学術論文が共著である場合に提出すること。
- 2 学術論文が学術雑誌に受理されたがまだ掲載されていない場合は、「掲載することを予定した掲載承諾書又は出版契約書」を添付すること。
- 3 主指導教員の推薦書は、早期修了を希望する場合に提出すること。
- 4 博士学位論文の公表にかかる申立書は、該当者のみが提出すること。
- 5 氏名は必ず本人が自署すること。

## Application Form for Doctoral Thesis Screening

Date :

To Dean of the Joint Graduate School of  
Veterinary Sciences, Tottori University

Major supervisor's signature	
---------------------------------	--

Applicant

Year of enrollment :

Joint Graduate School of Veterinary Sciences, Tottori University

Signature :

Based on the stipulation of Paragraph 1 of Article 4 of the Bylaws on Doctoral Thesis Screening at the Joint Graduate School of Veterinary Sciences, Tottori University, I hereby apply for doctoral thesis screening along with the relevant documents as listed below.

### List of Documents

List of publications	5
Doctoral thesis	6 (original and 5 duplicates)
Summary of the doctoral thesis	5
Academic papers published in or accepted by scientific journals which serve as the basis of the doctoral thesis	5 each
Summaries of joint-worked publications (with the range of the applicant's study)	1 each
Agreement	1 each
Curriculum Vitae	1
Letter of recommendation by the major supervisor	1
Petition on the publication of the doctoral thesis	1

- Notes:
1. Submit the summary of any co-authored published paper serving as a basis of the doctoral thesis and the agreement if you are a co-author of the paper.
  2. If any academic paper has been accepted by but not been published in a scientific journal, attach "your written consent to or contract of publication."
  3. Submit the major supervisor's letter of recommendation if you intend an early completion.
  4. Submit the petition on the publication of the doctoral thesis only if applicable.
  5. Each signature must be the person's own signature.

## 学位論文審査申請書

年 月 日

鳥取大学大学院共同獣医学研究科長 殿

申請者  
(自署)

鳥取大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添え学位論文の審査を申請いたします。

### 記

論文目録	5 部
学位論文	(正 1, 副 5) 6 部
学位論文要旨	5 部
科学雑誌に掲載又は受理された学位論文の基礎となる学術論文	各 5 部
共著論文研究要旨 (申請者の研究範囲を明記したもの)	各 1 部
承諾書	各 1 部
学位論文の基礎となる学術論文以外の既発表参考論文	各 5 部
履歴書	1 部
最終学校の卒業証明書又は修了証明書	1 部
研究指導担当有資格教員の推薦状	1 部
博士学位論文の公表にかかる申立書	1 部
審査手数料	円

- (備考) 1 共著論文研究要旨及び承諾書は、学位論文の基礎となる学術論文が共著である場合に提出すること。
- 2 学術論文が学術雑誌に受理されたがまだ掲載されていない場合は、「掲載することを予定した掲載承諾書又は出版契約書」を添付すること。
- 3 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び研究指導担当有資格教員の推薦状は、事前に学位申請資格審査を受審していない場合に提出すること。
- 4 博士学位論文の公表にかかる申立書は、該当者のみが提出すること。
- 5 単位修得退学後、1 年以内に学位論文の審査を申請する者については、審査手数料を免除する。
- 6 氏名は必ず本人が自署すること。

## Application Form for Doctoral Thesis Screening

Date :

To Dean of the Joint Graduate School of  
Veterinary Sciences, Tottori University

Applicant :

Signature

Based on the stipulation of Paragraph 1 of Article 10 of the Bylaws on Doctoral Thesis Screening at the Joint Graduate School of Veterinary Sciences, Tottori University, I hereby apply for doctoral thesis screening along with the relevant documents as listed below.

### List of Documents

List of publications	5
Doctoral thesis	6 (original and 5 duplicates)
Summary of the doctoral thesis	5
Academic papers published in or accepted by scientific journals which serve as the basis of the doctoral thesis	5 each
Summaries of joint-worked publications (with the range of the applicant's study)	1 each
Agreement	1 each
Published reference papers other than scientific journals which serve as the basis of the doctoral thesis	5 each
Curriculum Vitae	1
A copy of the degree certificate regarding the completion of the final school course or a master's course	1
Letter of recommendation from the qualified faculty member in charge of research guidance	1
Petition on the publication of the doctoral thesis	1
Examination fee	JPY

- Notes:
1. Submit the summary of any co-authored published paper serving as a basis of the doctoral thesis and the agreement if you are a co-author of the paper.
  2. If any academic paper has been accepted by but not been published in a scientific journal, attach "your written consent to or contract of publication."
  3. Submit a copy of the degree certificate regarding the completion of the final school course or a master's course and the letter of recommendation from a qualified faculty member in charge of research guidance if you have not undergone the degree application qualification examination.
  4. Submit the petition on the publication of the doctoral thesis only if applicable.
  5. If you apply for thesis screening within one year after completing graduate school credits and withdrawing from school, you will be exempted from the examination fee.
  6. Each signature must be the person's own signature.

## 論文目録

(LIST OF PUBLICATIONS)

氏名  
(Name)

学位論文(Doctoral Thesis)  
題目  
(Title)

---

学位論文の基礎となる学術論文(Major Publication)

題目  
(Title)

著者名  
(Author)

学術雑誌名  
(Name of Scientific Journal)

発表済(Published) ・ 受理済(Accepted)

発行年月(又は受理年月日, 発行予定年月) 年 月  
(Publication date or accepted date or expected date to be published) (year) (month)

(巻・頁) ( . ~ )

(Volume and Pages)

---

- (備考)
- 1 学位論文題目が外国語の場合は, 日本語訳を付けること。
  - 2 共著論文の場合, 著者名は論文に記載されている順序ですべて記入すること。
  - 3 論文を印刷公表していない場合は, 発行予定の時期及び誌名を記入すること。
  - 4 記載方法は The Journal of Veterinary Medical Science (JVMS) の投稿規定に準拠すること。欧文雑誌名の略記は Current Contents あるいは PubMed の記載方法に従うこと。また, 日本獣医師会雑誌は「日獣会誌」と記載すること。
  - 5 主論文が複数ある場合は, 必要に応じて記入欄を適宜追加すること。

(別紙様式第3号) (Format No.3)

# 学 位 論 文 要 旨

(SUMMARY OF DOCTORAL THESIS)

氏 名(Name)

題 目(Title) :

---

論文要旨(Summary) :

(和文 2,000 字又は英文 1,200 語程度)  
(About 2,000 Japanese characters or 1,200 English words)

## 履 歴 書

フリガナ 氏 名	性別	生 年 月 日  年 月 日
本 籍	現 住 所	
	〒 ー  連絡先 TEL ( )	
学 歴		
年 月 日	高等学校 卒業	
年 月 日	入学	
年 月 日	卒業, 修了, 修了見込, 退学	
年 月 日	入学	
年 月 日	卒業, 修了, 修了見込, 退学	
年 月 日	入学	
年 月 日	卒業, 修了, 修了見込, 退学	
職 歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
研 究 歴		
年 月～	年 月	
年 月～	年 月	
年 月～	年 月	
学会及び社会における活動		
年 月		
年 月		
年 月		
賞 罰		
年 月		
年 月		
上記のとおり相違ありません。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 (自 署)</div>		





(別紙様式第5号) (Format No.5)

共 著 論 文 研 究 要 旨  
(SUMMARY OF JOINT-WORKED PUBLICATION)

氏 名(Name)

題 目(Title) :

著 者 名(Author) :

---

研 究 要 旨 (申請者の研究範囲を明記すること)  
(Summary (Applicant's research allocation in the publication))

承 諾 書  
(AGREEMENT)

Date :           年(Year)       月(Month)       日(Day)

鳥取大学大学院共同獣医学研究科長 殿  
(To Dean of the Joint Graduate School of Veterinary  
Sciences, Tottori University)

所属・職名 :  
(Institute and Title Position)

共著者氏名 (自署) :  
(Name of Co-Author: Signature)

---

題 目 (Title) :

著 者 名(Author):

学術雑誌名(Name of Scientific Journal):

発表済(Published) ・  受理済(Accepted)

発行年月 (受理年月日, 発行予定年月)

(Publication date or accepted date or expected date to be published)

年(year)   月(month)

(巻・頁) (Volume and Pages)       (       ・       ～       )

---

上記論文を\_\_\_\_\_氏が, 鳥取大学大学院共同獣医学研究科へ博士(獣医学)の学位申請の論文として提出することを承諾します。

なお, 当該論文は, 学位論文として過去において使用せず, また, 将来においても使用しません。

(I agree that Mr./Ms. \_\_\_\_\_, the above mentioned persons, may use our present joint authorship publication as a part of his/her doctoral publications. In addition, I swear that this publication was not used and will not be used as my doctoral publication in future.)

博士学位論文の公表にかかる申立書  
Petition on the Publication of the Doctoral Thesis

年(Year) 月(Month) 日(Day)

鳥取大学大学院共同獣医学研究科長 殿  
(To Dean of the Joint Graduate School of  
Veterinary Sciences, Tottori University)

氏 名 (自署) :  
Applicant :  
(Signature)

鳥取大学学位規則第 11 条の規定に定める博士学位論文の公表について、同条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により、学位授与の日から 3 年間、全文に代えてその内容を要約したものを公表することについて、承認願います。

As for the publication of the doctoral thesis stipulated in Article 11 of the Regulations on the Academic Degrees at Tottori University, I hereby request, based on Paragraph 2 of the said article, that I will publish a summary of my doctoral thesis instead of its whole contents for three years starting from the date of my doctorate conferral for the reason stated below.

記

1. 学位論文名(Title of Doctoral Thesis) :
2. 審査委員 (主査) 氏名(Name of the Committee member(the Chief Examiner)) :
3. 学位論文全文を公表できない理由(Reason of Not Publishing the Whole Thesis) :

(確認欄) (Confirmation)

上記の申立内容を確認しました。 主指導(推薦)教員氏名 (自署) :  
I have confirmed the above petition.  
Signature of the Major supervisor (Recommender) :

(事務記載欄) (Office Use)

学位授与年月日(Date of Conferral) :

## 学位申請資格審査申請書

年 月 日

鳥取大学大学院共同獣医学研究科長 殿

申請者  
(自署)

鳥取大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第 8 条の規定により、学位論文申請の資格審査を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え申請いたします。

### 記

既発表論論文目録	1 部
科学雑誌に掲載又は受理された学位論文の基礎となる学術論文	各 1 部
上記学術論文以外の既発表参考論文	各 1 部
履歴書	1 部
最終学校の卒業証明書又は修了証明書	1 部
研究歴証明書	各 1 部
研究指導担当有資格教員の推薦状	各 3 部

(備考) 申請者氏名は、本人が自署すること。

## Application Form for Doctoral Thesis Screening Qualification

Date:

To Dean of the Joint Graduate School of  
Veterinary Sciences, Tottori University

Applicant :

Signature

Based on the stipulation of Paragraph Article 8 of the Bylaws on Doctoral Thesis Screening at the Joint Graduate School of Veterinary Sciences, Tottori University, I would like to undergo screening qualification for doctoral thesis screening, so I hereby apply along with the relevant documents as listed below.

### List of Documents

List of published papers	1
Academic papers published in or accepted by scientific journals which serve as the basis of the doctoral thesis	1 each
Published reference papers other than the above academic papers	1 each
Curriculum Vitae	1
A copy of the degree certificate regarding of the final school course or a master's course	1
Certificate of research history	1 each
Letter of recommendation from the qualified faculty member in charge of research guidance	3 each

Notes: Each signature must be the person's own signature.

## 既 発 表 論 文 目 録

(LIST OF PUBLICATIONS)

氏 名

(Name)

### 1. 学位論文の基礎となる学術論文(Major Publications)

題 目

(Title)

著 者 名

(Author)

学術雑誌名

(Name of Scientific Journal)

発表済(Published)・受理済(Accepted)

発 行 年 月 (又は受理年月日, 発行予定年月)

年 月

(Publication date or accepted date or expected date to be published)

(year) (month)

(巻・頁)

( . ~ )

(Volume and Pages)

---

題 目

(Title)

著 者 名

(Author)

学術雑誌名

(Name of Scientific Journal)

発表済(Published)・受理済(Accepted)

発 行 年 月 (又は受理年月日, 発行予定年月)

年 月

(Publication date or accepted date or expected date to be published)

(year) (month)

(巻・頁)

( . ~ )

(Volume and Pages)

---

題 目

(Title)

著 者 名

(Author)

学術雑誌名

(Name of Scientific Journal)

発表済(Published)・受理済(Accepted)

発 行 年 月 (又は受理年月日, 発行予定年月)

年 月

(Publication date or accepted date or expected date to be published)

(year) (month)

(巻・頁)

( . ~ )

(Volume and Pages)

---

## 2. その他の参考論文(Sub-Publications)

題 目

(Title)

著 者 名

(Author)

学 術 雑 誌 名

(Name of Scientific Journal)

発表済(Published) ・  受理済(Accepted)

発 行 年 月 (又は受理年月日, 発行予定年月)

年 月

(Publication date or accepted date or expected date to be published)

(year) (month)

( 卷 ・ 頁 )

( . ~ )

(Volume and Pages)

---

### 作成要領

- 1) 欧文雑誌名の略記は **Current Contents** あるいは **PubMed** の記載方法に従うこと。また, 日本獣医師会雑誌は, 「日獣会誌」と記載すること。
- 2) 記入欄が不足する場合は, 必要に応じて適宜追加すること。



# 研究歴証明書

(CERTIFICATE OF RESEARCH HISTORY)

氏名：  
(Name of applicant)

生年月日：                      年(Year)              月(Month)              日(Day)  
(Date of birth)

上記の者は、本機関において下記のとおり研究に従事したことを証明します。  
(I, the below signed, hereby certify that the above person engaged research works at our institute.)

Date:                      年(Year)                      月(Month)                      日(Day)

(研究機関の長)  
(Name of director of institute and his/her signature)

職印

## 記

- 1 研究に従事した期間(Period engaged research works)  
年(Year)              月(Month)              日(Day) ～              年(Year)              月(Month)              日(Day)
- 2 研究に従事した期間の身分(Title of position when engaged research works)
- 3 研究指導者の職・氏名(Name of research leader and his/her title)
- 4 主な研究内容（年代順に記入する。）(Contents of major research works)

## 学位論文審査の結果の要旨

氏名	
審査委員	主査(自署) <input type="checkbox"/> 副査(自署) <input type="checkbox"/> 副査(自署) <input type="checkbox"/>
題目	
審査結果の要旨(2,000字以内)	

## 最終試験の結果の要旨

氏名	
審査委員	主査(自署) <input type="checkbox"/> 副査(自署) <input type="checkbox"/> 副査(自署) <input type="checkbox"/>
実施年月日	年 月 日
試験方法(該当のものを○で囲むこと。) <input type="checkbox"/> 口頭・筆答	
試験結果の要旨	

## 試験及び試問の結果の要旨

氏名	
審査委員	主査(自署) <input type="checkbox"/> 副査(自署) <input type="checkbox"/> 副査(自署) <input type="checkbox"/>
実施年月日	年 月 日
試験方法(該当のものを○で囲むこと。) <input type="checkbox"/> 口頭・筆答	
試験及び試問の結果の要旨	



2 0 2 4  
学 生 便 覧  
STUDENT HANDBOOK

鳥取大学大学院共同獣医学研究科

Joint Graduate School of Veterinary Sciences, Tottori University



# Contents

## About Joint Graduate School of Veterinary Sciences

1. Outline of Joint Graduate School of Veterinary Sciences (Doctoral Program) . . . . .	1
2. Education Policy . . . . .	2
3. Outline of Review of Thesis for Degree and Others . . . . .	3

## Basic Matters and Others

1. Education Method . . . . .	5
2. Academic Grading . . . . .	6
3. Filing of Complaint Against Academic Grading . . . . .	7
4. Contacts . . . . .	7
5. Student Life Support . . . . .	7

## Academic Guidance

1. Research Guidance System . . . . .	8
2. Requirements for Completing Program . . . . .	9
3. Long-term Enrollment System . . . . .	9
4. Considerations for Adult Students . . . . .	10
5. Curriculum Framework and Features . . . . .	10
(Appendix) Curriculum Table . . . . .	18
(Appendix) Subjects and Credits . . . . .	19
6. Course Designing and Education Research System . . . . .	22
(Appendix) List of Faculty Members and Research Fields, Research Interest . . . . .	24





## Contents

# About Joint Graduate School of Veterinary Sciences

## 1 . Outline of Joint Graduate School of Veterinary Sciences (Doctoral Program)

---

Gifu University and Tottori University have been collaboratively providing since academic year (AY) 2013 undergraduate education as a veterinary undergraduate program. Additionally, following the production of the first students from the said program in AY 2018, by also cooperatively providing graduate education through Joint Graduate School of Veterinary Sciences to be established in AY 2019, Gifu University and Tottori University will organize a school curriculum consistent between undergraduate courses and graduate ones, developing human resources equipped with professional skills more sophisticated than ever. Further, we will eliminate the disadvantages and disbenefits from the students who wish to advance to our graduate program, realizing more effective and efficient education and researches.

Establishing the Joint Major of Veterinary Sciences, Joint Graduate School of Veterinary Sciences by Gifu University and Tottori University which have already cooperatively engaged in undergraduate education, we will design a graduate education curriculum consisting of educational programs further highlighting the features of respective universities which have not been reflected in them or the curriculum, delivering human resources pursued by the two universities to the society. Specifically, Gifu University and Tottori University will further advance researches regarding environmental preservation and zoonotic infections which have been particularly addressed by them (researches on rabies by Gifu University and bird influenza by Tottori University, etc.) and also implement education programs enabling them to develop in a more efficient and effective manner those human resources who can make international contributions as “Animal Hygiene/Public Health Specialists” and/or “One Health Specialists”.

Moreover, besides the previous achievements in translational researches in collaboration with other fields (RNA drug developments by Gifu University and the search for new active substances based on fungus mushrooms by Tottori University), taking advantage of the past accomplishments in cancer researches advanced by the two universities, we will carry out education programs as “Intractable Disease Control/Drug Development Specialists” for training researchers in the drug-discovery field and the basic veterinary field who seek to cure intractable diseases as well as for professionals who engage in the advanced veterinary field.

### Basic Admission Policy

We will make admission decisions from comprehensible perspectives based on a paper test (foreign language (English) test, a short essay for international students) and an oral test. Specifically, we will evaluate the status of applicants' academic and practical skills required for researches in this graduate program as well as their English skills necessary for research activities, their willingness to address research tasks, and other factors.

## **2. Education Policy**

---

Gifu University and Tottori University have been providing undergraduate education with establishing a joint school of veterinary sciences under the educational philosophy such as “the development of specialists for all life forms who can contribute to the health promotion of animals, the improvement in public health, and the maintenance of soundness in human societies and environments”. On the basis of liberal arts education for cultivating problem-solving abilities and scientific/logical thinking indispensable for those who will lead not only Japan but the international society, this joint school of veterinary sciences fosters animal-related comprehensible, practical and high-level education for developing veterinary generalists and also, through its advanced education programs, aims to produce global-minded human resources with a view to developing the specialists in veterinary sciences who can satisfy social needs. Accordingly, as the next step to promote global-standard postgraduation education, this Joint Graduate School of Veterinary Sciences sets a education philosophy such as “promoting advanced researches in a wide range of fields regarding the health of animals and humans including the soundness of our ecosystem, developing researchers and educators specializing in veterinary sciences who are capable of contributing to the sophistication of veterinary sciences, and producing veterinary professionals equipped with advanced knowledge and skills as well as expertise and ethics who will play a leading role in the international community or the regional community.”

For this Joint Graduate School of Veterinary Sciences, the smooth transition from undergraduate education to graduate education realizes efficient and effective graduate-level education/researches. Additionally, the establishment of a new curriculum such as the training/education programs for Animal Hygiene/Public Health Specialists, One Health Specialists or Treatment of Intractable Diseases and Drug Discovery Specialists will allow us to develop human resources who can handle various issues in veterinary sciences and animal sciences and those who can become community leaders satisfying social demands based on wide, interdisciplinary qualities and global perspectives. In line with this, we are willing to accept adults who have already accumulated experiences in a veterinary-related workplace or one relating to livestock hygiene, health and welfare administrative services, etc., accordingly seeking to foster human resources capable of further enhancing their accumulated professional skills and promoting regional contributions from a new perspective.

Policies of granting an academic degree in this Joint Graduate School of Veterinary Sciences are as follows:

#### Diploma Policy

The Joint Graduate School of Veterinary Sciences awards the Degree of Doctor of Philosophy in Veterinary Science to students who enroll for the required period, acquire the specified number of credits, have high ethical values and acquire advanced and extensive expertise and research skills that meet the school's purpose of training human resources, and pass a thesis defense and a final examination.

- (1) Human resources who have advanced expertise and research skills in veterinary and life sciences.
- (2) Human resources who can act as local leaders who respond to social demands by exercising creative research and communication skills based on a wide interdisciplinary background and a global viewpoint.
- (3) Human resources who can deal with or resolve various issues in veterinary and animal sciences as specialists in Animal Hygiene/Public Health, in One Health or in Treatment of Intractable Diseases and Drug Discovery

### **3. Outline of Review of Thesis for Degree and Others**

---

#### **(1) Eligibility Requirements for Submitting Thesis for Degree**

- The students eligible to submit their thesis for a degree are those who have attended the school for 4 or more years, earned 30 or more credits with taking prescribed courses, acquired skills specified in the diploma policy of Joint Graduate School of Veterinary Sciences, and have one (1) or more of academic papers forming the basis for their degree which have been published in or accepted by a **Scientific Journal (\*1)**.

**(\*1) An English Academic Journal included in Medline (PubMed) and Web of Science, and Journal of the Japan Veterinary Medical Association**

- If a student has a particularly strong research record specified below and is recommended by his/her principal supervisor, his/her school attendance period requirement is reduced to 3 or more years and he/she may submit a thesis for obtaining his/her degree as long as satisfying other necessary requirements.
- Such a research record should be achieved under the guidance of one's principle supervisor in principle.

#### **(2) Application for Degree through Reduction in Attendance Period**

Those students who have achieved a particularly excellent research record and have been enrolled for 3 or more years may submit a thesis for obtaining their degree as long as satisfying other necessary requirements. Those students falling under either of the

following conditions are considered to be those who have a particularly excellent research record.

- The students with three (3) or more of **academic papers** forming the basis for their degree which have been published in or accepted by a **Scientific Journal (\*1)**.
- The students with two (2) or more of **academic papers** forming the basis for their degree which have been published in or accepted by **Scientific Journal (\*1)** and the total impact factors in terms of Journal Citation Reports (JCR) or Science Citation Index (SCI) for such papers published in a **Scientific Journal** is 3 or above.

### (3) Review Committee Members

- Review committee consists of Five members, one chief examiner and four assistant examiners (at least two is selected from the graduate school of the other university). Five members will be selected for each applicant for examination, and the degree review committee will be held.
- The selection of the chief examiner and the assistant examiners will be selected by each graduate school and decided by the Joint Graduate School of Veterinary Medicine Committee.
- If the graduate school committee of each university deems it necessary for the examination, additional assistant examiners can be selected from both Gifu and Tottori graduate schools, other graduate schools and research institutes.

### (4) Evaluation Standards for Doctoral Dissertations

- (1) The doctoral dissertation meets all the “standards that must be met by doctoral dissertations” separately established.
- (2) The applicant has sufficient knowledge on the specialized field, and accurately understands the research agenda of the field.
- (3) The applicant sufficiently understands and complies with research ethics.
- (4) The applicant has the ability to design and execute leading-edge and constructive research.
- (5) The doctoral dissertation and oral presentation are structured in a logical and easy-to-understand way.
- (6) The answers made by the applicant at the oral examination are logical and easy to understand.
- (7) The applicant has communication ability that enables him/her to be active internationally.

### (5) Review of Thesis for Degree, Final Test, Oral Test & Thesis Presentation

A series of procedures are carried out in the following manner.

- The degree review committee conducts a final test and an oral test during the course of

the review of students' thesis for a degree within one (1) year from the date on which their thesis for a degree is accepted and then, after they have completed the open thesis presentation, make a written report to respective graduate program committees about review results.

- The graduate program committees of respective universities determine whether a student's thesis for his/her degree has passed or failed after reviewing it.

#### **(6) How to Officially Announce Thesis for Degree**

Our students' thesis for their degree are to be announced officially in the following manner.

(Official Announcement of Summary of Thesis and Summarized Results of Thesis Review)

- Our university officially announces using Internet (Tottori University Research Results Repository) the summary of its students' thesis regarding which they received a doctoral degree and the summarized results of their review within 3 months from the date on which a relevant doctoral degree was granted.

(Official Announcement of Thesis for Degree)

- Those students who have received a doctoral degree are to officially announce the whole text of their thesis regarding which they have received the doctoral decree within 1 year from the date on which a relevant doctoral degree was granted. However, this shall not apply if a thesis has already been announced officially before the granting of a relevant doctoral degree.
- If there is an unavoidable reason, with obtaining the approval of the university president after going through the discussions at the graduate program committee, those students who have received a doctoral degree are allowed to officially announce using Internet (Tottori University Research Results Repository) the summary of a thesis regarding which they received their doctoral decree instead of its whole text. In this case, upon request, the president makes its whole test accessible by the public.

## **Basic Matters and Others**

### **1 . Education Method**

---

The education of Joint Graduate School of Veterinary Sciences consists mainly of courses in its curriculum and guidance to help its students write a thesis for their degree.

Following the guidance given by their principal supervisor, students are expected to set their research subject and swiftly submit to the principal supervisor a research subject form specifying their research subject and research planning.

Note that the same applies if there is a change in students' research subject and/or

research planning.

For the research subject form, refer to Attachment Form 1 of Tottori University Joint Graduate School of Veterinary Sciences Regulations.

For the details including the period of each course, consult with your principal supervisor and a faculty member responsible for each course.

## 2. Academic Grading

Those students who have scored 60 or above out of 100 will pass. Academic Gradings made as “Pass” will not be retracted for any reason.

(Subjects To be evaluated based on the score)

Pass / Fail and Evaluation		Score	Evaluation criteria
Pass	S	90 – 100	Achievement goals can be fully achieved, and basic knowledge or skills acquired regarding class content can be systematically covered, and new developments can be made.
	A	80 – 89	Achievement goals are fully achieved, and basic knowledge or skills related to class content can be developed and applied.
	B	70 – 79	Achievement goals are almost achieved, and basic knowledge or skills regarding class content can be acquired.
	C	60 – 69	Achievement goals are minimally achieved, and the minimum basic knowledge or skills regarding class content can be acquired.
Fail	F	59 or below	Achievement goals cannot be achieved, basic knowledge or skills regarding class content cannot be acquired.

(Subjects to be evaluated by pass / fail)

Pass / Fail and Evaluation		Evaluation criteria
Pass	P	Achieved the set goal.
Fail	F	Not achieved the set goal.

(Subjects for which grades cannot be evaluated)

Not taking Course	E	Not meeting the attendance time stipulated in Article 3 of the Tottori University Credit Certification Regulations or not be taken the regular examination(including unsubmitted report).
-------------------	---	---

#### Grades Listed on Academic Transcript

S	90 – 100
A	80 – 89
B	70 – 79
C	60 – 69
P	Pass
F	Fail

### 3. Filing of Complaint Against Academic Grading

---

If a student thinks that regarding his/her academic grading there is a clear mistake made by the faculty member responsible for a relevant course such as an incorrect entry for the grade or there is a clear question in light of the general objectives listed in its syllabus or equivalents and the result of his/her self-assessment obtained through the same method, standards, etc. of the school academic grading, he/she may file a complaint against it within one (1) week after receiving his/her academic grade for a relevant course.

### 4. Contacts

---

- Certificate of Enrollment
- Certificate of Expected Graduation  
Certificate Issuing Service, Education Support Division, Student Department  
☎ +81-857-31-5574 (International)/ 0857-31-5574 (Domestic)
- Academic Transcript  
Certificate Issuing Service, Education Support Division, Student Department  
☎ +81-857-31-5574 (International)/ 0857-31-5574 (Domestic)
- Certificate of Student Discount  
Student Support Service, Student Life Division, Student Department  
☎ +81-857-31-5058 (International)/ 0857-31-5058 (Domestic)
- Inquiry Contact for Course Registration, Student Support, etc.  
Educational Affairs Section of Joint Department of Veterinary Sciences, Faculty of Agriculture  
☎ +81-857-31-5365 (International)/ 0857-31-5365 (Domestic)  
e-mail : [ag-kyoudouj@ml.adm.tottori-u.ac.jp](mailto:ag-kyoudouj@ml.adm.tottori-u.ac.jp)

### 5. Student Life Support

---

1. Exemption from Enrollment Fee and/or Tuition  
(Relevant materials have been already handed over during enrollment procedures.)



We provide a system through which those students who find it difficult to make a payment and are considered to excel academically are exempted from school fee(s) by half or in full.

2. Japan Student Services Organization (JASSO)

(The pamphlet is scheduled to be handed over to eligible students.)

This is a program for loaning school expenses to those students who find it difficult to study due to financial reasons. Those students who hope to use this program are required to submit relevant documents by a designated date. (Note that international students are not eligible to apply for this program.)

Regarding Type I Student Loan Program (interest free) for Graduate Students offered by JASSO, there is a special provision to exempt from the obligation to repay loans those students who have achieved a particularly high performance while their staying in the school. For the details, contact Section of Joint Department of Veterinary Sciences, Faculty of Agriculture.

3. Other Scholarship/Student Loan Programs

We will individually notify eligible students each time.

## Academic Guidance

### 1. Research Guidance System

---

Research guidance is provided by one (1) principal supervisor and two (2) vice-advisors. Students submit an application form specifying the name of their desired principal advisor and their principal supervisor will be determined in their entering the school. Regarding the principal supervisor, one (1) faculty member is to be appointed from Tottori University as a person responsible for research guidance while a relevant student attends the doctoral course. As for vice-advisors, the first vice-advisor is to be appointed from Tottori University and the second one is from Gifu University, both of them are to be allocated after discussions between a relevant student and his/her principal supervisor. Faculty members appropriate for the research contents of a student are to assume the position as vice-advisors and provide him/her with research guidance according to the policies of his/her principal supervisor. Concretely, in addition to research guidance provided as necessary, the principal supervisor and the first vice-advisor from Tottori University are responsible for Progress Seminar I of Research Promotion Course while the second vice-advisor from Gifu University is responsible for Progress Seminar II, providing research guidance to the students taking their course. The research area of a vice-advisor is not necessarily same one of the principal supervisor. Additionally, a vice-advisor is not restricted in terms of his/her research area and the needs of a student can be satisfied. With regard to the selection of vice-advisors, partly considering the backgrounds/attributes of a student in entering the school such as his/her academic

records and experiences as well as his/her future career path designed by himself/herself and the opinions given by his/her academic advisor, they are to be determined under the guidance of his/her principal supervisor. We are able to offer a guidance service tailored to the needs of respective students because we do not impose any restriction on the above three faculty members who provide research guidance in terms of their research area. Through receiving fundamental education and taking courses specially designed to develop respective specialists, the students are supposed to, under elaborated research guidance, complete a series of steps from the designing and execution of their own research theme as well as research planning to the writing of their thesis or equivalents. Further, as necessary, the students may receive advices from faculty members of other universities (those ones constituting the former united graduate schools) and specialists from collaborative institutions.

## **2 . Requirements for Completing Program**

---

For completing the Joint Graduate School of Veterinary Sciences, students are required to acquire 30 or more credits in its curriculum and, while receiving necessary research guidance, to pass the review of their doctoral thesis as well as an oral test or a written test relating to the contents of their thesis and their specialized area. The students are granted a “doctoral degree (veterinary science)” after passing the final review. Note that of the 30 credits or more, 10 credits or more should be acquired through the courses offered by Gifu University.

## **3 . Long-term Enrollment System**

---

We will run this graduate program with employing “Long-term Enrollment System” where those students finding it difficult to complete the program within the stranded completion term (4 years) due to their special circumstances such as having an occupation are allowed to systemically complete our educational curriculum within a certain extended term beyond the standard completion term (up to 8 years) (Article 12 of Tottori University Graduate School Regulations). To be specific, the relevant students are requested to make an application for the long-term enrollment in entering the program or in the academic year preceding to the desired application term and to submit a written plan specifying the courses that they are going to take in each semester. In giving courses and guidance, we utilize the video-on-demand system, e-learning contents, e-mails, etc. as far as possible in order to design the relevant students’ learning schedule fully making use of holiday, evening and intensive courses, providing academic and research guidance paying attention to their work style/lifestyle. Holiday/evening courses and research guidance are offered, in principle, in the evening from 6 p.m. to 9 p.m. for weekdays and from 8:50 a.m. to 4:10 p.m. for Saturdays.

## 4. Considerations for Adult Students

---

Pursuant to the special provision regarding education methods under Standards for Establishment of Universities (so-called Article 14 Special Regulation) and the long-term enrollment system, we provide adult students with an environment under which they can study while working full-time. Moreover, in consideration of the work style and the lifestyle of adult students, we provide them with academic guidance and research guidance with setting a learning schedule making use of holiday, evening and intensive courses. Specifically, we will create an environment where they can learn whenever they want by distributing e-learning contents relating to the subjects of courses on the website of Joint Graduate School of Veterinary Sciences and also become able to evaluate their academic abilities through examinations and reports using our website and remote lecture system. Additionally, for the purpose of allowing adult students to specifically identify the knowledge, a set of skills, etc. which they will be able to acquire, we will properly understand their past experiences and learning through individual guidance and other methods, clearly state beforehand the contents of our lectures and practical courses, and give guidance about, for example, the courses that they should select.

The faculty members responsible for each course are supposed to provide learning contents with a report assignment and, accordingly, the students taking a course are to submit a report after viewing such learning contents. The responsible faculty members give evaluations based on submitted reports.

## 5. Curriculum Framework and Features

---

**A list of courses for Joint Graduate School of Veterinary Sciences and a list of credits are attached herein.**

**Policies of Organizing/Implementing Curriculum for Joint Major of Veterinary Sciences, Joint Graduate School of Veterinary Sciences**

Curriculum Policy

To foster human resources who have advanced expertise and research skills and can act as local leaders who respond to social demands based on a wide interdisciplinary background and a global viewpoint as described in the Diploma Policy, the following Curriculum Policy is established:

- (1) In the curriculum we offer the General Common Subject, Basic Education Subject, Specialist Training Courses, Research Promotion Courses and Advanced Education Courses.

- (2) Provision of this curriculum is intended to foster local leaders, veterinary science researchers and high-level professionals who have acquired advanced expertise and skills in veterinary sciences and can respond to social demands by exercising creative research and communication skills based on high ethical values, a wide interdisciplinary background and a global viewpoint.
- (3) Learning outcomes are assessed according to the level of achievement of class goals based on, among other things: the relevant university-wide agreement; and the performance assessment items listed in the syllabus of each subject.

## **I . Curriculum Framework**

For the first-year and the second-year students, we offer General Common Subject and “Basic Education Subject” which form the basis for developing researchers in each specialized field and respective specialists. For the second-year and the third-year students, we offer “Specialist Training Courses”. The second-year students are to select a desired specialist training program regardless of their specialized field and mainly take courses in line with such a program. In addition, for the second-year and the third-year students, we offer “Research Promotion Courses” as those regarding the writing of a doctoral thesis in respective specialized fields. Moreover, for the second-year, the third-year and the fourth-year students, we offer “Advanced Education Courses” in order to further develop their practical skills. The outlines of each course are detailed below.

### **(1) General Common Subject**

The following courses enables students to learn research ethics, the management of intellectual properties, the skills to collect academic information, language skills, presentation skills, etc. all of which form the basis for developing researchers in each specialized field and respective specialists. Intended students and the number of credits to be given for each course are specified below.

#### **a. “Bioinformatic Analyses Advanced Lecture”**

**(First-Year Students/ Compulsory/ 1 Credit)**

For the purpose of cultivating students’ data analysis skill required as a researcher, this lecture deals with the matters particularly and commonly required in the veterinary field regarding statistical analyses needed for their learning in the doctoral program.

#### **b. “Research Ethics and Intellectual Property Advanced Lecture”**

**(First-Year Students/ Compulsory/ 2 Credits)**

In order to improve students’ basic sense of ethics required as a researcher and deepen their understanding on intellectual property rights and their infringements, this lecture focuses on researches’ ethics and the basic sense of ethics required for a researcher in their promoting research activities in the doctoral course as well as illegal acts associated with research activities.

**c. “Academic English” (First-Year Students/ Compulsory/ 1 Credit)**

This course covers the subjects particularly and commonly required in the veterinary field with respect to scientific English needed for students’ learning in the doctoral course and cultivates their skills to write a thesis in English and communication skills required as a researcher.

**d. “Interdisciplinary Research Special Practice” (First-Year Students/ Compulsory/ 1 Credit)**

In this exercise course, with an aim to improve students’ skills to collect academic information, they prepare presentation materials by themselves in line with their research planning, participate in a face-to-face seminar with student movement, make a practical presentation, and discuss experiment plans. Students are expected to participate in discussions on a presentation about the research contents outside their specialized field and receive guidance/feedbacks on their own presentation from those faculty members specializing in a different field so that they can develop an ability to think from multiple perspectives.

**(2) Basic Educational Subject**

**a. “Basic Special Lecture”**

**(First-Year & Second-Year Students/ Compulsory Elective/ 4 Courses/ 1 Credit Each)**

In this lecture course, students are supposed to acquire the knowledge which will be the basis for executing researches and becoming specialists in their respective specialized fields. Students take a 1-credit lecture managed by their principal supervisor, another 1-credit lecture by a faculty member from Tottori University, and a 2-credit lecture by a faculty member from Gifu University.

**b. “Basic Special Practice”**

**(First-Year & Second-Year Students/ Compulsory Elective/ 1 Credit)**

In this exercise course, students take a 1-credit course managed by their principal supervisor in order to obtain several skills including presentation and communication skills which will be the basis for executing researches and becoming specialists in their respective specialized fields.

**c. “Basic Special Experiment”**

**(First-Year & Second-Year Students/ Compulsory Elective/ 2 Credits)**

In this experiment course, students take a 2-credit course managed by their principal supervisor for the purpose of acquiring experiment techniques which will be the basis for executing researches in their respective specialized fields.

**(3) Subject for Specialist Training Program**

**a. Core Subject for Specialist Training Program**

We offer the following courses (3 credits in total) enabling students to be intensively equipped with sophisticated expert knowledge which is indispensable for producing 3

types of specialists.

- 1) **“Special Lecture for Veterinary Hygiene and Veterinary Public Health I / II”, “Special Lecture for One Health I / II”, and “Special Lecture for Intractable Disease Control and Drug Development I / II”**

**(Second-Year & Third-Year Students/ Compulsory Elective/ 2 Courses/ 1 Credit Each)**

These are core lectures of the specialist training program delivered by faculty members from Tottori University and Gifu University in which students are expected to obtain specialized knowledge in line with a program they have selected.

- 2) **“Special Practice for Veterinary Hygiene and Veterinary Public Health”, “Special Practice for One Health”, “Special Practice for Intractable Disease Control and Drug Development”**

**(Second-Year & Third-Year Students/ Compulsory Elective/ 1 Credit)**

These are courses run by faculty members from the university that students are attending in which courses they are supposed to acquire highly specialized research techniques.

- b. **“Special Lecture for Specialist Training Program”**

**(Second-Year & Third-Year Students/ Compulsory Elective/ 4 Courses/ 1 Credit Each)**

In order for students to obtain highly specialized knowledge required for 3 types of specialists, we establish 3 course groups (“Subject for veterinary hygiene and veterinary public health”, “Subject for One Health” and “Subject for intractable disease control and drug development”) tailored to respective specialists and accordingly offer courses enabling them to obtain highly specialized knowledge required for respective specialists. Students are to take courses for 4 credits in total from the course group in line with a specialist training program which they have selected. Additionally, for the purpose of fostering an ability to understand and make judgements regarding related fields, students are, upon their request, allowed to take courses outside a program which they have selected (the said 4 credits). Faculty members from Tottori University and Gifu University are responsible for these lectures.

- c. **“Special Practice for Specialist Training Program”**

**(Second-Year & Third-Year Students/ Compulsory Elective/ 1 Credit)**

With an aim for students to obtain highly specialized knowledge and the capacity for problem-solving required for 3 types of specialists, we design 3 course groups (“Subject for Veterinary Hygiene and Veterinary Public Health”, “Subject for One Health” and “Subject for Intractable Disease Control and Drug Development”) tailored to respective specialists and accordingly offer courses enabling them to obtain highly specialized knowledge and skills required for respective specialists. Students are to take courses for 1 credit from the course group in line with a specialist training program which they have selected. For taking this exercise course managed by a faculty member from Gifu University, students are supposed to visit Gifu University.

#### **(4) Subject for Research Promotion**

##### **a. “Special Experiment for Research Promotion”**

**(Second-Year & Third-Year Students/ Compulsory Elective/ 2 Credits)**

This is a course operated by the principal supervisor in which students are expected to acquire a wide range of sophisticated knowledge/skills necessary for conducting their research.

##### **b. “Practice Subject” (Second-Year, Third-Year & Fourth-Year Students/ Compulsory Elective/ 2 Credits Each)**

These are courses operated by the principal supervisor and a vice-adviser from Gifu University where students are supposed to gain the high-level ability to perform professional researches, presentation skills, etc. The principal supervisor and the first vice-adviser from Tottori University are responsible for “Progress Seminar I” while the vice-adviser from Gifu University is responsible for “Progress Seminar II”.

#### **(5) Advanced Subject**

These courses enable students to develop their future career image and diversify their view toward researches for the purpose of producing highly skilled veterinary professionals and those engaging in veterinary medicine.

##### **a. “Domestic Special Practice Exercise I / II”**

**(Second-Year, Third-Year & Fourth-Year Students/ Elective/ 2 Credits Each)**

In these exercise courses, students are supposed to be equipped with the ability to identify problems, the practical capability of solving them, and presentation skills through research activities in domestic research institutions (national agencies, municipalities and private sectors), investigative or equivalent actions, and academic conference presentations.

##### **b. “Overseas Special Practice Exercise I / II”**

**(Second-Year, Third-Year & Fourth-Year Students/ Elective/ 2 Credits Each)**

In these exercise courses, students are expected to acquire the ability to identify problems, the practical capability of solving them, and presentation skills through research activities in overseas research institutions (public and private institutions), investigative or equivalent actions, and international academic conference presentations.

##### **c. “Joint Workshop Practice”**

**(Second-Year, Third-Year & Fourth-Year Students/ Elective/ 2 Credits)**

In this exercise course, students are requested to gain the ability to collect information from global perspectives, international communication skills, and presentation skills while socializing with overseas universities/colleges and researchers through oral and poster presentations at international joint workshops as well as the promotion of academic exchanges and equivalents.

## II Specialist Training Programs

We institute 3 programs for training respective specialists (“Animal Hygiene/Public Health Specialists”, “One Health specialists” and “Intractable Disease Treatment/Drug Discovery Specialists”). Each of specialist training programs is detailed below.

### **(1) Training Program for Veterinary Hygiene and Veterinary Public Health Specialist**

In order for students to obtain specialized knowledge as one of the basic qualities required for becoming a leader in the field of animal hygiene/public health mainly in the (municipality-level) community as an animal hygiene/public health specialist, we offer “Special Lecture for Veterinary Hygiene and Veterinary Public Health” of “Core Subject for Specialist Training Program” as a compulsory course to be taken by all the second-year and third-year students who desires to become this type of specialist. As the introduction of specialist education shifted from generalist education conducted at the undergraduate level, this lecture deals with the basic skills and knowledge which leaders are required to possess for appropriately controlling domestic animal infectious diseases and large-scale food poisoning. In addition, with an aim to teach knowledge and skills particularly professional for this type of specialists, we, as “Special Lecture for Specialist Training Program”, offer “Special Lecture for Farm Animal Disease Diagnosis”, “Special Lecture for Public Health”, “Special Lecture for Highly Pathogenic Avian Influenza (HPAI)”, etc. among which those students desiring to be this type of specialist select 4 courses. In this program, further advanced and more practical contents are covered including molecular biology, molecular epidemiology, and actual cases of domestic animal infections. Further, we, as “Special Practice for Specialist Training Program”, offer compulsory elective courses including “Special Practice for Farm Animal Disease Diagnosis”, “Special Practice for Public Health”, and “Special Practice for Highly Pathogenic Avian Influenza (HPAI)”, carrying out exercises involving practical skills which are highly risky and consequently difficult to be performed at undergraduate-level education. In these exercise courses, students are supposed to obtain professional knowledge and skills in a practical manner.

### **(2) Training Program for One Health Specialist**

In order to produce human resources who can, as a One Health specialist, capable of demonstrating leadership at international organizations such as World Health Organization (WHO) and International Epizootic Office (OIE), governmental research institutions, etc., this program focuses on the understanding and handling of problems to be resolved for achieving global soundness through the maintenance of animals, the health of animals and the favorable condition of environments surrounding them. We offer “One Health Special Lecture” of “Core Subject for Specialist Training Program” as a compulsory course to be taken by all the second-year and third-year students who desires to become this type of



specialist. In this course, students are expected to gain basic knowledge about the issues surrounding One Health including the concept of One Health, the collaborative efforts among UN organizations and veterinary doctors and doctors inside and outside Japan, zoonotic infections, antimicrobial resistant bacteria, wild animals and environmental chemical substances. Additionally, for the purpose of sharing knowledge and skills particularly professional for this type of specialists, we, as “Special Lecture for Specialist Training Program”, offer “Special Lecture for Wildlife Population Control”, “Special Lecture for Emerging and Reemerging Infectious Diseases Caused by Bacteria”, “Special Lecture for Control of Influenza Virus Infection including Risk Analysis”, etc. among which those students desiring to be this type of specialist select 4 courses. Moreover, we, as “Special Practice for Specialist Training Program”, offer compulsory elective courses including “Special Practice for Wildlife Population Control”, “Special Practice for Infectious Disease Control with Special Reference to One Health”, “Special Practice for Definitive Diagnosis of Avian Influenza”. In these exercise courses, students are expected to understand and handle the current situations based on literatures and statistical information relating to the issues of One Health and to gain skills regarding countermeasures against infectious diseases in a practical manner.

### **(3) Training Program for Intractable Disease Control and Drug Development Specialist**

For the understanding of clinical conditions and causes of intractable diseases, this program covers problems in the clinical veterinary area based on the knowledge and skills in advanced fundamental veterinary medicine as well as the knowledge and know-hows in view of such problems required for developing professionals specializing in the fundamental veterinary medicine area in the life science field. Through this program, we aim to develop, as specialists for intractable disease treatment/drug discovery currently being required by the society, those engaging in high-level veterinary medicine in pursuit of the cure of intractable diseases represented by cancers as well as specialists, researchers and educations equipped with highly professional knowledge necessary for translational researches in the fields of drug discovery and life science. We offer “Special Lecture for Intractable Disease Control and Drug Development” of “Core Subject for Specialist Training Program” as a compulsory course to be taken by all the second-year and third-year students who desires to become this type of specialist. In addition, in order to provide knowledge and skills particularly professional for this type of specialists, we, as “Special Lecture for Specialist Training Program”, offer “Special Lecture for Comparative Oncology”, “Special Lecture for Reproductive and Regenerative Medicine”, “Special Lecture for Pathophysiology of Intractable Diseases”, “Special Lecture for Overviews on Drug Discovery”, “Special Lecture for Translational Research”, “Special Lecture for Cancer Therapeutics”, etc. among which those students desiring to be this type of specialist select 4 courses. These courses encourage students to have a broad perspective leading to the understanding of causes and clinical conditions of intractable diseases as the current

problem for veterinary medicine and the drug discovery toward their diagnoses and treatments. Further, we, as “Special Practice for Specialist Training Program”, offer compulsory elective courses including “Special Practice for Comparative Oncology”, “Special Practice for Reproductive and Regenerative Medicine”, “Special Practice for Pathophysiology of Intractable Diseases”, “Special Practice for Translational Research” and “Special Practice for Cancer Therapeutics”. In these exercise courses, students are requested to obtain their specialized knowledge and skills in a practical manner.

# 共同獣医学研究科カリキュラムマップ Curriculum Table

1年次	2年次	3年次	4年次
-----	-----	-----	-----

## 共通科目 / General common subject 必修 (Compulsory) 【5】

生物情報解析学特論【1】(岐阜大学) Bioinformatic analyses advanced lecture
研究倫理・知的財産特論【2】(鳥取大学) Research ethics and intellectual property advanced lecture (Tottori University)
アカデミック・イングリッシュ【1】(岐阜大学) Academic English
学際領域特別演習【1】 Interdisciplinary research special practice

## 基盤的教育科目 / Basic educational subject 選択 (Elective) 【7】

基盤特別講義【1】(主指導教員) Basic special lecture (Major Supervisor)
基盤特別講義【1】(鳥取大学教員) Basic special lecture (Supervisor in Tottori University)
基盤特別講義【1】(岐阜大学教員) Basic special lecture (Supervisor in Gifu University)
基盤特別講義【1】(岐阜大学教員) Basic special lecture (Supervisor in Gifu University)
基盤特別演習【1】(主指導教員) Basic special practice (Major Supervisor)
基盤特別実験【2】(主指導教員) Basic special experiment (Major Supervisor)

## スペシャリスト養成科目 / Specialist training subject 選択 (Elective) 【8以上】

スペシャリスト養成コア科目特別講義【1】(鳥取大学教員) Core lecture for specialist training program (Supervisor in Tottori University)
スペシャリスト養成コア科目特別講義【1】(岐阜大学教員) Core lecture for specialist training program (Supervisor in Gifu University)
スペシャリスト養成コア科目特別演習【1】(鳥取大学教員) Core practice for specialist training program (Supervisor in Tottori University)
スペシャリスト特別講義【1】(鳥取大学または岐阜大学教員) Special lecture for special training program (Supervisor in Tottori or Gifu University)
スペシャリスト特別講義【1】(鳥取大学または岐阜大学教員) Special lecture for special training program (Supervisor in Tottori or Gifu University)
スペシャリスト特別講義【1】(鳥取大学または岐阜大学教員) Special lecture for special training program (Supervisor in Tottori or Gifu University)
スペシャリスト特別講義【1】(鳥取大学または岐阜大学教員) Special lecture for special training program (Supervisor in Tottori or Gifu University)
スペシャリスト特別演習【1】(岐阜大学教員) Special practice for special training program (Supervisor in Gifu University)

修了要件を満たすためには、スペシャリスト特別講義のうち少なくとも2単位以上は岐阜大学が開設する授業科目の単位を履修すること  
For doctoral requirements, 2 credits or more from Special lecture for special training program are required to be credits of Gifu University opening subjects.

## 研究推進科目 / Research promotion 選択 (Elective) 【6】

研究推進特別実験【2】(主指導教員) Special experiment for research promotion (Main supervisor)
演習科目(プログレスセミナーⅠ)【2】(主指導教員及び副指導教員) Progress seminar I (Main supervisor and associate supervisor in Tottori University)
演習科目(プログレスセミナーⅡ)【2】(岐阜大学の副指導教員) Progress seminar I (Associate supervisor in Gifu University)

## アドバンスト教育科目 / Advanced subject 選択 (Elective) 【4以上】

国内特別実践演習Ⅰ【2】 Domestic special practice exercise I
国内特別実践演習Ⅱ【2】 Domestic special practice exercise II
海外特別実践演習Ⅰ【2】 Overseas special practice exercise I
海外特別実践演習Ⅱ【2】 Overseas special practice exercise II
ジョイントワークショップ演習【2】 Joint workshop practice

※ 【 】内は単位数 / 【 】 indicates the number of credits.

30単位以上のうち、10単位以上は岐阜大学が開設する授業科目の単位を履修する

# Joint Graduate School of Veterinary Sciences - Subjects and Credits

G=GiifuUniversity T=ToitotriUniversity J=National Institute of Infectious Diseases H=National Institute of Health Sciences  
 A=National Institute of Animal Health J=Japan Racing Association(JRA) Equine Research Institute C=Central Institute for Experimental Animals

Subjects	Grads/ Semester	Credits		Univ	Supervisor
		Compulsory	Elective		
Common subject					
Basic educational subject					
Basic educational subject					
Basic special lecture					
Basic special practice					
Basic special					

Special experiment	Core subject for specialist training program	Basic Special Experiment for Veterinary Anesthesiology and Surgery	G	2	WATANABE Kazuhiro	SHIBATA Sanae	MIYAWAKI Shingo	HORIKIRIZONO Hiro
		Basic Special Experiment for Farm Animal in Veterinary Medicine	G	2	OHBA Yasunori	MURASE Tetsuma	TAKASU Masaki	
Educational subject	Subject for veterinary hygiene and veterinary public health	Basic Special Experiment for Veterinary Clinical Medicine of Equus	T	2	KUWANNO Atsutoshi (I)	SATO Fumio (I)	OHATA Minoru (I)	
		Basic Special Experiment for Veterinary Anatomy	G	2	WARTA Katsuhiko	SATO Yoko	HIGUCHI Masashi	
Educational subject	Specialist training subjects	Basic Special Experiment for Veterinary Functional Studies	T	2	OHATA Toshio	TAKAHASHI Kenji		
		Basic Special Experiment for Veterinary Pathology of Infectious Diseases	T	2	MORITA Takehito	SUNDEN Yuji		
Educational subject	Specialist training subjects	Basic Special Experiment for Laboratory Animal Science	T	2	TAKEUCHI Takashi	HISHINUMA Mitsugu	TOMIOKA Yukiko	
		Basic Special Experiment for Avian Infectious Diseases	T	2	MURASE Toshiyuki	HARADA Kazuki	OZAKI Hirochichi	
Educational subject	Specialist training subjects	Basic Special Experiment for Veterinary Diagnosis and Treatment	T	2	TAKEUCHI Takashi	IGUCHI Aiko		
		Basic Special Experiment for Assisted Reproductive Techniques in Animals	T	2	HISHINUMA Mitsugu	TAKEUCHI Takashi	NISHIMURA Ryo	
Educational subject	Specialist training subjects	Basic Special Experiment for Intractable Diseases	T	2	OSAKI Tomohiro	TSUKA Takeshi	MURAHATA Yusuke	
		Special Lecture for Veterinary Infectious Diseases	G	1	YAMAGUCHI Tsuyoshi			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Public Health	G	1	INOSHIMA Yasuo			
		Special Lecture for Molecular Parasitology	G	1	INOSHIMA Yasuo	HAYAMA Yoko (A)		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Farm Animal Disease Diagnosis	G	1	TAKASHIMA Yasuhiro	UEMA Masashi (H)		
		Special Lecture for Veterinary Clinical Medicine of Race Horses	G	1	OHBA Yasunori	OHATA Minoru (I)		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Theriogenology	G	1	KUWANNO Atsutoshi (I)	SATO Fumio (I)	OMURA Hajime (I)	
		Special Lecture for Highly Pathogenic Avian Influenza	T	1	HISHINUMA Mitsugu	NISHIMURA Ryo		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Animal Pharmaceuticals for Prevention of Infectious Disease	T	1	YAMAGUCHI Tsuyoshi			
		Special Lecture for Eradication of Infectious Diseases	T	1	USUI Tatsufumi			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Veterinary Parasitology	T	1	SODA Kosuke			
		Special Lecture for Bovine Diseases	T	1	KIM Kyeongsoon			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Veterinary Infectious Diseases	T	1	TSUKA Takeshi			
		Special Practice for Public Health	G	1	INAKAGAWA Keisuke	HAYAMA Yoko (A)		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Veterinary Parasitology	G	1	INOSHIMA Yasuo	UEMA Masashi (H)		
		Special Practice for Farm Animal Disease Diagnosis	G	1	TAKASHIMA Yasuhiro	ONISHI Takahiro (H)		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Veterinary Clinical Medicine of Race Horses	G	1	OHBA Yasunori	OHATA Minoru (I)		
		Special Practice for Theriogenology	G	1	KUWANNO Atsutoshi (I)	SATO Fumio (I)	OMURA Hajime (I)	
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Highly Pathogenic Avian Influenza	T	1	HISHINUMA Mitsugu	NISHIMURA Ryo		
		Special Practice for Veterinary Parasitology	T	1	YAMAGUCHI Tsuyoshi	USUI Tatsufumi		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Bovine Diseases	T	1	KIM Kyeongsoon			
		Special Lecture for One Health I	T	1	ITO Naoto			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for One Health II	G	1	MORITA Takehito			
		Special Practice for One Health	G	1	ASAI Tetsuo			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for One Health	G	1	MORITA Takehito			
		Special Lecture for Ecology of Pathogenic Viruses	G	1	MASATANI Tatsunori	FUKUSHI Shuetsui (I)		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Interaction of Zoonotic Viruses and Hosts	G	1	ITO Naoto			
		Special Lecture for Wildlife Population Control	G	1	SUZUKI Masatsugu	ASANO Makoto		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for One Health approach of veterinary medicine supporting the public, its practice and theory	G	1	INOUE Satoshi (I)	KAWABATA Hiroki (I)		
		Special Lecture for Antimicrobial Resistance	G	1	ASAI Tetsuo	TAKAMATSU Daisuke (A)		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Veterinary Experimental Pathology of Infectious Diseases	T	1	SUNDEN Yuji	MORITA Takehito		
		Special Lecture for Viral Engineering	T	1	OZAKI Hirochichi			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Emerging and Reemerging Infectious Diseases Caused by Bacteria	T	1	MURASE Toshiyuki			
		Special Lecture for Outbreak, Diagnosis and Control Measure of Viral Zoonoses	T	1	ITO Hiroshi			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Ecology of Pathogenic Viruses	G	1	MASATANI Tatsunori	FUKUSHI Shuetsui (I)		
		Special Practice for Interaction of Viruses and Hosts	G	1	ITO Naoto			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Wildlife Population Control	G	1	SUZUKI Masatsugu	ASANO Makoto		
		Special Practice for One Health approach of veterinary medicine supporting the public, its practice and theory	G	1	INOUE Satoshi (I)	KAWABATA Hiroki (I)		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Antimicrobial Resistance	T	1	ASAI Tetsuo	TAKAMATSU Daisuke (A)		
		Special Practice for Infectious Disease Control with Special Reference to One Health	T	1	MORITA Takehito	SUNDEN Yuji		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Practice for Definitive Diagnosis of Avian Influenza	T	1	MURASE Toshiyuki	OZAKI Hirochichi		
		Special Lecture for Intractable Disease Control and Drug Development I	T	1	SODAKOSUKE	ITO Hiroshi		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Intractable Disease Control and Drug Development II	T	1	OHATA Toshio			
		Special Practice for Intractable Disease Control and Drug Development	G	1	SAITO Shouichiro			
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Neuroscience and Neurological Symptom	G	1	SAITO Shouichiro			
		Special Lecture for Experimental Medicine	G	1	SAITO Shouichiro	SHIMIZU Yasutake	SHINA Takahiko	
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Overviews on Drug Discovery	G	1	SUEMIZU Hiroshi (C)	HASHIMOTO Haruo (C)	HAYASHIMOTO Nobuhiko (C)	
		Special Lecture for Comparative Oncology	G	1	UNNO Toshihiro	MATSUYAMA Hayato	TAKASU Masaki	
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Molecular Veterinary Internal Medicine	G	1	MORI Takashi	SAKAI Hiroki	HIRATA Akihiro	
		Special Lecture for Veterinary Anesthesiology and Surgery	G	1	KITOH Katsuya	MAEDA Sadatoshi	NISHII Naobito	NAGATA Noriyuki
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Reproductive and Regenerative Medicine	G	1	WATANABE Kazuhiro	SHIBATA Sanae	MIYAWAKI Shingo	HORIKIRIZONO Hiro
		Special Lecture for Organizational Morphology	T	1	MURASE Tetsuma	SATO Yoko		
Educational subject	Specialist training subjects	Special Lecture for Veterinary Biological Functions	T	1	OHATA Toshio	TAKAHASHI Kenji		
		Special Lecture for Gene Regulation	T	1	HIGUCHI Masashi			

Special Lecture for Laboratory Animal Medicine	T	1	TAKEUCHI Takashi	TOMIOKA Yukiko				
	2-3/1st-2nd	1	TOMIOKA Yukiko					
Special Lecture for Disease Model Animals	T	1	TAKEUCHI Takashi					
Special Lecture for Diagnosis and Therapy of Veterinary Internal Medicine	T	1	HARADA Kazuki	IGUCHI Aiko				
Special Lecture for Veterinary Clinical Infectious Diseases	T	1	TAKEUCHI Takashi					
Special Lecture for Neurofunctional Evaluation	T	1	ITO Norihiko					
Special Lecture for Veterinary Ophthalmology	T	1	OSAKI Tomohiro	YAMASHITA Masamichi				
Special Lecture for Cancer Therapeutics	T	1	SAITO Shouchiro	SHIMIZU Yasutake	SHIINA Takahiko			
Special Practice for Neuroscience and Neurological Symptom	G	1	SUEMIZU Hiroshi (C)	HASHIMOTO Haruo (C)	HASHIMOTO Nebuhiko (C)			
Special Practice for Experimental Medicine	G	1	UNNO Toshihiro	MATSUYAMA Hayato	TAKASU Masaki			
Special Practice for Overviews on Drug Discovery	G	1	MORI Takashi	SAKAI Hiroki	HIRATA Akihiro			
Special Practice for Comparative Oncology	G	1	KITOH Katsuya	MAEDA Sadatoshi	NISHII Naohito	NAGATA Noriyuki		
Special Practice for Molecular Veterinary Internal Medicine	G	1	WATANABE Kazuhiro	SHIBATA Sanae	MIYAWAKI Shingo	HORIKIRIZONO Hiro		
Special Practice for Veterinary Anesthesiology and Surgery	G	1	MURASE Tetsuma	SATO Yoko				
Special Practice for Reproductive and Regenerative Medicine	G	1	WARITA Katsuhiko	TAKAHASHI Kenji				
Special Practice for Organizational Morphology	T	1	OHTA Toshio					
Special Practice for Veterinary Biological Functions	T	1	HIGUCHI Masashi					
Special Practice for Gene Regulation	T	1	TAKEUCHI Takashi	TOMIOKA Yukiko				
Special Practice for Laboratory Animal Medicine	T	1	IGUCHI Aiko	TSUJINO Kumiko				
Special Practice for Diagnosis and Therapy of Veterinary Internal Medicine	T	1	HARADA Kazuki	IGUCHI Aiko				
Special Practice for Veterinary Clinical Infectious Diseases	T	1	TAKEUCHI Takashi					
Special Practice for Neurofunctional Evaluation	T	1	MURAHATA Yusuke	YAMASHITA Masamichi				
Special Practice for Diagnostic Imaging	T	1	OSAKI Tomohiro	YAMASHITA Masamichi				
Special Practice for Cancer Therapeutics	T	1	SUEMIZU Hiroshi (C)	SAITO Shouchiro	SHIMIZU Yasutake	SHIINA Takahiko		
Special Experiment for Animal functional morphology	G	2	UNNO Toshihiro	HASHIMOTO Haruo (C)	HASHIMOTO Nebuhiko (C)			
Special Experiment for Experimental Medicine	G	2	MORI Takashi	SAKAI Hiroki	HIRATA Akihiro			
Special Experiment for Clinical Oncology	G	2	NAKAGAWA Keisuke	INOUE Saboshi (I)	KAWABATA Hiroki (I)	FUKUSHI Shuetsui (I)	TAKAMATSU Daikoku (A)	
Special Experiment for Veterinary Infectious Diseases	G	2	ITO Norihiko	MASATANI Tatsunori	HAYAMA Yoko (A)	UENA Masashi (H)		
Special Experiment for Ecology of Pathogenic Viruses	G	2	INOSHIMA Yasuo	TAKASHIMA Yasuhiro	KITAJIMA Sakoshi (H)	ONISHI Takahiro (H)		
Special Experiment for Public Health	G	2	ASAI Tetsuo	SUZUKI Masatsugu	ASANO Makoto			
Special Experiment for Environment and Infectious Disease	G	2	KITOH Katsuya	MAEDA Sadatoshi	NISHII Naohito	NAGATA Noriyuki		
Special Experiment for Research Promotion on Intractable Medical Diseases	G	2	WATANABE Kazuhiro	SHIBATA Sanae	MIYAWAKI Shingo	HORIKIRIZONO Hiro		
Special Experiment for Research Promotion on Veterinary Anesthesiology and Surgery	G	2	OHBA Yasuhiro	MURASE Tetsuma	TAKASU Masaki			
Special Experiment for Farm Animal Clinical Applied Science	G	2	KUWANO Aitsutoshi (J)	SATO Yumio (J)	OMURA Hajime (J)	OHTA Minoru (J)		
Special Experiment for Veterinary Clinical Medicine of Horses	G	2	WARITA Katsuhiko	SATO Yoko	HIGUCHI Masashi			
Special Experiment for Organizational Morphology	T	2	OHTA Toshio	TAKAHASHI Kenji				
Special Experiment for Veterinary Neuropathology	T	2	MORITA Takehito	SUNDEN Yuji				
Special Experiment for Laboratory Animal Theriogenology	T	2	TAKEUCHI Takashi	HISHINUMA Mitsugu	TOMIOKA Yukiko			
Special Experiment for Microbiology	T	2	MURASE Toshiyuki	HARADA Kazuki	OZAKI Hirofuchi			
Special Experiment for Avian Infectious Diseases	T	2	YAMAGUCHI Tsuyoshi	SODA Kosuke				
Special Experiment for Diagnosis and Treatment in Veterinary Internal Medicine	T	2	TAKEUCHI Takashi	IGUCHI Aiko				
Special Experiment for Theriogenology	T	2	HISHINUMA Mitsugu	TAKEUCHI Takashi	NISHIMURA Ryo			
Special Experiment for Intractable Diseases	T	2	OSAKI Tomohiro	TSUJKA Takashi	MURAHATA Yusuke			
Progress Seminar I	G	2	Representatives, This laboratory members					
Progress Seminar I	T	2	Representatives, This laboratory members					
Progress Seminar II	G	2	The 2nd associate supervisor					
Progress Seminar II	T	2	The 2nd associate supervisor					
Domestic Special Practice Exercise I	G	2	Major Supervisor					
Domestic Special Practice Exercise I	T	2	Major Supervisor					
Domestic Special Practice Exercise II	G	2	Major Supervisor					
Domestic Special Practice Exercise II	T	2	Major Supervisor					
Overseas Special Practice Exercise I	G	2	Major Supervisor					
Overseas Special Practice Exercise I	T	2	Major Supervisor					
Overseas Special Practice Exercise II	G	2	Major Supervisor					
Overseas Special Practice Exercise II	T	2	Major Supervisor					
Joint Workshop Practice	G	2	Major Supervisor					
Joint Workshop Practice	T	2	Major Supervisor					
Special practice for specialist training program								
Special experiment for research promotion								
Practice subject								
Advanced educational subject								
Research promotion subject								
able disease control and drug development								
Specialist training subjects								

## 6. Course Designing and Education Research System

---

Joint Graduate School of Veterinary Sciences institutes Departments of Basic Veterinary Science, Veterinary Pathobiology and Applied Veterinary Science, and Clinical Veterinary Science for providing education and research guidance.

### **【Department of Basic Veterinary Science】**

Department of Basic Veterinary Science consists of faculty members specializing in high-level, advanced fundamental research fields regarding the forms/functions of animals, providing the latest sophisticated education and research guidance concerning basic veterinary medicine forming the basis of veterinary medicine and animal sciences. With the help of Center for Highly Advanced Integration of Nano and Life Sciences (Gifu) and Fungus/Mushroom Resource and Research Center (Tottori), we have put a system in place to work on basic biology. In Joint Graduate School of Veterinary Sciences, this department underpins Departments of Veterinary Pathobiology and Applied Veterinary Science and Clinical Veterinary Science.

### **【Department of Veterinary Pathobiology and Applied Veterinary Science】**

Department of Veterinary Pathobiology and Applied Veterinary Science is made up of the faculty members specializing in research fields regarding the diagnoses/prevention/treatment methodology of various diseases resulting from viruses, bacteria, parasites and genes as well as the occurrence prediction of diseases and the prevention of their spreading. Accordingly, this seminar provides the latest, high-level and practical education and research guidance in relation to the basic researches on various diseases and their control and containment. Receiving cooperation from Research Center for Wildlife Management, Education and Research Center for Food Animal Health (GeFAH) (Gifu), Avian Zoonoses Research Center (Tottori), and respective partner organizations, we have established a framework to research the various issues of zoonotic infections, domestic animal sanitation, public sanitation and environmental preservation. Through the participation of faculty members from partner organizations specializing in the relevant fields in addition to the full-time ones belonging to the two universities, we seek to improve the education and research system by strengthening the framework to engage in those fields.

### **【Department of Clinical Veterinary Science】**

Department of Clinical Veterinary Science has built an education and research system strongly paying attention to actual clinical settings by incorporating into it Animal Medical Center (Gifu) and Veterinary Medical Center and Field Science Center (Tottori). In

collaboration with faculty members from departments of Basic Veterinary Science and Veterinary Pathobiology and Applied Veterinary Science, this department practices drug discoveries using miRNA, sugar chains and stem cells and researches on how to cure intractable diseases (malignant tumors, autoimmune disease, inherited diseases, etc.). Owing to many of its faculty members promoting researches relating to the developmental engineering of industrial animals and public sanitation/domestic animal sanitation, this department is capable of conducting education and researches in close cooperation with other departments. Research cooperation in Department of Clinical Veterinary Science is active as well. Specifically, in addition to the clinical medicine for industrial animals emphasizing productivity, department of Clinical Veterinary Science works on the application of high-level veterinary medicine to domesticated animals in pursuit of treatments for companion animals, enabling it to execute practices and researches of high-level veterinary medicine for all animal species.